

ウズベキスタン共和国 人材育成支援無償（JDS）事業 準備調査

ファイナルレポート

平成 21 年 7 月
(2009 年)

独立行政法人国際協力機構
(JICA)

委託先
財団法人日本国際協力センター（JICE）

目 次

1. 人材育成支援無償（JDS）事業の背景・経緯	1
1-1. 過去に実施された JDS 事業の実績	1
1-2. 事業見直しの背景・目的	2
1-3. 本調査での調査内容	3
2. 実施体制の確認	6
3. ウ国におけるサブプログラムの選定	7
3-1. ウ国の開発計画・戦略等	7
3-2. 我が国の対ウ国の援助方針	8
3-3. サブプログラムの選定	9
3-4. 主管省庁・対象機関の決定	10
3-5. JICA が実施する大学配置	11
4. サブプログラムの基本計画	15
4-1. サブプログラム基本計画の策定	15
4-1-1. サブプログラム基本計画の検討方法	15
4-1-2. サブプログラムごとの検討状況	15
4-2. 4 ヶ年の受入人数（案）の策定	16
4-2-1. 4 ヶ年の受入人数（案）の検討方法	16
4-2-2. 4 ヶ年の受入人数（案）	17
4-3. サブプログラム 1：市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援	18
4-3-1. コンポーネント 1：ビジネス環境整備	18
4-3-2. コンポーネント 2：財政運営管理	22
4-3-3. コンポーネント 3：法体系整備	25
4-4. サブプログラム 2：経済インフラの更新・整備	28
4-5. サブプログラム 3：国際関係	32
5. 事業規模の積算	35
5-1. 事業の実施方法	35
5-2. 事業費積算	35
6. 第 2 バッチ以降の課題	37
6-1. 主管省庁の役割等	37
6-2. 対象機関の見直し等	37
6-3. 募集期間	40

1. 人材育成支援無償（JDS）事業の背景・経緯

人材育成支援無償事業¹（以下、JDS 事業とする）は、市場経済への移行に不可欠な法整備、経済・経営等の分野で人材育成への需要を抱えている開発途上国に対して、「社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の 21 世紀を担う指導者となることが期待される優秀な若手行政官、実務家、研究者等を対象とする人材育成であり、ひいては各留学生在が日本の良き理解者として両国の友好関係の基盤の拡大と強化に貢献すること」²を目的として、アジアの体制移行国であるインドシナ諸国及び中央アジア諸国を中心とし初年度の 1999 年度には、ウズベキスタン（以下、ウ国とする）、ラオスの 2 カ国で開始された。その後、初年度の 2 カ国以降対象国を広げ、2002 年度には対象国は 10 カ国に拡大、その後 2006 年度に新たに 1 カ国が対象となり、2008 年度現在、11 カ国から累計で約 1,800 名の留学生受入を実現してきている。

1-1. 過去に実施された JDS 事業の実績

1999 年、JDS 事業の開始とともにウ国においても JDS 事業が開始され、2008 年まですでに 178 名（うち 131 名帰国済）の JDS 生を送り出している。

表 1 過去の JDS 事業の実績

（2008 年 9 月現在）

	年度	分野		公・民セクター 比率		復職状況 ³ (前職復帰/留学総数)	
		数	内訳	公的	民間	帰国直後	現在
第1期	1999	4	法律、行政/公共政策、経済、経営	85%	15%	7/20	2/20
第2期	2000	5	法律、行政/公共政策、経済、経営、ICT ⁴	79%	21%	3/20	0/20
第3期	2001	6	法律、行政/公共政策、経済、経営、国際関係、ICT	60%	40%	3/20	0/20
第4期	2002	6	法律、行政/公共政策、経済、経営、国際関係、ICT	30%	70%	1/20	1/20
第5期	2003	6	法律、行政/公共政策、経済、経営、国際関係、ICT	45%	55%	1/20	1/20
第6期	2004	6	法律、行政/公共政策、経済、経営、国際関係、ICT	45%	55%	8/20	7/20
第7期	2005	7	法律、行政/公共政策、経済、経営、農業、ICT、工学	50%	50%	13名帰国(法律・工学分野の7名は留学中)復職状況は調査中。	
第8期	2006	8	法律、行政/公共政策、経済、経営、農業、ICT、工学、教育行政	60%	40%	留学中	

¹ 人材育成支援無償事業：現在 11 カ国を対象に我が国無償資金協力により実施されている人材育成（留学）スキーム。英文名称は、Japan Grant Aid for Human Resource Development Scholarships(JDS) Program

² 『人材育成支援無償事業運営ガイドライン』より

³ 当センターにて調査可能な範囲でのデータ

⁴ ICT：Information and Communication(s) Technology 情報通信技術

第9期	2007	8	法律、行政/公共政策、経済、経営、農業、 ICT、工学、教育行政	70%	30%	留学中
-----	------	---	-------------------------------------	-----	-----	-----

ウ国では、各分野で対応すべき開発課題に貢献するテーマを設定し、事業関係者間で共有するなどの取り組みが行われているものの、依然として以下のような課題が認識されていた。

(1) 対象分野の拡散

事業目的では対象分野は社会科学系に限定されていたが、近年、自然科学系分野での留学生派遣の要望も高く（特定技術の修得を目指す傾向が強まる）、その結果、分野数が増加し、総花的な分野設定となっていた。

(2) 帰国生の低定着率

ウ国社会におけるトップダウン方式による職場環境、また特に公務員の待遇面における条件の悪さに加え、経済低迷によって民間企業も十分な受け皿にならない雇用情勢等、帰国留学生が日本で身につけた知識や自己の能力を存分にウ国内で発揮できる環境は十分に整っているとは言い難い現状にある。それらにも起因し、帰国留学生の再来日や第三国への再渡航等の事例が他国に比べより多くなっている。来日前に一定期間母国で貢献する旨を誓約させた誓約書を取り付けているが、法的拘束力がないため、その効果の程については疑問が呈されていたため、2008年の第3回運営委員会で法的拘束力のある契約書の導入が決議された。

1-2. 事業見直しの背景・目的

過去9年間の事業全体としては、「留学で得た成果を自国において様々な形で活用し、貢献している」と相手国政府関係者より高い評価を得ているが、ウ国においては1-1に記載したような課題があり、JDS事業全体としては、

- ・事業実施対象国でのJDS事業の目的への理解のばらつき
- ・対象受入分野の拡張・拡散
- ・受入分野・人数の固定化
- ・JDS事業の目的に適った候補者の枯渇
- ・帰国後の留学生へのフォローアップの不足

等の課題が関係者間で認識されている。

一方、我が国のODAを取り巻く環境変化として、長引く経済不況と財政状況の悪化による大幅なODA予算削減、その結果、限られた資金をより有効に活用するため、援助理念や援助戦略をより一層明確にすることが求められ始めている。このような状況の下、より戦略的・機動的・効果的なODA実施のため、外務省での組織改編、本年10月に国際協力機構（以下、JICAとする）及び国際協力銀行（JBIC）の経済協力部門の統合が2008年10月に実施され、以来JDS事業はJICA所管事業となった。2006年以降JICAでは、限られた予算や人員での事業インパクトの拡大を目的として、事業を重点・開発課題に集中させるため、計画段階からプロジェクトを有機的に組み合わせる「協力プログラム」の考え方が導入され、「選択と集中」が促進されている。

今般のJDS事業の見直しは、前述の過去の事業の課題解決も含め、

- ・二国間ODAプログラムにおけるJDS事業の位置づけの明確化

より高い事業成果のため、現地調査を通じた先方政府のニーズの把握、対象国における開発

課題・JICA 協力プログラム・我が国の二国間 ODA 事業等との連携を意識して JDS 事業を位置づける

- ・ ODA 事業での留学制度としての位置づけの明確化

対象国の開発課題に対する寄与が明確に期待できる ODA 事業としての制度設計を行い、個人を支援対象とする文部科学省の国費留学生制度との位置づけの違いを明確化する等を実現できるよう実施された。

1-3. 本調査での調査内容

(1) 調査全体の調査内容

本調査では、対象国が留学を必要とする分野課題のニーズ、潜在的な候補者の規模等について調査を行い、同調査の結果に基づき次年度以降 4 ヶ年の事業計画及び事業経費の積算を行った。主な調査項目は以下の通りであり、調査は別添 1 のフロー図の通り実施された。

- ① 日本の援助方針、ウ国の開発ニーズに合致するサブプログラム／コンポーネント⁵の設定
- ② 各サブプログラム／コンポーネントに対応する対象機関の選定
- ③ 各サブプログラム／コンポーネントを主管する省庁（主管省庁）の選定
- ④ 各サブプログラム／コンポーネントに対応する教育プログラムを有する本邦受入大学の選定
- ⑤ 第 1 バッチ⁶の留学候補者の選考
- ⑥ 各サブプログラム／コンポーネントの事業計画（サブプログラム基本計画）の策定
- ⑦ 事業規模の決定
- ⑧ 4 ヶ年の事業費の積算

(2) 各調査段階における調査内容

ウ国における各段階での実施された具体的な調査内容は、以下の通り。

① 第一次現地調査

- ・ 関係者に対する JDS 事業の新しい枠組みの説明・確認（インセプションレポートの説明を含む）
- ・ 事業実施体制の確認
- ・ サブプログラム／コンポーネントに関する協議支援・調査
- ・ サブプログラム／コンポーネントに対応する対象機関の調査・検討・選定
- ・ サブプログラム／コンポーネントに対応可能な本邦受入大学についての情報提供
- ・ サブプログラム／コンポーネントに関する基本計画（第一次案）の検討・説明
- ・ 第二次現地調査準備（対象機関への 4 ヶ年分の候補者選定依頼、説明会の実施等）

② 第二次現地調査

- ・ インテリムレポート（調査の進捗及び受入大学配置計画案）の説明・確認

⁵ サブプログラム／コンポーネント：日本の援助方針や対象国の有する課題・ニーズ等に基づき「サブプログラム」を設定し、サブプログラムが複数の開発課題や研究分野等を含む場合、サブプログラムの中に複数の「コンポーネント」を設定する。なお、留学生は、設定されたサブプログラム／コンポーネントを踏まえ、自身の大学院での研究テーマを定める。

⁶ バッチ：各年度の留学生の派遣をバッチと呼ぶ。4 ヶ年の事業のうち、初年度の派遣は第 1 バッチとなる。

- ・ 対象機関との協議（提出された候補者リストの確認、想定される研究課題、帰国後の活用等）
- ・ 候補者選考（書類審査、語学・数学試験、受入大学教員・事業関係者による面接等）
- ・ 受入大学教員と対象機関関係者（主に主管省庁、第2バッチ応募候補者）との協議
- ・ 4ヵ年分の事業規模（留学生数（案））の設定
- ・ 各サブプログラム基本計画（第二次案）の策定

③ 第三次現地調査

- ・ 事業計画（サブプログラム・人数及びサブプログラム別の受入大学配置計画等）に関する協議・合意形成

日本国内では、以下の内容で調査を実施した。

① 国内事前準備

- ・ 各種資料（要請書、関連資料・報告書類）の収集、分析
- ・ 調査全体の方針・計画・実施方法の策定
- ・ 第一次現地調査準備（事前勉強会、対処方針会議への出席、資料作成等）

② 第一次国内解析

- ・ 第一次現地調査結果のとりまとめ・報告（プロGRESSレポート作成）
- ・ サブプログラム／コンポーネントに適切な本邦受入大学に関する調査、JICA が実施する配置案策定の支援業務
- ・ 4ヵ年の事業費の積算
- ・ 第一次現地調査結果及び解析の結果を踏まえたインテリムレポートの作成・報告
- ・ 第二次現地調査準備（第一次国内解析期間中、現地スタッフによる対象機関への事業の説明、候補者選定支援等を実施）

③ 第二次国内解析

- ・ 第二次現地調査で実施された選考結果に基づく最終的な大学配置案策定
- ・ 4ヵ年の事業費の積算
- ・ 第一次現地調査から事業費積算までを含めたドラフト・ファイナルレポートの作成・関係者への説明

④ 第三次国内解析

- ・ 本邦受入大学との各種調整（第1バッチの留学候補者に対する受入大学からの合格内諾の取り付け、出願手続き、入学手続き等）
- ・ 各種調整及び手続きの進捗に関するプロGRESSレポート2作成
- ・ 第一次現地調査から第三次国内解析の結果を踏まえたファイナルレポートの作成・関係者への報告

本調査の実施については、第一次現地調査にて官団員より先方政府（各国運営委員会）に対し

て、JDS 事業の見直しの背景、新方式⁷における事業の目的、実施の枠組み等の説明がなされるとともに、JICA が今後 4 ヶ年の事業の計画策定を目的とした調査を実施する旨説明がなされ、先方の了承を得て実施された。

⁷ 新方式：日本の援助方針（援助重点分野等）や対象国の有する課題・ニーズ等に基づき、対象国毎にサブプログラムを策定し、その上でサブプログラムへの取り組みに適した対象機関（中央省庁等）、本邦の受入大学を選定し、留学生の派遣を行う方式。4 ヶ年（4 期の留学生）を 1 つのパッケージとして、4 ヶ年にわたり同一のサブプログラム・対象機関・受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させるもの。また、受入大学は 4 ヶ年にわたり同一の対象国・対象機関の留学生を受け入れることにより、対象国に適した教育プログラムを提供することが可能となる。

2. 実施体制の確認

事業の実施体制については、第一次現地調査にて官団員より先方政府に対して、別添 2、3 に基づき、運営委員会の実施体制及び機能・役割、ウ国政府の負担事項等が説明され、先方の了承を得た。

運営委員会⁸については、ウ国側委員（閣僚会議、高等中等専門教育省、対外経済関係投資貿易省）及び日本側委員（在ウズベキスタン日本国大使館、JICA ウズベキスタン事務所、ウズベキスタン・日本人材開発センター）により構成され、事業の実施・運営について協議を行うことで合意に達した。実施体制に関しては、第 1 回運営委員会にて、在ウズベキスタン日本国大使館より、1999 年度の事業開始当初から見直しが行われていないウ国側運営委員の構成について、意思決定の迅速化を念頭に、ウ国側へ見直しの必要性の有無を確認したが、現在の構成で問題ない旨回答がなされ、現状の体制を維持することとなった。

⁸ 運営委員会：現地における JDS 事業の運営方針の決定、留学候補生の選考等をつかさどる。ウ国側から閣僚会議、高等中等専門教育省、対外経済関係投資貿易省の 3 機関、日本側から在ウ国日本国大使館及び JICA ウ国事務所、ウズベキスタン・日本人材開発センターの 3 機関が委員として選出されており、議長はウ国閣僚会議、副議長は在ウ国日本国大使館がつとめる。

3. ウ国におけるサブプログラムの選定

3-1. ウ国の開発計画・戦略等

ウ国では、1991年の独立以降、旧ソ連の社会主義体制から脱却するため、1997年10月に国家人材育成構想が発表された。

国家人材育成構想

【目標】教育制度の根本的な改革、旧来の思考体系の破棄、市場経済化に対応できる高度な人材育成を行うことが可能な国家教育制度の確立。

- (1) 教育、人材育成分野における競争原理の導入
- (2) 近代的な教授方法による開発、推進
- (3) 質の高い教員の導入による教育／人材育成分野に対する社会的評価の向上
- (4) 効率的な人材育成制度確立のための情報システム確立
- (5) 人材育成の量的及び質的側面に関する産業界との連携強化
- (6) 継続的な人材育成システムの確立に関しての財源確保
- (7) 人材育成に関するシステムについて諸外国からの協力確保

ウ国政府の大統領、大臣会議令によるイニシアティブ

- (1) 経済・行政改革（為替自由化、複数为替制度の廃止、民営化促進、経済運営における国家の役割の縮小等）
- (2) IT 振興（国家プログラム策定）
- (3) 中期経済開発計画の策定（Center for Economic Research を調整役として策定手法の検討グループを策定）
- (4) 司法改革（各種の法律について、見直しと刷新を目的として法科大学を中心に法整備委員会を組織）
- (5) 中小企業振興（ビジネスファンドによる低利融資の実施、外貨強制交換制度の適応を免除）
- (6) 農業改革（旧ソ連型の大規模集団農場から、フェルメル（民営農場）への転換促進）
- (7) 保健改革（1998年に保健改革国家プログラムを策定、各地に救急病院を設立するなどハード面での整備促進）
- (8) 教育改革（国家人材育成プログラムを策定し、職業高校の整備拡充を推進）

※（ ）内はウ国政府の取ったアクション

その後、ウ国の包括的な国家開発計画として、2005年3月に暫定福祉向上戦略文書（I - WISP⁹）が作成され、そして、2007年に WISP の最終版（Full strategy paper 2008-2010）が策定され、その後、ウ国の貧困削減戦略ペーパー（PRSP）として位置づけられている。

⁹ I - WISP : Interim Welfare Improvement Strategy Paper

「暫定福祉向上戦略文書（I - WISP）」

【目標】 所得増大や医療・教育・環境・社会保障へのアクセス拡大による国民生活水準の向上により、貧困削減の達成。

【4つの柱】

- ① 持続的な経済成長の達成：マクロ経済政策・公的支出管理・構造改革を通じた経済社会システムの市場化促進による効率的かつ公正な経済の活性化を目標とする。
- ② 人材育成と社会保障の向上：教育へのアクセス改善・保険医療サービスへのアクセス改善・労働市場整備及び雇用対策・公共サービスへのアクセス改善・児童福祉の向上・ジェンダー配慮・社会保障の充実を通じ、国民の社会厚生を最大化を図り、公平な国づくりを進めることを目標とする。
- ③ 地域間格差の是正：生活水準の格差解消と地方の潜在性拡大に資する諸条件の創造のために、国家プログラムと地方分権化との並行的な実施により、地域間格差の縮小と地方による責任ある行政の実施を促すことを目標とする。
- ④ 環境改善：経済政策と環境保護政策を統合的に作成することで、環境保護及び多様性の保護・人に優しい環境の創造を目標とする。

「貧困削減戦略ペーパー（PRSP）」

国民の所得向上と貧困削減のためには、経済成長を加速させる経済政策が必要である。

それを実現させるための手段として、

- ・ 減税措置や経済プロセスのなかへの政府の直接介入の制限
- ・ 規制や法的枠組みの簡素化
- ・ 国家金融資産の効率的な運用方法や国際基準に合致した適切な財政管理
- ・ WTO 加盟のための諸条件の達成
- ・ 民間セクター活性化

3-2. 我が国の対ウ国の援助方針

2006年9月に策定された「対ウズベキスタン国別援助計画」では、重点分野を以下の通りとしている。

「対ウズベキスタン国別援助計画」における重点分野

- ① 市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援
(市場経済化の取り組み自体の支援、WTO加盟の支援)
(金融・銀行システム、貿易管理、司法(民商法)改革、貿易促進、観光促進、中小企業振興、農業改革)
- ② 社会セクターの再構築支援(農業・農村開発、教育、保健医療、環境)
- ③ 経済インフラの更新・整備(運輸、エネルギー)
- ④ 地域内協力の促進

表 2 JICA 協力プログラム

援助重点分野	開発課題	協力プログラム
経済発展のための制度整備 および人材育成	民間セクターの活性化に資する行政・法基盤の整備	民間セクター活性化プログラム
	民間セクター実務人材の育成	
	国際経済への統合支援	
農業改革・地域開発	農業改革・地域開発	農業改革・地域開発プログラム
公共サービス改善	教育改革	職業教育拡充プログラム
	保健改革	保健改革プログラム
	環境保全、防災マネジメント	環境・防災プログラム
インフラ整備	公共事業の経営改善	輸送インフラプログラム
	インフラ設備の効率的利用促進	

各援助重点分野において抱える課題は多様であるが、共通した課題として、ウ国政府はこれまで様々な政策（大統領令、大臣会議令等）を打ち出してはいるが、行政官らによる実行力が乏しいため、解決には至っておらず、それぞれの開発課題を取扱う政府機関・関係省庁に対して直接的なキャパシティビルディング支援を行うとともに、制度面の整備支援を図ることが必要である。したがって、いずれの重点分野においても行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本プロジェクトによる人材育成支援が期待されている。

3-3. サブプログラムの選定

3-1、3-2 項のウ国の開発戦略及び日本の援助方針に基づき、第一次現地調査では JDS 事業の対象とするサブプログラムに関して運営委員会との協議が実施された。

官団員から、JDS 事業の対象として JICA が想定する 3 プログラム／5 コンポーネント（表 3）が提示され、対象機関候補の 7 つの機関より人材育成ニーズに関するヒアリングを行った結果、各機関の人材育成ニーズと JDS 事業主旨が合致していることが確認され、サブプログラムの内容に関してウ国側と基本的に合意に至った（詳細は、別添 4：第 1 回運営委員会議事録参照）。

表 3 第一次現地調査時の JDS 事業における援助重点分野等
(サブプログラム/コンポーネント)

JDS 援助重点分野等 (サブプログラム)		開発課題等 (コンポーネント)
1.市場経済発展と経済・産業振興のため の人材育成・制度構築支援	1-1	ビジネス環境整備
	1-2	財政運営管理
	1-3	法体系整備
2.経済インフラの整備・更新		
3.国際関係		

ウ国政府のイニシアティブの一つである「農業」分野に関しては、ウ国側運営委員である高等中等専門教育省より農業分野を加えるべきである旨要望が出されたが、農業分野に関しては、自

然科学分野の視点での農業分野は対象とならないが、農業経済を市場経済分野の中で扱うことが可能である旨、官団員より説明し、先方の理解を得ることができた。

協議の結果、最終的に表 4 のサブプログラム／コンポーネントがウ国における JDS 事業の対象となった（なお、国別援助計画の重点分野、JICA の協力プログラムとの対比は、別添 5 の通り）。

表 4 ウ国 JDS 事業での対象サブプログラム／コンポーネント一覧

サブプログラム／コンポーネント	主管省庁	対象機関
サブプログラム 1: 市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援		
コンポーネント 1: ビジネス環境整備	対外経済関係投資貿易省	対外経済関係投資貿易省、経済省、農水省、国家非独占化委員会、商工会議所、科学アカデミー経済研究所、社会経済研究センター、国家資産委員会、証券市場管理調整センター
コンポーネント 2: 財政運営管理	財務省	財務省、中央銀行、国家関税委員会、国家税務委員会、ウズベキスタン銀行協会、国立海外経済活動銀行、金融財政アカデミー、クレジット協会、マイクロファイナンス協会、社会経済研究センター
コンポーネント 3: 法体系整備	司法省	司法省、最高経済裁判所、財務省、対外経済関係投資貿易省、国家非独占化委員会、タシケント法科大学、管財人協会、弁護士協会、国会立法議会
サブプログラム 2: 経済インフラの更新・整備	国家資産委員会	国家資産委員会、国家建築建設委員会、ウズ公共サービス公社、ウズベクエネルギー（電力公社）、ウズ鉄道公社、自動車・河川輸送機構、ウズ自動車産業公社、ウズ化学産業公社、ウズ道路公社
サブプログラム 3: 国際関係	外務省	外務省、世界経済外交大学、対外経済関係投資貿易省

3-4. 主管省庁・対象機関の決定

（１）対象機関の決定

JDS 新方式では、対象サブプログラム／コンポーネントに対して応募者を推薦・公募する行政機関を定め、開発課題に関連性の深い機関にある程度まとまった人数を投入することで事業の効果向上を図っている。

国内事前準備において、外務省（外務本省、在ウズベキスタン国日本大使館）及び JICA（本部、ウズベキスタン事務所）による協議が実施され、対象となり得る関係機関を想定した上で、第一次現地調査において先方政府との協議を実施した。

官団員と先方政府との協議では、

- ・ 中央省庁等からの職員が主な対象となる場合、地方機関の職員の応募機会がなくなることが懸念されるとの先方政府の意見に対して、省庁推薦制は、必ずしも地方機関等からの応募の排除を意味するものではないとの日本側の考えを提示
- ・ JDS 事業を利用して修士課程へ進むことで、若手研究者の専門性を高める機会を設ける

ため高等教育機関も対象機関としたいとの先方政府の要望に対して、JDS 事業はあくまでも行政官を中心とした政策立案を担う人材育成であるとの日本側の考えを提示し、今後、追加検討することで合意

- ・ 対象機関の選出基準の根拠に対する先方政府からの質問に対して、基本的にはそれぞれの課題について管轄している省庁を設定したとの日本側の考えを提示

等の議論があったが、各サブプログラム／コンポーネントに対応する今年度の対象機関は表 4 の通りとすることで合意に達した（別添 4：第 1 回運営委員会議事録、参照）。

（２） 主管省庁の決定

第一次現地調査において、官団員より各サブプログラム／コンポーネントに対して複数の対象機関が設定されているため、それらの取りまとめ及び当該サブプログラム／コンポーネントの基本計画の策定・実施・評価に実質的な責任を持つ機関として、対象機関の中から主管省庁を設定する提案がなされ、先方政府との協議の結果、各サブプログラム／コンポーネントの対象機関を取りまとめる立場となる主管省庁を設定することで合意した。その後、第二次現地調査期間中に対象となる各機関より主管省庁に任命されることに対しての承諾を得ている。各サブプログラム／コンポーネントの主管省庁は表 4 の通り。

3-5. JICA が実施する大学配置

（１） 大学からの JDS 生受入に対する関心の確認

JDS 事業見直しの主旨において、同一の国・援助重点分野からの留学生を特定の受入大学に集中させ、ニーズに合致した指導を行うことが目的とされており、大学側に対して受入を積極的に行いたい対象国・開発課題、受入に際しての指導方針等について確認が行われた。具体的には、JICA より、これまで JDS 生の受入実績のある大学、各種事業において JICA と連携関係のある大学等に対して、対象 4 カ国¹⁰の想定開発課題¹¹を提示し、各大学より特に積極的に受入を行いたい分野課題に関して関心表明書の提出を募ったところ、22 大学 33 研究科から 122 件の提出があった。大学から提出された関心表明書には、①受入可能人数、②当該対象分野課題に対する取組みの基本方針、③プログラム内容、④JDS 以外の留学生受入状況等が記載されている。

提出された関心表明書について JICE は、全体の傾向の分析、新規大学に関する情報収集（JICA 事業との関連実績、その他留学制度による受入実績、英語による指導の状況等）、また過去 JDS 事業による受入実績のある大学に関しては、これまでのカリキュラム・受入体制等に関する課題についての整理を行った。また、第一次現地調査に際して、現地での受入大学に関する協議実施のために関心表明書の翻訳を行った。

① 提出状況

ウ国 8 件の想定開発課題に対して表 5 の通りの提出状況であった。農業関連の課題に関して、特に新規の大学からの提出が多かった。

¹⁰ 平成 20 年度はウ国に加え、ラオス、モンゴル、新規対象国のタジキスタンを対象としている。

¹¹ JICA 及び対象国の政府関係者との協議の結果定められたウ国の援助重点分野課題に関して、課題の背景、関連する JICA 事業、JDS 事業で想定されるニーズ等を一覧表として作成したもの。

表 5 ウ国想定開発課題に対する関心表明書の提出状況

想定開発課題		関心表明提出大学・研究科数 (うち新規大学)
1	ビジネス環境の整備	4
2	財政運営管理	5
3	法体系整備	1
4	公共事業の経営改善、インフラ整備の効率的利用促進	3
5	環境保全、防災マネジメント	6(1)
6	農業改革、地域開発	7(3)
7	保健改革	1
8	教育改革	1

大学別に見た場合、いずれも過去に受入実績のある大学ではあるが、5 大学 (6 究科) より複数課題に対して関心が示されており、大学・研究科として、幅広い分野に対応が可能な大学が JDS 事業に関して高い関心を持っていることがわかる。一方で、幅広い範囲への対応が可能であるだけでなく、ウ国の課題解決により適切な教育が実施されるためには、大学側によって提案されるウ国側のニーズに合致した研究活動促進が重要と考えられる。開発課題から見た場合、「環境保全」「農業改革」については、自然科学系の大学・研究科からの関心が多い。いずれの提案にも行政的な視点からの指導が行われる旨が記載されているが、技術的な指導に重点のある提案も見られることから、配置案策定に際してはウ国側のニーズの把握が重要となる。また「法体系整備」「保健改革」「教育改革」については、専門領域に特化した課題設定であることを反映してか、過去の JDS 事業においてウ国での「法律」「教育」分野での受入実績あるいは他国での「保健行政」での受入実績のある大学からの提案のみに止まった。

② 新規大学の特徴

新規に JDS 事業に対して関心表明を行った大学は、その大半が技術協力プロジェクト、技術研修員受入等、JICA 事業の実績を持っており、それに基づく現地とのネットワーク、経験を活かした関心表明が行われた。

実際に JDS 生の受入に際しては、JDS 事業の主旨・目的に対する理解のみならず、

- ・ 英語による授業、論文・研究指導に基づき、修士号取得が可能であること
- ・ 原則秋入学 (9 または 10 月)、2 年間の修学期間
- ・ 英語による留学生の受入体制が整っていること
- ・ 選考、出願・入学手続き等、JDS 事業のスケジュールに対応可能なこと

等の条件を満たすことが必要であり、JICE はその視点に基づき情報収集を行った。

③ 過去に受入実績のある大学の課題

関心表明が示された大学のうち、過去に類似の分野にて受け入れ実績がある大学・研究科に関して、大学のカリキュラム、受入体制等についての情報を抽出、整理を行い、受入に際しての課題の把握に努めた。整理された課題は、大学の得意分野以外の選択科目の充実や教員による講義内容の均質化等、別添 6 (「大学への改善申し入れ事項」欄) の通りであり、受入れにかかる大学

側の適切な対応の検討を依頼する。

（２） 大学配置案の策定

各大学から提出された関心表明書の内容、これまでの JDS 生等での留学生の受入実績、第一次現地調査での事業の対象プログラム／コンポーネントに関する協議・各サブプログラム／コンポーネントに対する受入大学に関する協議・暫定大学配置案の結果を受け、官団員帰国後、JICA により別添 6 の通り大学配置案が作成された。なお、サブプログラム「国際関係」は、第一次現地調査の協議を通じて新たにサブプログラムとして設定されたため、第一次現地調査後、以下の視点から配置大学の検討が行われた。

- ・ウ国 JDS 事業において国際関係分野での受入実績がある
- ・授業内容・教授陣に関して評価が高く、安定的に英語での授業・研究指導がおこなわれている

その結果、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科に配置予定となり、大学側の合意も得られている。

JICE は策定された配置案に対して、配置予定大学にその旨を通知するとともに、大学側に別添 7 のプロポーザルの提出を依頼した。同時に、各大学の JDS 生受入に関する課題の有無を確認、プロポーザル¹²の提出後はその内容と照合し、必要に応じて大学側との調整を行っている。

ウ国留学生の配置予定大学については、いずれも過去に JDS 生を受入れた実績を持つ大学・研究科であり、受入に関して大きな課題はないが、来年度以降の実際の受入に際しては、過去の JDS 事業との相違点、

- ・来日前・入学前の語学研修の廃止
- ・来日時期の変更
- ・第 1 バッチの候補者は、本調査にて決定するものの、2009 年度に無償資金の供与¹³が決定されるまで、JDS 事業の実施（ウ国からの留学生の派遣）が確定しないこと
- ・以上に伴う事務手続きに変更が見込まれること

等に対する理解・協力を得る必要があり、これらに関して説明・調整を行っている。

（３） 大学からのプロポーザル

大学に提出を依頼したプロポーザルの目的は、4 ヶ年分継続した特定国の特定テーマ（サブプログラム／コンポーネント）に関する留学生の受入に際して、大学側がどのように当該サブプログラム／コンポーネントに寄与する教育を実施することができるのかを提案してもらうことにある。

配置予定の 4 大学・5 研究科から提出されたプロポーザルでは、大学ごとにサブプログラムに応じた入学後の学習効率の向上のための来日前の事前指導、サブプログラムの理解を深めるための留学中の特別講義・セミナー等の実施、帰国後の卒業生へのフォローアップ等、大学が通常のカリキュラムとして実施する内容に加えて、対象サブプログラム／コンポーネントの重要課題解

¹² 受入予定大学が提供する教育の指導方針、カリキュラム、対象国のニーズに応えるための通常のカリキュラムに加えて特別に実施する指導・活動等に関して、大学側に提案を依頼。

¹³ 交換公文（E/N）の閣議決定、E/N 署名が行われ、無償資金の供与が決定される。E/N とは、日本側書簡と相手国側書簡からなる政府間取極め。

決に役立つ指導・活動等に関する提案がなされた。また、プロポーザルで提出された内容、特に大学側の指導方針、上述の課題解決に資する活動等に対する提案については、サブプログラム基本計画案策定のための大学教員と主管省庁との協議の資料として活用し、同内容について協議が実施された。

4. サブプログラムの基本計画

4-1. サブプログラム基本計画の策定

4-1-1. サブプログラム基本計画の検討方法

JICE では 3-4 項で選定された各サブプログラム／コンポーネントの対象機関の妥当性等の確認のため、第一次現地調査にて対象機関に対する調査を実施した。その結果を踏まえて、各サブプログラムにおける 4 ヶ年分の事業計画案（第一案）を策定し、運営委員会にて協議を行い、合意を得た。第二次現地調査では、受入大学の教員が現地にて第 1 バッチの応募者選考、第 2 バッチの応募候補者との面談、対象機関との協議を実施し、現地対象機関のニーズ・課題、応募候補者の能力レベル等の把握が行われた。その結果に基づき、サブプログラムの 4 ヶ年分の事業の基本計画案（第二案）を作成した。

なお、新方式では、受入大学が事業の計画・調査段階から主体的・積極的に参画することにより、対象国の課題に即した受入体制、指導内容を整備し、研究の質的向上、ひいては事業効果発現を促進することが大きな目的の一つとされている。JICE は第二次現地調査において、各受入大学から推薦された教員を現地に派遣し、運営委員会や対象機関との直接の協議の場を設けることにより、受入大学との協働によるサブプログラム基本計画（第二案）の策定を推進した。

各サブプログラムの基本計画（第二案）については、外務省・JICA の検討を経て、第三次現地調査にて官団員及び運営委員会との間で協議を実施し、同修正案の内容（特に案件目標や目標の指標が事業終了時の評価につながる旨）を説明し、先方政府の了承を得たうえで、最終的な 4 ヶ年の各サブプログラム基本計画（別添 8）を策定した。

4-1-2. サブプログラムごとの検討状況

JICE では 3-4 項で選定された各サブプログラム／コンポーネントの対象機関の妥当性等の確認のため、第一次現地調査にて以下の調査を実施した。

（１） 各サブプログラム/コンポーネントの対象機関の妥当性等の確認

（a）調査方法

対象機関を往訪し、（b）に関するヒアリングを行った。

（b）調査内容

- ① 組織としての役割、課題、研究ニーズ
- ② 潜在的候補者の有無（職員数、対象年齢者数、学士号取得率等）
- ③ 語学力
- ④ 帰国後の復職の可能性
- ⑤ 質問票回答依頼・回収
- ⑥ ショートリスト（以下、S/L とする）¹⁴、ロングリスト（以下、L/L とする）¹⁵の作成依頼・

¹⁴ ショートリスト：各対象機関により作成される JDS1 年目（第 1 バッチ）の候補者のリスト。原則、同リストに記載された候補者が 1 年目の応募者となる。また、大学教員が将来の候補者と面談するために、各対象機関により JDS2 年目（第 2 バッチ）の候補者のリストが作成されたが、これを第 2 バッチのショートリストと呼ぶ。

回収

⑦ 応募書類取り纏め依頼・提出状況の確認

(c) 調査を実施した機関

官団員による調査期間を含め、対象 35 機関中 15 機関に対し、訪問による調査を行った。
また、調査日程の都合等で訪問できなかった機関については、質問票取付けによる調査を行った。(別添 9「対象機関訪問リスト」、別添 10「対象機関調査結果一覧」、参照)

(2) 大学教員による専門的見地からの妥当性の確認

第二次現地調査では、各対象機関から応募された第 1 バッチの候補者の選考(書類選考・大学教員による面接・運営委員会による面接：具体的な実施方法・結果については別添 11 を参照)、第 2 バッチの応募候補者と受入大学教員による面談及び大学教員と対象機関関係者による協議を実施し、専門的見地からの応募者層の能力レベルの把握、対象機関におけるニーズの把握が行われた。

また、官団員より先方政府に対し、別添 12「受入大学からの提案による活動(モデルプラン)」に基づき、本活動の趣旨、及び本活動を行うにあたり必要な予算が措置される予定である旨説明し、先方の了承を得た。特に、本活動について、先方政府より提案等がある場合は 2009 年度事業の実施が正式に決定した後に行われる予定の第 1 回運営委員会における協議事項とすること、また協議の結果、同提案等が本活動の趣旨から妥当であると判断される場合は、日本側が受入大学に対して同提案の実施の検討を依頼することで合意した

4-2. 4 ヶ年の受入人数(案)の策定

4-2-1. 4 ヶ年の受入人数(案)の検討方法

0 項に記載した第一次現地調査及び第二次現地調査の結果に基づき、各サブプログラム／コンポーネントにおける 4 ヶ年分の受入人数規模について以下の通り検討を行った。

- ① 第一次現地調査で実施された対象機関に対する調査に基づき、JDS 事業に対する対象機関のニーズ、各サブプログラム／コンポーネントにおける課題・研究ニーズを確認。
- ② 第一次現地調査で実施された対象機関に対する調査に基づき、対象機関内にて、年齢及び学歴要件を満たす職員数を把握し、潜在的な応募候補者の母集団の存在を確認。
- ③ 対象機関において、課題に関連する業務に従事し、1 年後には応募可能な課題認識・能力を持つ人材について所属・個人名を挙げて第 2 バッチの応募候補者として S/L を確認し、さらに対象機関の人材育成計画及び組織の抱える課題、それらを踏まえて 2、3 年後に応募候補者となり得る人材の数を L/L として把握し、第 2 バッチ以降の応募候補者層の存在・規模を確認。
- ④ 各対象機関にて第 1 バッチの応募者を募集、受入予定大学による書類面接・面談・運営委員会による面談にて最終候補者までの選考を実施。
- ⑤ 第 2 バッチの S/L に挙げられた応募候補者に対して、受入大学教員との面談を実施し、ア

¹⁵ ロングリスト：各対象機関により作成される JDS2 年目～4 年目(第 2 バッチ～第 4 バッチ)の候補者のリストもしくは各対象機関が人材育成を行いたい部署名及び育成したい職員数等が記載されたリスト。ショートリスト、ロングリストをあわせて各対象機関における JDS での 4 ヶ年の人材育成リストとなる。

カデミックな視点での課題認識・専門性・語学力等のレベルの確認を実施。

- ⑥ ③～⑤の結果から、対象機関に存在する応募候補者（第 2 バッチの応募候補者及び L/L で提出された人数）のうち留学可能と推定される人数を想定。
- ⑦ 2008 年 5 月に日本政府が提示した 4 ヶ年の受入人数上限と、各サブプログラム／コンポーネントの優先度、応募者の状況（ニーズの高さ、応募者の能力等）、受入予定大学のキャパシティ等のバランスを鑑み、全体の受入人数（案）を検討。
- ⑧ 第三次現地調査での官団員と先方政府の協議により 4 ヶ年の受入人数（案）が確定。

4-2-2. 4 ヶ年の受入人数（案）

第三次現地調査において、官団員より先方政府に対し、別添 13「JDS 事業計画総表」及び別添 14「JDS 事業規模検討表」に基づき、2009 年度から 2012 年度までの合計 4 バッチ分の受入人数（案）及び同人数の算出過程について説明し、先方の了承を得た。なお、これらの表では、外務本省が発出した外務公電（2008 年 5 月）による受入人数の上限、第 1 バッチの選考結果、第 2 バッチ以降に見込まれる応募候補者の規模、受入大学の最大受入可能人数等が総合的に勘案され、各サブプログラム／コンポーネントにおける受入人数が算出されている。

合格者の辞退が発生した場合の対応としては、第三次現地調査における官団員と先方政府の協議の結果、以下のとおりとなった。

- ・ 辞退者と同じコンポーネント内の次点者を繰り上げて合格とすること
- ・ 同じコンポーネントに次点者がいない場合、他のコンポーネントの次点者を繰上げて合格とはできないが、4 バッチの受入人数を上限として、あるバッチで次点者不在により合格者数が少なくなった場合でも、次バッチ以降において、選考を通じて優秀な候補者が十分に存在することが確認できた場合、合格者数を調整することができる。

各サブプログラム／コンポーネントでの具体的な検討状況及び結果については、次項に述べる。

4-3. サブプログラム1：市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援

4-3-1. コンポーネント1：ビジネス環境整備

(1) 対象とすべき主な研究課題

旧ソ連型の経済システムに組み込まれていたウ国にとって、経済・産業振興のためには、民間セクターを中心とする裾野産業の拡大が不可欠である。現状のウ国における民間セクター振興における課題として、全般的には、

- ・ 民間セクター振興に関する政策の実行力が乏しい
- ・ 国際基準に沿った制度・手続きの未整備
- ・ 国際ビジネス感覚を持った人材の不足

等が認められており、調査の結果、対象9機関のうち、未回答の機関を除く7機関から次のような課題が挙げられた。7機関の共通の課題としては、対外経済活動促進と強化、市場原理の発展と競争環境の形成、民間セクター活性化、国際基準の導入にかかる環境整備、及びこれらを担う行政官の育成が挙げられる。

対象機関にて挙げられた具体的な課題及び期待する研究内容については、表6の通りである。

表6 サブプログラム1/コンポーネント1の対象機関の課題

対象機関	課題	期待するテーマ
対外経済関係投資貿易省*	・ 対外経済活動分野、具体的には輸出促進、海外からの投資促進、対外貿易自由化、対外関係の拡大と強化。 ・ 確固とした経済発展や経済向上の具体的方策の実行や世界的経済システムへの統合、輸出可能性発展の計画実行、対外経済の権利や利益の確保 ・ 海外政府や海外学術機関とウ国の経済的・財政的発展に向けた協力関係の構築 ・ 海外投資の呼び込みや投資計画実現へのモニタリング、海外投資家への必要不可欠な情報提供	市場経済発展と経済・産業振興、貿易管理、貿易促進、投資促進
国家非独占化委員会	・ 競争環境振興や経済活動不能企業の再編 ・ 独占活動規制 ・ 私企業活動振興・消費者の権利保護等	
商工会議所	・ 民間企業セクターの知識や役割を向上させる、ウ国内の民間企業の速やかな発展 ・ ウ国内の民間企業と、海外のパートナーや投資家との接触の機会拡大 ・ 民間企業活動に対し、情報入手や相談を含む幅広いサービス提供 ・ ウ国の海外商談のアレンジ、同様に海外企業のウズベキスタンへの招聘 ・ ウ国への国際基準や実践的ビジネスの導入のための法整備の準備 ・ 民間企業のための人材育成・教育システム発展の支援	中小企業振興、マーケティング、経営戦略、組織・人事、ベンチャー、会計

科学アカデミー経済研究所	・ 自由化の下での国家経済の競争化や発展方法論プログラム ・ 自由な企業発展のための、競争に基づいた推進メカニズムの形成や条件創生	市場経済発展と経済・産業振興、国際競争力の強化
マクロ経済予測研究所 ¹⁶	・ 銀行ファイナンス改革や自由化、また流通貨幣強化、税金・予算・クレジット政治の改善、国家通貨の安定に関する傾向分析や法案立案 ・ 経済再編成構造に関する立案や投資政治分野の根拠付け ・ 世界の経験に学び、国際的会計システム導入に関する立案	ファイナンス、会計、金融
国家資産委員会	・ ウ国経済における国の割合の減少や、民間セクターの役割と意義の著しい増加を目指す施策の実施 ・ 市場原理の発展と、競争環境の形成、私有財産の増加を促進するための、民有化・民営化プログラム策定及び実施	市場原理、民間企業・中小企業振興、経営戦略
証券市場管理調整センター	・ 旧国営企業や新生株式会社を利用した証券市場の長期的発展 ・ 証券市場の近代的インフラ形成や金銭技術的基盤の強化 ・ 証券市場のための人材の質の向上や育成	証券・金融システム
(削除検討中) 経済省	未回答	
(削除検討中) 農水省	未回答	

＊：主管省庁

ウ国が抱える課題と対象機関から挙げられた課題から、民間セクターの活性化に資する環境整備、国際経済への統合支援が重要な課題と考えられる。

現在、JICA の協力プログラムにおいて、民間セクター活性化プログラムとして、産業育成・貿易振興策に係る実務手法に関する能力向上、WTO 加盟をはじめとする国際経済への統合支援、そのための制度・手続き整備に関するアドバイザリー支援、将来の経済発展を担う行政官及びビジネス実務人材の育成が実施されている。具体的には、税務行政改善プロジェクトの実施、ウズベキスタン・日本人材開発センタープロジェクトの実施、経営・金融分野での商工会議所や高等教育機関へのシニアボランティアの配属等、幅広い援助が実施されている。

したがって、本サブプログラムにおいては、日本政府による各種援助事業との連携を踏まえ、民間セクター、国際経済を含むビジネス環境の整備に関する行政官の育成及び具体的な産業育成・貿易振興を検討できる行政官の育成を、促進することが適切であると考えられる。

(2) 対象機関のニーズ

各機関から JDS 事業の対象機関として選定されたことを歓迎し、ウ国の将来を担う若手職員が日本で学ぶ機会を得たことに対する感謝が述べられ、JDS 事業に対する高い期待が認め

¹⁶ 社会経済研究センターが大統領令により組織改編され、2008 年 7 月 30 日に名称変更。

られた。一般公募から省庁推薦制への変更により、応募のためには各組織が応募に値すると認めた人材が選出されること、ウ国の労働法では、雇用主の判断で学業のための休職が認められており、雇用契約時、または留学時に契約書を締結し、数年（2、3年、機関により異なる）の就業義務を課せられており、機関内での適切な人材の選出・帰国後の活用が期待できることが明らかとなった。

（３） JDS に対する留学ニーズ・４カ年の応募候補者の規模の確認

調査票より、各対象機関の職員数、そのうちの学歴・年齢要件を満たす層について確認を行ったところ、対象機関の職員数は、地方の職員も含めて約 1500 名、そのうち、年齢・学歴の要件を満たす対象者が約 700 名の規模で存在していることが確認された。

第一次国内解析時に、各対象機関よりショートリスト（S/L）、ロングリスト（L/L）の回収を行った。第 1 バッチ S/L にて各対象機関から挙げられた応募候補者数は 16 名（対外経済投資貿易省 3 名、国家非独占化競争企業活動支援委員会 3 名、商工会議所 3 名等）、L/L にて挙げられた応募候補者数は 40 名（マクロ経済予測研究所 15 名、商工会議所 13 名、国家資産委員会 4 名等）であり、４カ年にわたる応募候補者数は合計 56 名となり、各対象機関における JDS に対する留学ニーズが十分に存在すること、また、４カ年にわたり十分な応募候補者が存在することが確認できた。

（４） 面接を通じた第 1 バッチの最終留学候補者

第 1 バッチ S/L には 16 名がリストアップされたが、実際に応募者は 15 名であった。そして、アカデミックな視点を主眼とした受入大学による書類選考及び大学教員による面接の結果、大学より 6 名が受入可能であると判断された。その後、帰国後の自国への貢献度を主な評価ポイントとした運営委員会による総合面接を実施し、4 名が最終留学候補者として選考された。

（５） 第 2 バッチの応募候補者との面談

受入大学の教員が、第 2 バッチ S/L の応募候補者とは先方の業務上の理由から面談できなかったが、第 2 バッチ S/L の内容（所属、職位、研究テーマ、英語力等を含む）、主管省庁である対外経済投資貿易省との協議結果、今年度の応募者全体の質の高さ等から、第 2 バッチの潜在的候補者が質・量ともに今年度程度は見込まれることが想定され、具体的には、同大学のキャパシティも鑑みつつ、4 名程度は受入可能なレベルにあることが確認された。また、S/L にて提示された応募候補者が希望する研究テーマ、所属・従事する業務等が当該コンポーネントの抱える課題と合致していると考えられる点からも、応募候補者としての妥当性が確認できた。これにより、当該サブプログラムにおいては、第 1 バッチのみならず第 2 バッチにおいても同数程度の有望な応募候補者が存在することが想定され、今後 4 カ年にわたり毎年ほぼ同数の選考結果が期待できる。

以上、４カ年の応募候補者の規模、第 1 バッチの選考結果等から、1 バッチあたり 4 名、4 バッチ合計で 16 名が、当該サブプログラムにおける適切な受入人数の規模と判断される。

（６） 受入大学教員と対象機関関係者（主管省庁等）との協議

サブプログラム基本計画（案）の現状課題等の記述に基づいて協議が行われ、主管省庁より

実際の現状認識に合致していることが確認されるとともに、現地運営委員を構成する機関の一つとして、今年度より導入された一般公募から省庁推薦制への移行について、事業効果発現のために必要な改革である旨の発言がなされた。また、両者の間で、早稲田大学商学研究科が提供するビジネスコース（MBA）のカリキュラムと対象機関が抱える課題との合致度にかかる意見交換も行われ、主管省庁より、コース内容はほとんどの対象機関のニーズに対応しているとの発言がなされた。

本協議の結果を踏まえ、大学側からは、本サブプログラムでは、ビジネス環境整備にかかる政策立案可能な実務レベルの行政官の育成が重要である旨の意見が提出された。

（７） 受入大学による JDS 生の研究活動を促進するための提案

早稲田大学と現在協議中。

以上の結果を踏まえて、サブプログラム基本計画（第二案）を作成した。

（８） 当該サブプログラムにおける次バッチ以降の課題

対象機関について一部見直しの必要がある。詳細は後述 6.「第 2 バッチ以降の課題」参照。

4-3-2. コンポーネント 2：財政運営管理

(1) 対象とすべき主な研究課題

ウ国の市場経済への移行、持続的経済発展のためには、競争原理に基づく市場経済の一層の発展が不可欠であり、そのためにはマクロ経済の安定的発展が条件となる。マクロ経済の安定的発展には財政運営管理分野における政策と同分野における知識と技術の習得が必要とされているが、現状のウ国における財政運営管理における課題として、全般的には

- ・ 国家財政に関する制度の未整備
- ・ 金融制度・システムの未整備

等が認められており、調査の結果、対象 10 機関から次のような課題が挙げられた。10 機関の共通の課題としては、財政金融に関する制度、税財政等のシステムの改善、及び財政金融に関する専門性を持った人材の育成が挙げられる。

対象機関にて挙げられた具体的な課題及び期待する研究内容については、表 7 の通りである。

表 7 サブプログラム 1/コンポーネント 2 の対象機関の課題

対象機関	課題	期待するテーマ
財務省*	・ 予算状況の改善、予算執行制度の改善 ・ 国家財政統計の改良 ・ 国庫制度の改善	安定的な財政運営能力の向上、市場経済化推進のための政策策定能力強化
中央銀行	・ 自国通貨の安定を目指す金融政策実施 ・ 銀行制度への信頼度の向上	金融政策能力の向上、市場経済化推進のための政策策定能力強化
国立海外経済活動銀行	・ 銀行資本や資産の財政的安定強化や利益率向上 ・ 世界の銀行組織や財政系大学との連携活発化 ・ 人材の効率的利用につながる人事システムの開発	安定的な財政運営能力の向上、市場経済化推進のための政策策定能力強化
金融財政アカデミー	・ 高度な専門性を有した国際財務研究所等、国内外の専門家による最新の国際的教育プログラムを利用した修士課程での教育の実施 ・ 諸外国援助機関等との金融・財政分野における協力	安定的な財政運営能力の向上、金融政策能力の向上、市場経済化推進のための政策策定能力強化
国家税務委員会	・ 税務行政の実行 ・ 税務機関の職員のプロフェッショナルな能力と知識	税務行政能力の向上、市場経済化推進のための政策策定能力強化
国家税関委員会	・ リスク分析・管理 ・ 高度な専門性を身につけた、モチベーション及び道徳心の高い職員の育成	市場経済化推進のための政策策定能力強化
マクロ経済予測研究所	・ 銀行ファイナンス改革や自由化、また流通貨幣強化、税金・予算・クレジット政治の改善、国家通貨の安定に関する傾向分析や法案立案 ・ 経済再編成構造に関する立案や投資政治分野の根拠付け	ファイナンス、会計、金融

	・ 世界の経験に学び、国際的会計システム導入に関する立案	
(削除検討中) 銀行協会	・ ウ国の銀行システムの発展・改革	銀行システムの改善と強化、市場経済化推進のための政策策定能力強化
(削除検討中) クレジット協会	・ 信用組合の活動を定める現行法の問題と欠点の発見 ・ 信用組合の制度的整備、教育、マーケティング、コンサルティング他のサービス実施	市場経済化推進のための政策策定能力強化
(削除検討中) マイクロファイナンス協会	・ 協会会員企業の技術水準を高める ・ 社会的責任のある事業に係る基準を設けることで、協会会員によるクライアントの社会的保護状況を改善	市場経済化推進のための政策策定能力強化

＊：主管省庁

ウ国が抱える課題と対象機関から挙げられた課題から、市場経済の発展と民間セクターの活性化に資する財政運営管理が重要な課題と考えられる。

現在、JICA の協力プログラムにおいて、民間セクター活性化プログラムとして、金融・税務行政、将来の経済発展を担う行政官及び市場経済化に対応する人材の育成が実施されている。具体的には、税務行政改善プロジェクトの実施、企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクトの実施等、幅広い援助が実施されている。

そのため、本プログラムにおいては、財政運営管理に関する行政官の育成を、促進することが適切であると考ええる。

(2) 対象機関のニーズ

各機関から JDS 事業の対象機関として選定されたことを歓迎し、財政運営管理機能の向上には、公務員も同知識・能力を有する必要があること、分野を絞って人材育成を行うことは効果的である旨述べられ、JDS 事業に対する高い期待が認められた。また、省庁推薦制への変更により応募のためには各組織が応募に値すると認めた人材が選出されること、帰国後にはウ国の労働法には、雇用主の判断で学業のために休職させることができることになっており、雇用契約時、または留学時に契約書を締結し、数年（2、3 年、機関により異なる）の就業義務を課せられており（復職義務を課していない対象機関もある）、機関内での適切な人材の選出・帰国後の活用が期待できることが明らかとなった。

(3) JDS に対する留学ニーズ・4 ヶ年の応募候補者の規模の確認

調査票より、各対象機関の職員数、そのうちの学歴・年齢要件を満たす層について確認を行ったところ、対象機関の職員数は、地方の職員も含めて約 20,000 名強、そのうち、年齢・学歴の要件を満たす対象者が約 10,000 名の規模で存在していることが確認された。

第一次国内解析時に、各対象機関よりショートリスト (S/L)、ロングリスト (L/L) の回収を行った。第 1 バッチ S/L にて各対象機関から挙げられた応募候補者数は 26 名（財務省 4 名、対外経済銀行 6 名、中央銀行 4 名等）、L/L にて挙げられた応募候補者数は 29 名（財務省 12 名、社会経済調査センター 15 名等）であり、4 ヶ年にわたる応募候補者数は合計 55 名

となり、各対象機関における JDS に対する留学ニーズが十分に存在すること、また、4 ヶ年にわたり十分な応募候補者が存在することが確認できた。

(4) 面接を通じた第 1 バッチの最終留学候補者

第 1 バッチ S/L には 26 名がリストアップされたが、実際の応募者は 24 名であった。そして、アカデミックな視点を主眼とした受入大学による書類選考及び大学教員による面接の結果、大学より 5 名が受入可能であると判断された。その後、帰国後の自国への貢献度を主な評価ポイントとした運営委員会による総合面接を実施し、3 名が最終留学候補者として選考された（財務省 1 名、中央銀行 1 名、国立海外経済活動銀行 1 名）。

(5) 第 2 バッチの応募候補者との面談

受入大学の教員が、第 2 バッチ S/L のうち応募候補者 6 名と面談し、現在の職務内容、課題認識、日本留学への意欲、英語力等につき概要を把握したところ、実際の入学まで約 2 年あることも加味しつつ、第 2 バッチの潜在的候補者が質・量ともに相当程度見込まれることが確認された。具体的には、同大学のキャパシティも鑑みつつ、3 名程度は受入可能なレベルにあることが確認された。また、応募候補者が示した職務上の課題認識、応募候補者の所属・従事する業務等が当該コンポーネントの抱える課題と合致していると考えられる点からも、応募候補者としての妥当性が確認できた。これにより、当該サブプログラムにおいては、第 1 バッチのみならず第 2 バッチにおいても同数程度の有望な応募候補者が存在することが確認でき、今後 4 ヶ年にわたり毎年ほぼ同数の選考結果が期待できる。

以上、4 ヶ年の応募候補者の規模、第 1 バッチの選考結果、第 2 バッチの応募候補者の面談結果等から、1 バッチあたり 3 名、4 バッチ合計で 12 名が、当該サブプログラムにおける適切な受入人数の規模と判断される。

(6) 受入大学教員と対象機関関係者（主管省庁等）との協議

サブプログラム基本計画（案）の現状課題等の記述に基づいて協議が行われ、財務省より実際の現状認識に合致していることが確認された。また、書類選考の結果を見る限り、中央銀行や国立海外経済活動銀行等の金融機関に選考通過者が偏っている印象を受けるとの質問に対し、受入大学からは、応募者の所属先をもって優遇することではなく、本人の研究計画や語学力をもとに公平に選考しているとの回答があった。

本協議の結果を踏まえ、大学側からは、本サブプログラムでは、財政運営管理にかかる政策立案可能な行政官の育成が重要である旨の意見が提出された。

(7) 受入大学による JDS 生の研究活動を促進するための提案

今年度の選考や次年度候補者との面談、主管省庁との協議等を通じて、以下のとおり受入大学により通常カリキュラムに加えて、サブプログラムの課題解決を担う JDS 生の研究活動を促進するための提案がなされた。

（留学前）基幹科目（計量経済学、ミクロ経済学、マクロ経済学）の計画的な履修を義務付け。

（留学中）日本政府および地方公共団体等の財政・税制・産業政策当局者等を招聘してのセ

ミナー、政府機関や企業へのフィールドトリップ等の実施。
(帰国後) 同大学派遣講師による日ウ共同セミナーの開催。

以上の結果を踏まえて、サブプログラム基本計画（第二案）を作成した。

(8) 当該サブプログラムにおける次バッチ以降の課題

対象機関について一部見直しの必要がある。詳細は後述 6.「第 2 バッチ以降の課題」参照。

4-3-3. コンポーネント 3：法体系整備

(1) 対象とすべき主な研究課題

ウ国の経済・産業振興には輸出振興が不可欠であり、そのためには WTO をはじめとする国際経済への統合を視野に入れた、国際基準に沿った制度・手続きの改善が必要である。また、ウ国の市場経済への移行、持続的経済発展のためには、競争原理に基づく市場経済の一層の発展が不可欠であり、市場経済移行を促進する法制度が必要とされている。現状のウ国の法体系整備における課題として、全般的には

- ・ 行政法の未整備
- ・ 国際経済法の未整備
- ・ 経済法の未整備
- ・ 対外経済活動分野に関する法制度の未整備

等が認められており、調査の結果、対象 9 機関のうち、未回答の機関を除く 7 機関から次のような課題が挙げられた。7 機関の共通課題としては、市場経済への移行を促進する法制度、国際経済への統合を視野に入れた国際基準に沿った法制度、及びこれらを担う行政官の育成が挙げられる。

対象機関にて挙げられた具体的な課題及び期待する研究内容については、表 8 の通りである。

表 8 サブプログラム 1/コンポーネント 3 の対象機関の課題

対象機関	課題	期待するテーマ
司法省（＊）	・ 行政法、国際経済法、民法、国際調停法、国際社会人道法、経済法全般	市場経済と産業発展のための法体系整備
最高経済裁判所	・ ウ国経済裁判法新版案の作成等	市場経済と産業発展のための法体系整備
財務省	・ 予算状況の改善、予算執行制度の改善 ・ 国庫制度の改善	財務、予算等に関する法体系整備
対外経済関係投資貿易省	・ 対外経済活動分野、具体的には輸出促進、海外からの投資促進、対外貿易自由化、対外関係の拡大と強化 ・ 経済発展や経済向上の具体的方策の実行や世界的経済システムへの統合	市場経済と産業発展のための法体系整備

タシケント法科大学	・ 研究職員の育成（大学院生、若手研究者、法学博士の輩出） ・ ウズベク語及びロシア語での法学分野の教科書の作成と発行	市場経済と産業発展のための法体系整備
弁護士協会	・ 民主主義・法治国家に相応しい力を有した独立した弁護活動体制整備 ・ 法律の厳守及びその履行に係る職業倫理の確立	市場経済と産業発展のための法体系整備
国家非独占化委員会	・ 競争環境振興や経済活動不能企業の再編 ・ 独占活動規制 ・ 私企業活動振興・消費者の権利保護等	
（削除検討中） 管財人協会	未回答	
（削除検討中） 国会立法議会	未回答	

＊：主管省庁

ウ国が抱える課題と対象機関から挙げられた課題から、市場経済の発展と民間セクターの活性化に資する法体系整備の支援が重要な課題と考えられる。

現在、JICA の協力プログラムにおいて、民間セクター活性化プログラムとして、法制度に係る実務手法に関する能力向上、WTO 加盟をはじめとする国際経済への統合のための制度・手続きに関するアドバイザー支援、将来の経済発展を担う行政官の育成が実施されている。具体的には、税務行政改善プロジェクトの実施、企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクトの実施等、幅広い援助が実施されている。

そのため、本サブプログラムにおいては、日本政府による各種援助事業との連携を踏まえ、民間セクターを活性化、市場経済化を促進する法体系整備に関する行政官の育成を促進することが適切であると考えられる。

（２） 対象機関のニーズ

各機関から JDS 事業の対象機関として選定されたことを歓迎し、ウ国の将来を担う若手職員が日本で法制度を学ぶ機会を得たことに対する感謝が述べられ、JDS 事業に対する高い期待が認められた。省庁推薦制への変更により、応募のためには各組織が応募に値すると認めた人材が選出されること、ウ国の労働法では、雇用主の判断で学業のために休職させることができることになっており、雇用契約時、または留学時に契約書を結び、数年（2、3 年、機関により異なる）の就業義務を課せられており（但し、海外の奨学金の場合は、これまで特に制約がなかったが、同様の契約を交わすことの検討が必要との意見あり）、機関内での適切な人材の選出・帰国後の活用が期待できることが明らかとなった。

（３） JDS に対する留学ニーズ・４ヵ年の応募候補者の規模の確認

調査票より、各対象機関の職員数、そのうちの学歴・年齢要件を満たす層について確認を行ったところ、対象機関の職員数は、地方の職員も含めて約 4000 名、そのうち、年齢・学歴の要件を満たす対象者が約 1000 名強の規模で存在していることが確認された。

第一次国内解析時に、各対象機関よりショートリスト（S/L）、ロングリスト（L/L）の回収を行った。第1バッチ S/L にて各対象機関から挙げられた応募候補者数は8名（司法省2名、最高経済裁判所2名、弁護士協会3名等）、L/L にて挙げられた応募候補者数は43名（司法省5名、最高経済裁判所10名、対外経済投資貿易省1名等）であり、4ヵ年にわたる応募候補者数は合計51名となり、各対象機関における JDS に対する留学ニーズが十分に存在すること、また、4ヵ年にわたり十分な応募候補者が存在することが確認できた。

（4） 面接を通じた第1バッチの最終留学候補者

第1バッチ S/L には8名がリストアップされ、実際の応募者も8名であった。そして、アカデミックな視点を主眼とした受入大学による書類選考及び大学教員による面接の結果、大学より3名が受入可能であると判断された。その後、帰国後の自国への貢献度を主な評価ポイントとした運営委員会による総合面接を実施し、2名が最終留学候補者として選考された。

（5） 第2バッチの応募候補者との面談

受入大学の教員が、第2バッチ S/L のうち応募候補者2名と面談し、現在の職務内容、課題認識、日本留学への意欲、英語力等につき概要を確認したところ、実際の入学までの約2年間で応募者が相当程度努力することを加味すれば、第2バッチの潜在的候補者が質・量ともに相当程度見込まれることが想定された。具体的には、同大学のキャパシティも鑑みつつ、2名程度は受入可能なレベルにあることを想定している。また、応募候補者が示した職務上の課題認識、応募候補者の所属・従事する業務等が当該コンポーネントの抱える課題と合致していると考えられる点からも、応募候補者としての妥当性が確認できた。これにより、当該サブプログラムにおいては、第1バッチのみならず第2バッチにおいても同数程度の有望な応募候補者が存在することが想定でき、今後4ヵ年にわたり毎年ほぼ同数の選考結果が期待できる。

以上、4ヵ年の応募候補者の規模、第1バッチの選考結果、第2バッチの応募候補者の面談結果等から、1バッチあたり2名、4バッチ合計で8名が、当該サブプログラムにおける適切な受入人数の規模と判断される。

（6） 受入大学教員と対象機関関係者（主管省庁等）との協議

サブプログラム基本計画（案）の現状課題等の記述に基づいて協議が行われ、司法省国際局長からは内容につき同意するとともに、留学生には日本の法整備の内、特に破産法や経済法について理解を深めて欲しい旨の発言があった。大学側からは、各対象機関からの応募者数が伸び悩んだ理由や、次年度は何名程度の推薦者を期待できるか等の質問が出され、司法省からは次年度は可能な範囲で多くの応募者を推薦する旨の回答があった。

本協議の結果を踏まえ、大学側からは、本サブプログラムでは、法整備にかかる実務レベルの人材育成が重要である旨の意見が提出された。

（7） 受入大学による JDS 生の研究活動を促進するための提案

今年度の選考や次年度候補者との面談、主管省庁との協議等を通じて、以下のとおり受入大学より通常カリキュラムに加えて、サブプログラムの課題解決を担う JDS 生の研究活動を

促進するための提案がなされた。

(留学前) 指導教官をウ国に派遣し、来日前の留学生との面談を通じた、研究テーマ設定に係るアドバイス、研究計画作成の指導等の実施。

(留学中) 日本国内のウズベキスタン法整備支援専門家による特別講義。また、ウ国の有力な法曹実務家招聘によるセミナー。

(留学後) 名古屋大学日本法教育研究センター(*)との連携による最新日本法に関するリフレッシュ研修 (※) タシケント法科大内に設置されている研究センター

以上の結果を踏まえて、サブプログラム基本計画(第二案)を作成した。

(8) 当該サブプログラムにおける次バッチ以降の課題

対象機関のうち、ニーズ調査の段階から質問票の回答も応募も全くない機関が2機関あり、次バッチ以降において引き続き対象機関として残すか否かを、今後検討する必要があると考える。

また、応募総数が8通と他と比して少なく、当該コンポーネントの競争率低下に繋がったと考える。先方政府の事業実施機関である高等中等専門教育省より、次年度以降はウズベキスタン国立大学や経済大学といった高等教育機関の法務関係学部からの応募者推薦を希望していることから、より優秀な候補者と一定の競争率を確保するためには、対象機関の裾野を広げることを検討する必要がある。(詳細は後述6.「第2バッチ以降の課題」参照)

4-4. サブプログラム2: 経済インフラの更新・整備

(1) 対象とすべき主な研究課題

経済成長にむけた基盤整備には、社会・経済インフラとそのシステムが必要とされているが、現状のウ国におけるインフラとシステムにおける課題として、全般的には

- ・ インフラの老朽化
- ・ 技術者の国外流出によるメンテナンス技術の低下
- ・ 管理、運営面での非効率と技術不足

等が認められており、調査の結果、対象9機関のうち、未回答の機関を除く8機関から次のような課題が挙げられた。8機関の共通の課題としては、対象機関が対処すべき課題に対する職員の技術・能力・知識の不足と非効率性が挙げられる。

対象機関にて挙げられた具体的な課題及び期待する研究内容については、表9の通りである。

表9 サブプログラム2の対象機関の課題

対象機関	課題	期待するテーマ
国家資産委員会*	・ ウ国経済における公的セクターの占める割合の減少や、民間セクターの成長と拡大を目指す施策の実施 ・ 市場原理の発展と、競争環境の形成、私有財産の増加を促進するための、民有化・民営化プログラム策定及び実施	民間セクター振興、公共事業と社会基盤の理解
公共サービス公社	・ 公共サービス部門における経済改革問題を規定する法案・規制案作成	公共事業と社会基盤の理解、公共インフラ

	・ 住宅・光熱部門に係る公共サービス、エンジニアリングサービス他の業務での競争環境導入 ・ 公共サービス、技術条件、技術基準関連法の地方自治体、企業、市民による遵守状況のモニタリング実施	の効率化とマネジメント強化
ウズベクエネルギー（電力公社）	・ 電力及び熱エネルギーの生産、輸送、配分、販売 ・ エネルギー産業の人材育成強化と、近代的な省エネ技術の導入分野における人材育成強化 ・ 近代的省エネ技術導入に必要な潜在的投資の模索	公共インフラの効率化とマネジメント強化
鉄道公社	未回答（職員総数や比率等の回答のみ）	同左
自動車・河川輸送機構	・ 自動車・河川輸送会社や自動車・河川輸送実行に関わる標準化された基礎作り ・ 経済部門や輸送人口の要求に答えた自動車・河川輸送発展のプログラム遂行 ・ 自動車・河川輸送分野の技術的政策 ・ 人材の質向上のための教育の機会提供	工業・産業構造の制度とマネジメント改善、公共事業と社会基盤の管理と運営
自動車公社	・ 輸送機材の生産拡大 ・ 自動車製造にかかわる材料の地元調達・生産と輸出強化	工業・産業構造の制度とマネジメント改善、公共事業と社会基盤の管理と運営
化学産業公社	・ 化学産業における近代化、再編、再装備や効果的省エネ技術導入、生産や組み立てのローカライゼーションに係る技術政策の実施 ・ 化学産業の安定的発展、競争性のある化学製品の生産拡大、輸出ポテンシャル拡大に向けられた中長期プログラム策定と実施 ・ 国内外の投資誘致による化学産業系企業の大幅改革と民営化 ・ 市場経済に適応するためのエンジニア・技術系職員、経営系職員の技能向上、再教育	工業・産業構造の制度とマネジメント改善、公共事業と社会基盤の管理・運営
（削除検討中） 国家建築建設委員会	・ 都市計画や都市計画活動の国家政策の実現 ・ プロジェクトの質や、都市計画や都市計画基準に関する法遵守 ・ 市場経済移行の調整やモニタリング	都市計画、市場経済への移行、公共インフラの効率化とマネジメント強化
（削除検討中） 道路公社	・ 自動車道の建設、債権、修理、維持 ・ 国際的意義をもつ自動車道の建設や修理	工業・産業構造の制度とマネジメント改善

*：主管省庁

ウ国が抱える課題と対象機関から挙げられた課題から、経済成長のボトルネックとなっている老朽化したインフラの更新、管理・運営面での効率化の技術協力を進める支援が重要な課題と考えられる。また、実際にインフラの管理・運営を行っている国営企業の経営能力強化への支援も重要である。

現在、JICA の協力プログラムにおいて、輸送インフラ整備プログラムとして、国際幹線道路の修復・復旧、道路事業の経営改善、維持管理技術の向上によるインフラ設備の効率的利用促進が実施されている。具体的には、道路運輸分野に対する域内協力案件として、道路行政アドバイザーや道路維持管理能力向上プロジェクトの実施の検討、円借款案件として、タシクザール・クルグムガン鉄道新線建設事業、タシケント火力発電所近代化事業の実施まで、幅広い援助が実施されている。

そのため、本サブプログラムにおいては、日本政府による各種援助事業との連携を踏まえ、経済インフラの更新・整備に関する行政官の育成及び国営企業において実際にインフラの管理・運営に携わっている職員の育成を促進することが適切であると考ええる。

(2) 対象機関のニーズ

各機関から JDS 事業の対象機関として選定されたことを歓迎し、ウ国の将来を担う若手職員が日本でインフラ整備にかかる国営企業の経営改善等を学ぶ機会を得たことに対する感謝が述べられ、JDS 事業に対する高い期待が認められ、省庁推薦制への変更により応募のためには各組織が応募に値すると認めた人材が選出されること、帰国後にはウ国の労働法には、雇用主の判断で学業のために休職させることができることになっており、雇用契約時、または留学時に契約書を結び、数年（2、3 年、機関により異なる）の就業義務を課せられており（但し、調査結果では、休職後の復職を保証、または確保すると回答した機関が多数）、機関内での適切な人材の選出・帰国後の活用が期待できることが明らかとなった。

(3) JDS に対する留学ニーズ・4 ヶ年の応募候補者の規模の確認

調査票より、各対象機関の職員数、そのうちの学歴・年齢要件を満たす層について確認を行ったところ、対象機関の職員数は、地方の職員も含めて約 50,000 名、そのうち、年齢・学歴の要件を満たす対象者が約 1600 名の規模で存在していることが確認された。

第一次国内解析時に、各対象機関よりショートリスト（S/L）、ロングリスト（L/L）の回収を行った。第 1 バッチ S/L にて各対象機関から挙げられた応募候補者数は 32 名（ウズベク エネルゴ 10 名、ウズ自動車公社 9 名、ウズ鉄道公社 9 名等）、L/L にて挙げられた応募候補者数は 62 名（国家資産委員会 7 名、自動車河川輸送公社 13 名、ウズ化学産業公社 6 名等）であり、4 ヶ年にわたる応募候補者数は合計 94 名となり、各対象機関における JDS に対する留学ニーズが十分に存在すること、また、4 ヶ年にわたり十分な応募候補者が存在することが確認できた。

(4) 面接を通じた第 1 バッチの最終留学候補者

第 1 バッチ S/L には 32 名がリストアップされ、実際の応募者も 32 名であった。そして、アカデミックな視点を主眼とした受入大学による書類選考及び大学教員による面接の結果、大学より 8 名が受入可能であると判断された。その後、帰国後の自国への貢献度を主な評価ポイントとした運営委員会による総合面接を実施し、5 名が最終留学候補者として選考された。

(5) 第 2 バッチの応募候補者との面談

受入大学の教員が、第 2 バッチ S/L のうち応募候補者の一部と面談し、現在の職務内容、課題認識、日本留学への意欲、英語力等につき概要を把握したところ、実際の入学まで約 2

年あることも加味しつつ、第 2 バッチの潜在的候補者が質・量ともに相当程度見込まれることが確認された。具体的には、同大学のキャパシティも鑑み、6 名程度は受入可能なレベルにあることが確認された。また、出席した応募候補者が示した職務上の課題認識、応募候補者の所属・従事する業務等が当該コンポーネントの抱える課題と合致していると考えられる点からも、応募候補者としての妥当性が確認できた。これにより、当該サブプログラムにおいては、第 1 バッチのみならず第 2 バッチにおいても同数程度の有望な応募候補者が存在することが確認でき、今後 4 ヶ年にわたり毎年ほぼ同数の選考結果が期待できる。

以上、4 ヶ年の応募候補者の規模、第 1 バッチの選考結果、第 2 バッチの応募候補者の面談結果等から、第 1 バッチは 5 名となるが、第 2～4 バッチについては 2008 年 5 月に日本政府が提示した 4 ヶ年の受入人数の上限、及び他のサブプログラム（後述する「国際関係」）との人数バランスを勘案し各 4 名が妥当であり、4 バッチ合計で 17 名が当該サブプログラムにおける適切な受入人数の規模と判断される。

（６） 受入大学教員と対象機関関係者（主管省庁等）との協議

ウ国が抱える経済インフラ整備にかかる現状課題などについて協議が行われ、国家資産委員会からは同委員会の責務である国営企業の民営化と日本の成功例に触れるとともに、ウ国のインフラ整備において最も重要な要素の一つは、国際基準に沿った原材料や部品・製品の品質、行政サービス等の規格・標準化であり、ウ国ではまだ十分でないこの分野を改善することで初めて、ウ国が世界経済に適応できる競争力を得ることができると考えるとの説明があった。受入大学は、各種産業のサプライチェーン改善の観点からこの提案に賛同するとともに、同大学の指導方針の説明や、経営学の視点から国営企業の経営改善に資する人材育成を通じて、対象機関の能力向上を支援する旨の発言がなされた。

本協議の結果を踏まえ、大学側からは、本サブプログラムでは、政策立案可能な行政官の育成とともに国営企業の経営改善を通じた経済インフラの更新・整備が可能な人材育成が重要である旨の意見が提出された。

（７） 受入大学による JDS 生の研究活動を促進するための提案

今年度の選考や次年度候補者との面談、主管省庁との協議等を通じて、以下のとおり受入大学より通常カリキュラムに加えて、サブプログラムの課題解決を担う JDS 生の研究活動を促進するための提案がなされた。

（留学前）来日後の学業及び留学生生活の円滑な滑り出しを目的として、統計学、ミクロ及びマクロ経済学、コンピューター操作等の復習と習熟を指導する等。

（留学中）日本の経済インフラ発展の歴史と現在、発展による様々な産業振興と現在の課題などの知識を深めることを目的とした、外部の日本人専門家による特別講義やフィールドトリップ等。

（留学後）国際大学卒業生ネットワークへの参加

以上の結果を踏まえて、サブプログラム基本計画（第二案）を作成した。

(8) 当該サブプログラムにおける次バッチ以降の課題

対象機関のうち、組織規模が小さく応募要件を満たす推薦者を確保できない等の理由から、推薦辞退の旨を表明している機関が 2 機関ある。本件については、次バッチ以降において引き続き対象機関として残すか否かを、今後検討する必要があると考える。また、主管省庁と受入大学との協議において、主管省庁より追加提案のあったウズベキスタン規格化標準認証機構についてもあわせて検討する必要がある（詳細は後述 6.「第 2 バッチ以降の課題」参照）。

4-5. サブプログラム 3：国際関係

(1) 対象とすべき主な研究課題

中央アジアの地域内協力に貢献し、地域内協力の促進に資する人材の育成が必要とされているが、現状のウ国における地域内協力を含む国際関係分野における課題として、全般的には

- ・ 地域の協調政策に関する調整能力の不足
- ・ 海外からの投資促進、対外貿易自由化、対外関係の拡大と強化
- ・ 市場経済化を進めるための制度及び人材の不足

等が認められており、調査の結果、対象 3 機関からは次のような課題が挙げられた。

3 機関にて挙げられた具体的な課題及び期待する研究内容については、表 10 の通りである。

表 10 サブプログラム 3 の対象機関の課題

対象機関	課題	期待するテーマ
外務省*	・ アジア太平洋と中央アジアの国際関係 ・ 国際法 ・ 国際経済	国際関係、国際社会、地域研究
世界経済外交大学	・ 教育の質の向上、国際基準の達成 ・ 最新の教育術の導入と、教授・講師陣の熟練度向上 ・ 修士教育の向上	国際関係、国際社会、地域研究
対外経済投資貿易省	・ 対外経済活動分野、具体的には輸出促進 ・ 世界市場での複合マーケティング調査、国内・国外市場の発展に関する深い分析や予測、海外パートナーとの貿易経済関係の強化 ・ 経済発展や経済向上の具体的方策、世界的経済システムへの統合 ・ 海外政府や海外学術機関とウ国の経済的・財政的発展に向けた協力関係の構築 ・ 海外投資の呼び込みや投資計画実現へのモニタリング、海外投資家への必要不可欠な情報提供	国際関係、国際社会、地域研究

*：主管省庁

ウ国が抱える課題と対象機関から挙げられた課題から、地域内協力の促進に資する国際関係分野に関する支援が重要な課題と考えられる。

現在、JICA の協力プログラムにおいては、2004 年に提唱された「中央アジア＋日本」の中で、中央アジアがまとまって協力し、地域的課題の解決に努め、共に安定と繁栄を目指す

ことが重要であるとして、こうしたアプローチを支援することとしている。

そのため、本サブプログラムにおいては、地域内協力を推進するために必要な能力を有する行政官の育成及び具体的な計画策定を検討できる行政官の育成を、日本政府による各種援助事業との連携を踏まえ、促進することが適切であると考ええる。

(2) 対象機関のニーズ

各機関から JDS 事業の対象機関として選定されたことを歓迎し、職員の能力向上が見込まれること、今後の二国間強化のための人材育成に対する期待が述べられ、JDS 事業に対する高い期待が認められた。また、省庁推薦制への変更により応募のためには各組織が応募に値すると認めた人材が選出されること、帰国後にはウ国の労働法には、雇用主の判断で学業のために休職させることができることになっており、雇用契約時、または留学時に契約書を結び、数年（2、3 年、機関により異なる）の就業義務を課せられており（但し、対象 3 機関の回答では、復職できる等の回答）、機関内での適切な人材の選出・帰国後の活用が期待できることが明らかとなった。

(3) JDS に対する留学ニーズ・4 カ年の応募候補者の規模の確認

調査票より、各対象機関（但し、外務省に関するデータについては一部不明のため含まず）の職員数、そのうちの学歴・年齢要件を満たす層について確認を行ったところ、対象機関の職員数は、地方の職員も含めて約名 800 名、そのうち、年齢・学歴の要件を満たす対象者が約 600 名の規模で存在していることが確認された。

第一次国内解析時に、各対象機関よりショートリスト（S/L）、ロングリスト（L/L）の回収を行った。第 1 バッチ S/L にて各対象機関から挙げられた応募候補者数は 5 名（外務省 2 名、世界経済外交大学 2 名、対外経済投資貿易省 1 名）、L/L にて挙げられた応募候補者は 2 名（対外経済投資貿易省）であり、4 カ年にわたる応募候補者数は現調査時点では合計 7 名に留まっている。

しかし、外務省及び世界経済外交大学の第 2 バッチ以降の S/L 及び L/L については、今年度の選考結果を踏まえた上でより適切な人選を行いたいという理由から提出を保留している状況であり、今後の検討・提出が予定されている。9 月に行われた主管省庁である外務省と受入大学との協議においては、次年度の応募候補者として外務省から今年度の応募者より多い 5 名の出席があり、また同省から第 2 バッチ以降はより多くの応募者を推薦する意向が確認されたため、各対象機関における JDS に対する留学ニーズが十分に存在すること、また、4 カ年にわたり相応の応募候補者が存在することが確認できた。

(4) 面接を通じた第 1 バッチの最終留学候補者

第 1 バッチ S/L には 5 名がリストアップされ、実際の応募者も 5 名であった。そして、アカデミックな視点を主眼とした受入大学による書類選考及び大学教員による面接の結果、大学より 1 名が受入可能であると判断された。その後、帰国後の自国への貢献度を主な評価ポイントとした運営委員会による総合面接を実施し、同候補者 1 名が最終留学候補者として選考された。

(5) 第2バッチの応募候補者との面談

受入大学の教員が、第2バッチ S/L のうち応募候補者と面談し、現在の職務内容、課題認識、日本留学への意欲、英語力等につき概要を把握したところ、実際の入学まで約2年あることも加味しつつ、第2バッチの潜在的候補者が質・量ともに相当程度見込まれることが確認された。そして、(3)の外務省との協議の結果、第2バッチ以降はより多くの応募者が推薦されること、そして、同大学のキャパシティも鑑み、3～5名程度は受入可能なレベルにあることが確認された。また、応募候補者が示した職務上の課題認識、応募候補者の所属・従事する業務等が当該コンポーネントの抱える課題と合致していると考えられる点からも、応募候補者としての妥当性が確認できた。これにより、第1バッチについては最終合格者が1名に留まる結果となったが、上述(3)の通り第2バッチ以降はより多くの有望な応募候補者が存在することが確認され、今後4ヵ年にわたり毎年2名以上の選考結果が期待できる。

以上、4ヵ年の応募候補者の規模、第1バッチの選考結果、第2バッチの応募候補者の面談結果等から、第1バッチは1名となるが、第2～4バッチについては他のサブプログラムとの人数バランス及び帰国後のインパクトを勘案し各2名が妥当であり、4バッチ合計で7名が当該サブプログラムにおける適切な受入人数の規模と判断される。

(6) 受入大学教員と対象機関関係者（主管省庁等）との協議

ウ国における国際関係の重要性やその考え方などについて協議が行われ、ウ国外務省からは、国際関係とは単に国家間の政治関係を指すのではなく、社会・経済等のつながりも含めた複合的な要素の集合体であると認識しており、ウ国発展に欠かせない課題であるとの発言があった。受入大学側からは、1991年のロシア崩壊後、中央アジアの各国は独立を果たしたが、ソ連時代に効果的に働いていた地域間の社会・経済における協力関係が逆に弱まったことで、地域全体が沈滞しつつある。ウ国は中央アジアの中でも国土も人口も多く、地政学上でも特に重要な役割を担っており、近隣諸国との良好な外交関係の維持のみならず、地域間協力の推進にウ国のリーダーシップが期待されているとの発言があり、外務省の見解に賛同した。

本協議の結果を踏まえ、大学側からは、本サブプログラムでは、国際関係において幅広い視野をもって地域協力ができる外交官（行政官）の育成が重要である旨の意見が提出された。

(7) 受入大学による JDS 生の研究活動を促進するための提案

早稲田大学と現在協議中。

以上の結果を踏まえて、サブプログラム基本計画（第二案）を作成した。

(8) 当該サブプログラムにおける次バッチ以降の課題

当該サブプログラムの対象機関は3機関と、他と比して少なかったことが1バッチ目の応募者伸び悩みに繋がったと考える。後述6.第2バッチ以降の課題に記載しているとおり、先方政府の事業実施機関である高等中等専門教育省より、次年度以降はウズベキスタン国立大学や東洋学大学といった高等教育機関の国際関係学部からの応募者推薦を希望していることから、より優秀な候補者と一定の競争率を確保するためには、対象機関の裾野を広げることが検討する必要がある。

5. 事業規模の積算

本計画策定調査の第二次現地調査までの結果を踏まえて策定された 3 サブプログラム／5 コンポーネントの基本計画（第二次案）に基づき、以下の通り 4 ヶ年の事業費の積算を行った。

5-1. 事業の実施方法

各サブプログラム／コンポーネントに関して、それぞれの対象機関から推薦・選考された職員は、課題の解決に適した教育プログラムを提供する受入大学(5大学)にて2年間の修士課程を修め、帰国後、留学前の所属に復職し、留学にて得た能力を活かして、業務を通じて自国の発展に貢献する。

留学する職員に対しては、本人の留学効果の向上だけでなく、対象機関全体のレベルアップにつながるよう各受入大学から提案のあった通常のカリキュラムに加えた特別な指導・活動等に基づき、来日前の事前指導、留学中のウ国でのフィールド調査、対象機関からの専門家の招へい等の特別活動及び帰国後のフォローを行う。

5-2. 事業費積算

前項で記載した事業の実施方法に基づき、4 ヶ年の事業実施にかかる事業費の積算を行った（別冊ファイル、参照）。事業費積算にかかる前提条件は以下の通り。

（1）留学生数

第二次現地調査の結果を踏まえ作成したサブプログラム基本計画（第二案）にて設定した人数とする。

（2）滞日期間（契約締結年度来日生のみ）

① 来日時期

配置予定大学の平成 20 年度の入学式実施日に基づき、8 月上旬来日。

来日後から入学までの期間には、ブリーフィングオリエンテーション、外国人登録等の手続き、住宅手配、基礎的な日本語研修、入学手続き支援等を実施する。

② 帰国時期

配置予定大学の平成 20 年度の修了式実施日に基づき、10 月帰国。

（3）配置大学

第 1 次国内解析の結果策定された大学配置案に基づく各大学・研究科。

（4）実費部分

① 大学直接経費

(a) 契約締結年度来日生：入学金、授業料を積算。

(b) 翌年度来日生：大学入試にかかる検定料を積算。

② 研究活動促進費

1 研究科あたりの活動モデル単価に基づき積算。

具体的には、現地及び現地関係者との活動を中心とし、4ヵ年を通じて、留学生の研究活動及び現地関係者・対象機関の能力向上に裨益することを目的として、受入大学が実施する通常のカリキュラムに加えた特別な指導・活動等に対して支出する。

③ 大学教育委託経費

契約締結年度来日生1人あたり、50万円にて積算。

具体的には、留学生の国内での研究活動を支援する経費を大学に対して支出する。

(5) 役務部分

① 本邦日本語研修を概ね20日間実施にて積算。

② 契約締結翌年度来日生に係る募集選考経費を積算。

6. 第2バッチ以降の課題

6-1. 主管省庁の役割等

第一次現地調査中に締結されたミニッツに基づき、主管省庁に対し事業趣旨及び主管省庁としての役割を説明し一定の理解は得たものの、大学との協議においては多くの場合セクター全体の課題、対象機関共通の課題よりは自省庁の課題に言及するに留まった。原因として、主管省庁としての役割への理解が十分に浸透していないこと、省庁を超えた取り纏めは事実上難しいことが挙げられるが、今後4年間の事業における主管省庁の役割を明確にするとともに、本来望まれるような機能を果たせるようモニタリングが必要と考える。なお、一部の主管省庁から、主管するサブプログラム/コンポーネントにおける他の対象機関の推薦状況を把握することで、必要に応じ応募者確保のための働きかけを行いたい旨の申し出がなされたが、他の対象機関の応募者の人選等への過度な干渉も想定されるため、現時点ではサブプログラムの内容について専門的な見地から提言を行うのみとすることで、現地運営委員会の了承を得ている。

一部の主管省庁からは十分な応募者の推薦が得られなかったり、運営委員による総合面接において主管省庁所属の候補者が不合格となる等のケースも見られたため、次バッチ以降は、主管省庁へのJDS事業及び主管省庁としての役割等への更なる理解を促し、帰国後の自国への貢献が確実かつ優秀な応募者を推薦するよう働きかけるとともに、現地事業関係者（運営委員会等）に対しては、サブプログラムを主管する主管省庁の重要性を鑑み、同省庁からの応募者の積極的な取り込みを働きかける必要がある。なお、本事項に該当する司法省、国家資産委員会に対しては、第2バッチ以降、適切な候補者の確保に積極的に取り組んで欲しい旨依頼し、先方の了承を得ている。

6-2. 対象機関の見直し等

(1) 対象機関の追加検討

事業実施機関である高等中等専門教育省より、各サブプログラムに合致した大学や研究機関等の高等教育機関が国内に多数あるにもかかわらず、その多くが対象機関に入っていないため、これらの機関を対象機関として追加する旨の強い要望が第一次現地調査時から出されていた。第三次現地調査において、サブプログラム基本計画との整合性及び事業効果発現のための「選択と集中」の観点を踏まえ、対象機関としての妥当性を検討する価値があると考えられる表11の7機関については、第一次現地調査にて実施した方法（質問票等による対象候補機関の役割、潜在的候補者の規模等の聴取）で調査を行い、2009年度事業の実施が正式に決定した後に行われる予定の第1回運営委員会でその結果を検証し、対象機関としての追加の可否について決定することで合意した。政府への政策提言に重要な役割を担い、かつ卒業生が官僚として政府で課題解決に貢献することが期待される観点から現地における高等教育機関の重要度が高いこと、そしてサブプログラムによっては必ずしも十分な応募者数を確保できなかったため、次バッチ以降においてより優秀な応募者を募るためには、対象機関を広げすぎない範囲である程度応募の裾野を広げることが検討に値すると考える。

表 11 各サブプログラム/コンポーネントにおける対象機関の追加候補

サブプログラム／コンポーネント		追加候補
サブプログラム		
1：市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援	コンポーネント 1：ビジネス環境整備	タシケント経済大学
	コンポーネント 2：財政運営管理	タシケント財政大学
	コンポーネント 3：法体系整備	ウズベキスタン国立大学 カラカルパクスタン大学
サブプログラム 2：経済インフラの更新・整備		(該当なし)
サブプログラム 3：国際関係		高等中等専門教育省 タシケント東洋学大学 戦略地域研究所

2009 年 7 月現在までに取りまとめた質問票、及びヒアリング結果は下表の通り。ほとんどの機関が、政府への政策提言に重要な役割を担い、かつ卒業生が官僚として政府で課題解決に貢献することが期待される観点から、対象機関としての妥当性が確認されている。

表 12 各サブプログラム/コンポーネントにおける対象機関追加候補に係る調査結果

サブプログラム	コンポーネント	追加候補	調査結果概要
市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援	ビジネス環境整備	タシケント経済大学	約 300 名の教員等が 39 歳以下であり、全員学士号相当の学位を保持。卒業生の多くは、マーケティング・経営・国際ビジネス等の経済専門家として活躍。少なくとも 4～5 年は継続的に年間 2 名以上の推薦が可能。大統領府、経済省に対して、定期的に経済概況（グローバル化、経済危機対策等）のレポートを提出するなど、経済政策立案のための基礎情報・資料を提供している。
		経済省	2009 年 7 月末現在、回答未受領
	財政運営管理	タシケント財政大学	約 400 名の教員等のうち、約 60%が 39 歳以下。毎年 4～5 名は推薦可能。財務省や中央銀行等に人材を派遣するなど、政府との人材交流も行っている。また、大学の研究活動等に対する最適な財政支援方法に関して、高等中等専門教育省からの委託により研究を行っている。
	法体系整備	ウズベキスタン国立大学	ウズベキスタンで最も歴史のある大学であり、JICA 等日本の機関との関係も深い。現在全 13 学部あり、約 460 名の教員等がおり、毎年最大 10 名程度は推薦可能。卒業生の中には、政府の要職に就いている者も多い（例：現在の副首相 5 名は、本学の卒業生）。また、元在中国ウズベキスタン大使や元教育省大臣も教鞭をとっている。司法分野への実務的な貢献としては、

			法学部の教授の多くが裁判所でアドバイザーとして勤務する等、官学の交流が盛んである。
		カラカルパクスタン大学	学部は、法学部、教育学部、自然科学部等多岐にわたる。毎年 2 名程度の推薦が可能。2001 年～2008 年の間に、政府より様々な分野で合計 24 の研究助成金を得て研究を行っている。卒業生は、主に法曹・教育・経済分野等に就職している。
経済インフラの整備・更新		該当無し	
国際関係	高等中等専門教育省	2009 年 6 月末現在、回答未受領	
	タシケント東洋大学	アジア太平洋研究や日本語研究の学部があり、日本経済・文化・国内政治に関する専門家がいる。卒業生には、外務省や対外経済関係投資貿易省に入省した者も多く、30 名以上が各国大使館の大使クラス。外務省の第一副大臣や幾つかの局の局長は本学卒業生。毎年 5～10 名の推薦が可能。また、外務省や教育省、対外経済関係投資貿易省、経済省等が政策立案を行うための基礎資料の作成及び情報収集を行っている。また、外務省に対して、2～3 ヶ月程度教員等を派遣するなどのインターンシップを行っている。	
	戦略地域研究所	不参加を表明	

（２） 対象機関の削除検討

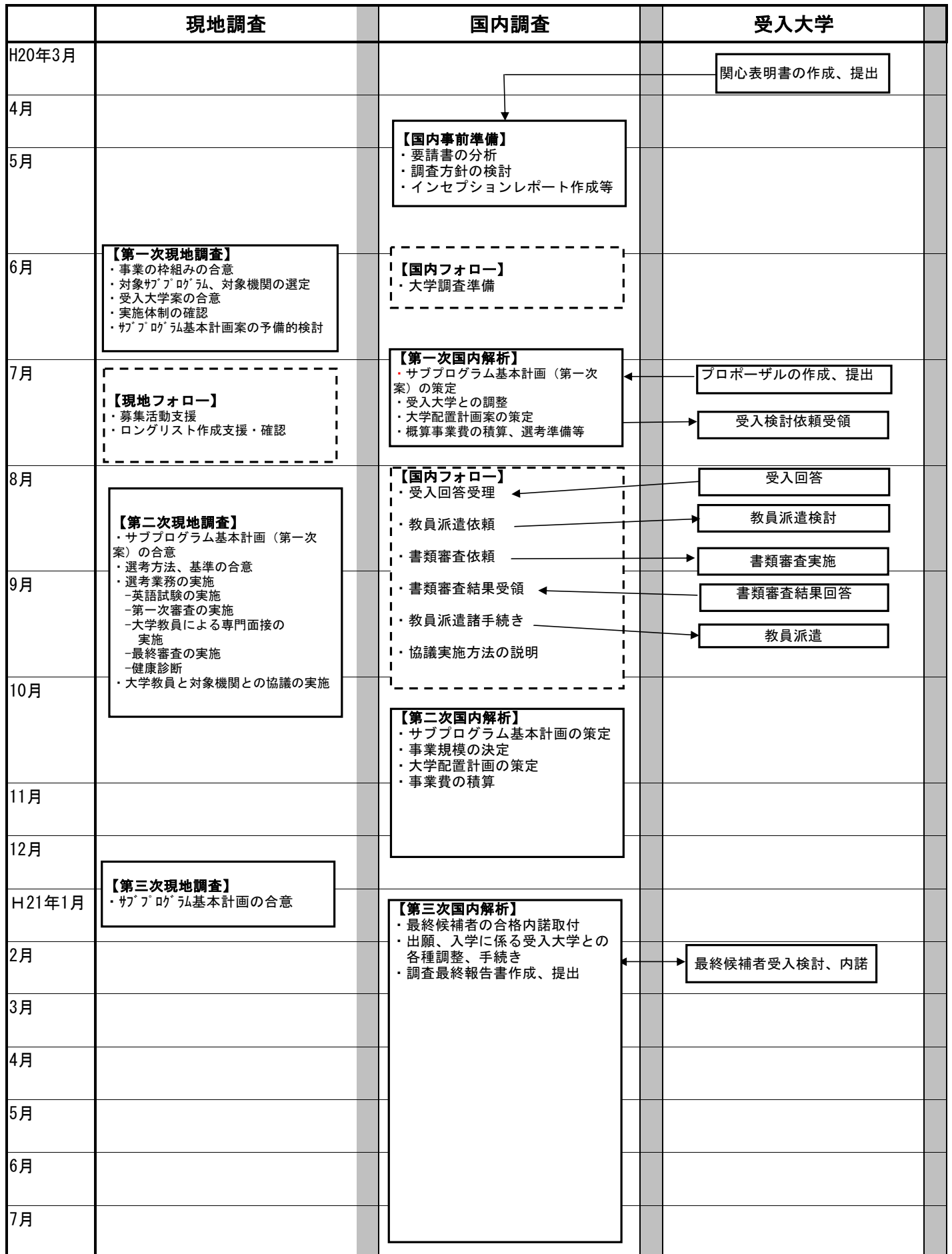
組織内の人材不足等の理由から応募を辞退する旨の意思表示があった機関や、質問票の回答や応募が全くなかった機関があり、第 2 バッチ以降に向けた対象機関の削除の検討を行う必要がある。第三次現地調査において、辞退を表明した機関（ウズベキスタン銀行協会、クレジット協会、マイクロファイナンス協会、国家建設建築委員会、ウズ道路公社）及び経済省を除く質問票の回答がなかった機関（農水省、管財人協会、国会立法議会）については、対象から削除することで合意に達した。経済省については、サブプログラムにおける同省の重要性を鑑み、改めて、同省から質問票の取り付けを行い、同回答を得たうえで、最終的に対象機関としての妥当性を検討することとなった。なお、これまで同省に対して、質問票の提出を督促してきたが、2009 年 7 月現在、いまだ同省からの取り付けは実現していない。

表 13 各サブプログラム/コンポーネントにおける対象機関の削除対象

サブプログラム／コンポーネント		削除対象
サブプログラム		
1：市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援	コンポーネント 1：ビジネス環境整備	農業水資源省
	コンポーネント 2：財政運営管理	ウズベキスタン銀行業協会 ウズベキスタンクレジット協会 ウズベキスタンマイクロファイナンス協会
	コンポーネント 3：法体系整備	管財人協会 国会立法議会
サブプログラム 2：経済インフラの更新・整備		国家建築建設委員会
サブプログラム 3：国際関係		(該当なし)

6-3. 募集期間

第 1 バッチの募集期間は、事業全体のスケジュールの都合から、1 ヶ月程度しか確保できなかった結果、過去の JDS 事業の半数程度しか応募者を得られなかった。ウ国各省庁内での情報周知には時間を要するため、次年度以降は、機関内の推薦者選定手続きや候補者が行う研究計画の作成や必要書類の取り付けに必要な期間を十分に確保し、より多くの応募者を得られるよう検討する必要がある。



人材育成支援無償事業（新方式）運営ガイドライン 和文仮訳（案）

平成19年12月
独立行政法人 国際協力機構

本運営ガイドラインは、平成20年度以降に新方式により実施される人材育成支援無償事業について適用される。

第1部 基本原則

1. 序文

本事業の目的は、我が国無償資金協力対象国（以下「被援助国」という）において、社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の21世紀を担う指導者となることが期待される優秀な若手行政官、実務家、研究者等を対象とする人材育成であり、ひいては各留学生在が日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献することである。

本事業を通じ受け入れられた留學生は、我が国大学での専門知識の習得、研究、人的ネットワーク構築等を行い、自らの国が直面している社会・経済開発上の課題を実践的に解決する専門知識を有する人材として活躍することが期待される。

開発途上国の有する開発課題の多くは、開発途上国独自の努力のみでは解決し得ず、国際協力の枠組みの中での対応が不可欠であり、また、常に解決策を模索している開発現場と不可分のものである。このような、開発現場を含む国際協力の枠組みの中で、開発課題と取り組むことのできる人材を育成することが、本事業では期待されている。

本ガイドラインは、日本国政府が、無償資金協力（以下「贈与」という）の実施を決定するために、被援助国政府との間で締結する交換公文（以下「E/N」という）、及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という）が、資金を贈与するために、被援助国政府との間で締結する贈与契約（以下「G/A」という）に基づき、本事業全般の運営に当たって従うべき一般的な指針を定めたものである。

JICAは、日本国の関係法令に従い、人材育成支援無償事業の適正な実施を目的とした必要業務を行う。

また、被援助国は、人材育成支援無償事業実施に係る役務を、契約に基づき、実施代理機関に代行させる。

2. 人材育成支援無償事業の概要

（1）基本的な考え方

ア. 我が国大学への留学を通じ、高度な専門性を身に付けることにより、将来、

被援助国において様々な開発課題の解決に取り組むことができる優秀な人材を育成することを目的とする。留学生の募集・選考及び派遣は、両国関係者の合意に基づき実施される。

- イ. 知日家・親日家を広く輩出することで、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。
- ウ. 帰国後、直ちに政府の中枢で政策立案等の実務に携わることができ得るよう、取得学位は、基本的に「修士」とし、学習言語は、開発途上国が取り組む開発課題の解決が国際協力の枠組みで取り組まれていること及び帰国後国際舞台での活躍を想定して、「英語」とする。
- エ. 事業の実施に当たっては、各国の重点分野・課題への選択と集中、二国間協力プログラムとの連携を十分に考慮する。

(2) 事前調査

- ア. 被援助国における人材育成支援無償事業の実施に先立ち、JICAはコンサルタントを雇用し事前調査を行う。事前調査は4年に1回実施し、各国の事業を、「4バッチ（4回分の受入：各年度の受入は1回）」を1単位として計画する（ただし、E/Nは年度ごとに締結する）。
- イ. 被援助国のニーズを具体的に見極め、対象分野・セクター、対象機関を絞り込み、明確な目標の設定と必要な事業規模を決定する。
- ウ. また、本事業の主旨に合致する潜在的な留学候補者数を確認した上で、第1バッチの留学候補者の選考を実施する。
- エ. 事前調査における主な調査事項は以下のとおり。なお1)～6)については運営委員会の合意が必要となる。
 - 1) 対象分野、対象組織
 - 2) 留学候補者数
 - 3) 実施体制
 - 4) 受入大学
 - 5) 第1バッチの留学候補者の選考
 - 6) 全体事業費
 - 7) 出願・入学に係る諸手続き

(3) 実施代理機関

人材育成支援無償事業を円滑に実施するために、E/N及びG/A締結後、事前調査の受託者をJICAが被援助国に対して実施代理機関として推薦する。実施代理機関は被援助国政府と実施代理業務契約を締結し、以下の業務を行う。

- ア. 留学生候補者の募集、選考手続き事務
- イ. 候補者への留学情報の提供
- ウ. 留学生の入学・来日手続き

- エ. 学費、奨学金等の一括支払い管理
- オ. 来日時・帰国時オリエンテーションの実施
- カ. 付加価値研修の実施
- キ. 留学生のモニタリング
- ク. 評価会の実施
- ケ. その他本事業を実施するために必要な業務

(3) 運営委員会

運営委員会は、被援助国政府関係者（外交当局、経済協力受入当局、文部当局等）及び日本側関係者（在外公館、JICA在外事務所等）で構成する。原則として、議長は、被援助国政府代表が務め、副議長は日本政府代表が務める。また、両国政府の合意に基づいて、双方の代表を共同議長とすることも可能とする。議長（被援助国政府代表）は、運営委員会の会議を主宰し、議事を整理する。JICA代表は事務局長を努め、委員会の招集、議事録作成等運営委員会の事務全体を司る。

(4) 派遣人数

事前調査を通じて第1バッチの派遣人数を決定し、また4ヵ年を通じた派遣予定人数を設定する。第2バッチ以降の派遣人数については、前年度の実施代理機関業務の中で選考を行い、決定する。

(5) 対象分野

本事業の留学生受入分野については、学位取得に日本の比較優位がある分野であり、事前調査を通じて、被援助国の経済・社会開発に必要不可欠であることが確認できた分野とする。対象分野数は多くとも4～5分野とする。

なお、市場経済化の促進やガバナンス強化等に資する社会科学系の分野を重視する。

(6) 受入大学の決定

JICAは事前調査を通じて、本事業の趣旨に賛同し、かつ被援助国のニーズに対応する教育プログラムを有する本邦大学を特定し、各分野における留学生の受入候補大学を決定する。結果については事前調査中に被援助国政府に対して通知する。

同一分野の留学生については、可能な限り同一大学（研究科）に入学させることとする。

(7) 贈与の対象とする経費の範囲

贈与の対象とする経費は、以下の2つに大別される。

- ア. 被援助国の留学生に日本国内の大学において学術的な機会を与えるために必要となる役務の購入のための経費：
 - 1) 2バッチ以降の募集選考に係る経費、2) オリエンテーション経費

3) 付加価値研修実施経費、4) モニタリング経費等

イ. 当該学生の日本での勉学に必要な経費：

- 1) 奨学金、2) 渡日旅費、3) 帰国旅費、4) 支度料、5) 宿舍関連手当、
- 6) 書籍購入補助費、7) 資料送付料、8) 研究旅行手当、9) 学費、
- 10) 大学教育委託経費等

3. 留学生の応募資格及び選考

(1) 応募資格及び要件

- ア. 国籍：被援助国の国籍を有する者。
- イ. 年齢：原則22歳以上35歳未満の者。（来日年度の4月1日現在）
- ウ. 軍籍者の排除：軍に奉職している者であってはならない。
- エ. 本事業の目的を正しく理解し、学業の修了・帰国後、母国の発展に貢献しようとする明確な意思を有する者。
- オ. 既に他の海外支援による奨学金を受給し、留学の結果、「修士」の学位を取得していない者。また、他の奨学金を受給していない者。
- カ. 心身ともに健康である者。
- キ. 日本に留学する上で、十分な英語力を有する者。

(2) 留学生の募集・選考

ア. 募集・選考方針

- 1) 事前調査を通じて決定された対象分野（セクター）を主管する中央及び地方の省庁、及びその関連機関から推薦された行政官を選考対象とする。但し、民間を含めて広く募集することが妥当である分野については、公募による募集も排除しない。
- 2) 候補者の推薦については、運営委員会の指示、責任のもとに対象機関が実施し、選考に足る資質、人数の候補者を確保するものとする。
- 3) 留学生の選考は一義的に本人の学力に基づくものとし、書類審査、面接試験等を経て留学候補者を決定する。

イ. 選考体制

- 1) 選考体制および候補者の決定までの選考手続き全般は、運営委員会が司る。
- 2) 運営委員会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - 選考基準、選考方法の決定
 - 選考スケジュールの確認
 - 選考試験の実施管理
 - 最終候補者の決定
 - その他、E/N内容に係る討議や本事業実施上の問題点の解決等
- 3) 運営委員会の承認をもって本事業の最終留学候補者を決定し、受入大学による選考を経た上で最終的に留学生が決定される。

4. 留学条件

(1) 留学生の待遇

ア. 奨学金等

奨学金や学費等の支払いについては、被援助国政府との契約に基づき、実施代理機関が代行し、留学生や受入大学等に直接支払うものとする。なお、各々の支給額については、別途定めることとする。

イ. 奨学金支給期間等

原則として、来日後、当初受入予定期間内での予定学位取得後の帰国日まで奨学金を支給する。原則として、この支給期間は延長されない。次の場合は、被援助国は奨学金の支給を取りやめ、早期に留学生を帰国させることとする。

- 1) 申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- 2) 被援助国政府への誓約事項に違反したとき。
- 3) 大学において懲戒処分を受け、もしくは当初受入予定期間内での成業の見込みがないと判断されたとき。（専門の学業成績不良の場合も含む）

(2) 報告義務

留学期間中、被援助国は実施代理機関を通し、留学生に対し、定期的にモニタリングを実施し、JICAに報告しなければならない。

(3) 付加価値研修

留学生に対し、被援助国は実施代理機関を通し、付加価値研修を実施することができる。付加価値研修は、自国の開発に資する実践的な知識、技術の習得や人的ネットワークの構築等を目的とする。

ア. 導入研修：日本の開発経験を理解するための視点を提供し、日本の経済社会を理解する思考の枠組みを修得することを目的とする。その他、ODA理解や人的ネットワークの構築の促進を図る。

イ. 分野別研修：日本の地域開発の経験から、被援助国政府において強化が必要な、政府と地域住民をつなぐ地方自治体機能の役割や地域が開発を主体的に担う事例を学ぶための研修を実施する。

(4) フォローアップ

本事業は、帰国留学生が母国の経済・社会開発の課題解決に貢献すること、また、人的ネットワーク構築が事業の要諦であることから、被援助国は、留学生の帰国後の動向調査や我が国との学術、文化交流の促進等について、必要な対応を行うこととする。

また、被援助国は、留学生が帰国後、行政府等の中枢で活躍できるような職務を与えることを検討する。

第2部 実施代理機関との契約及び認証

1. 総論

非援助国政府はE/N、及びG/Aに則り、上記2. (3)の内容に関し実施代理機関と実施代理業務契約を結ぶ。このようにして交わされた契約は、贈与に適格となるためにはJICAにより認証されねばならない。2通の同一内容文書で作成された契約書は、被援助国政府により、契約業者を通じてJICAに提出される。

2. 実施代理機関の推薦

JICAは、人材育成支援無償事業を円滑に実施するために、G/A締結後、事前調査を受注したコンサルタントを、被援助国に対して実施代理機関として推薦する。

3. E/N、G/Aへの言及

実施代理業務契約には、E/N及びG/Aについて次のように言及することとする。

【案】「JICAは（プロジェクト名）に関し、日本国政府及び被援助国政府間で（日、月、年）に署名されたE/N、及びJICA及び被援助国実施機関間で（日、月、年）に署名されたG/Aに則り（被援助国名）政府に贈与を実施する。」

4. 派遣人数への言及

実施代理業務契約は、各年度の派遣人数について言及し、当該派遣人数が上限となる。

5. 業務内容

実施代理業務契約には、贈与によって規定される留学生に係る役務が明記されねばならない。実施代理業務契約が、E/N、及びG/Aに含まれていない役務を含む場合には、かかる契約はJICAによって認証されない。

6. 履行期間

実施代理業務契約は、業務の履行期間を明確に規定していなければならない。この期間は、G/Aに規定された贈与の拠出期間を越えてはならない。

7. 契約価格

実施代理業務契約価格の総額は、E/N、及びG/Aに規定されている贈与の限度額を越えてはならない。実施代理業務契約価格は、文字及び数字を用いて日本円で正確に、かつ誤りなく表示されなければならない。文字による価格と数字のそれに差異のある場合には、文字による価格が正当とみなされる。

8. 契約の認証

実施代理業務契約には、E/N、及びG/Aの規定に則り、贈与に適格となるためにはJICAにより認証されねばならない旨明記しなければならない。

9. 支払方法

実施代理業務契約には、E/N、及びG/Aに則り、「支払いは被援助国あるいはその指定する機関によって発行された支払い授權書（A/P）を受けて、日本の銀行を通じて日本円で行われる」旨述べた条項がなければならない。支払いは、JICAの定める規準により行われる。

支払いには、日本で滞在する留学生の生活に関わる経費も対象となることから、支払いが所定の期日に行われるよう十分留意する必要がある。このため、被援助国政府は、遅滞なく銀行取極や支払い授權書の発給を実施しなければならない。

10. 被援助国の責任と義務

実施代理業務契約は、E/N、及びG/Aに則り、被援助国の責任と義務を明記していなければならない。

11. 修正

実施代理業務契約に修正が必要な場合には、認証日と認証番号により同定される、その時点で効力を持つ実施代理業務契約についての修正契約の形で行わなければならない。修正契約は次の点を明記していなければならない。

- （１）修正される条項を除いたすべての条項は変わらないこと。
- （２）修正契約は、贈与に適格となるためにJICAにより認証されねばならないこと。

以 上

* 当ガイドラインの適用と受取国法令と齟齬が生じる場合は、被援助国政府は JICA と協議を行う旨要請すること。

人材育成支援無償（JDS）事業の主な変更点

平成20年1月28日

	項目	現行	変更後	備考
案件形成段階	現地調査を含む事前調査	×	○	1) 4年に一回実施（4バッチ分を一まとまりとして計画） 2) 2～3カ国を対象に実施し、4年をかけて現行国10カ国を新方式に切り替える。 3) JICAがコンサルタントを雇用して実施。
	対象分野、対象機関と、二国間協力プログラムとの連携	△	○	1) 事前調査において、二国間協力プログラムとの連携の観点から、対象分野課題、対象機関を決定。 2) 1ヶ国当たり多くとも4～5分野へ「選択と集中」。
	公募方式による応募者の募集	○	原則×	1) 募集活動は対象機関が実施し、適正応募者を確保する（現地日本側を含む運営委員会が適宜関与）。 2) 「民間セクター開発」が対象分野となる場合、例外的に公募による募集も検討。
	大学教員による留学候補者の選考（書類選考・専門面接）	○	○	1) 運営委員会の選考プロセスへの関与は基本的に現行どおり。 2) 4バッチ分の事業計画へ大学の知見を反映。
	書類選考・専門面接の時期	書類選考： 10～11月 専門面接： 12月～1月	書類選考： 8～9月 専門面接： 9月	
	受入大学（研究科）の調査、提供プログラム確認	○	○	1) 実施主体はJICA。 2) 具体的な調査、確認方法については検討中。
	戦略的な大学配置計画の策定	△	○	1) 策定者はJICA。 2) 被援助国の具体的なニーズと受入大学のプログラムとのマッチングの強化。 3) 可能限り同一国、同一分野の留学生を特定の大学（研究科）に配置。
実施段階	交換公文（E/N）締結	○	○	従来どおり毎年締結する。
	実施代理機関	○	○	事前調査の受注者をJICAが実施代理機関として途上国政府に推薦する。
	事業実施期間	明確な取決めはない	4年次（4バッチ）	1) 4バッチの受入をひとかたまりとして計画する。 2) 大学（研究科）への4バッチ分の留学生数、対象国、対象分野を確定させる。 3) 被援助国の要望があれば、4バッチ終了後に再度事前調査を実施し、前回事業の評価を行い、次回実施の適否、実施内容等を改めて検討する。
	来日前現地語学研修	○	×	来日前語学研修は廃止する。必要があれば、被援助国政府の責任において実施する。
	来日後日本語研修	○	×	1) 現行実施している2ヶ月間の集団型研修は行わない。 2) 1週間程度の日常生活上必須となる日本語研修は実施する。所属大学における日本語講座の受講等に必要な経費補助等については別途検討する。
	モニタリングミッション	○	×	新方式対象国、及び従来方式対象国ともに、モニタリングミッションは廃止する。必要があれば、被援助国の在京大使館によるモニタリングを勧奨する。
	留学生へのケア等	○	○	出願・入学・帰国諸手続き、学業進捗状況確認、健康管理・生活面の支援等は従来どおり、実施代理機関により行われる。
	帰国生へのフォローアップの実施主体	途上国政府	途上国政府	1) 帰国留学生の活用については従来どおり、途上国政府の責任のもとに実施する。 2) 日本側として、ソフト型フォローアップスキームの活用や、研修員向けウェブサイトによる情報提供の可能性について検討する。

**The Japanese Grant Aid for Human Resource
Development Scholarship (JDS) in Uzbekistan
Record of Discussion on the 1st Operating Committee
in 2009 – 2010**

1. Date and Time: 15:00-17:00, June 26, 2008
2. Venue: Conference Room, Ministry of Higher and Secondary Specialized Education
3. Participants

OC members

<Uzbekistan Side>

- Mr. Mukhitdinov Akmal Anvarovich - First Deputy Minister of Higher and Secondary Specialized Education
- Mr. Marakhimov Avaz Rakhimovich - Deputy Minister of Higher and Secondary Specialized Education
- Mr. Suleymanov Shokhrukh Yakubaevich - Head of Asia Pacific Countries Department Directorate General for Information and Analysis, Ministry for Foreign Economic Relations Investments and Trade
- Mr. Irgashev Yakubjon Abdullaevich - Head of Department of International Relations, Ministry of Higher and Secondary Specialized Education

<Japanese Side>

- Mr. Koike Takayuki – Minister - Counsellor, Embassy of Japan in Uzbekistan
- Mr. Nishimiya Noriaki - Resident Representative, JICA Uzbekistan Office
- Mr. Inaba Yasushi - Co-director, Uzbekistan- Japan Center for Human Development

Observers

- Ms. Kaneko Tomomi - Attaché for Economics, Embassy of Japan in Uzbekistan
- Mr. Yamazaki Jun - Assistant Resident Representative, JICA Uzbekistan Office

Consultants

- Mr. Kotaki Asatora - Country Officer, International student division, JICE
- Mr. Murai Yoshiyuki - Training coordinator, International Training Department, JICE
- Ms. Yamamoto Tomomi - Project Coordinator, International student division, JICE

4. Program

- (1) Opening Remarks (EOJ, MHSSE)
- (2) Introduction of the Operating Committee members (EOJ, MHSSE)
- (3) Proposal and approval of the agenda (JICE)
 - 1) 【Report】 Results of field survey on the target ministries/org (JICE)
 - 2) 【Discussion】
 1. Basic design paper of the project (JICA)
 2. Target organizations (JICA)
 3. Composition of Operating Committee (EOJ)
 - 3) 【Confirmation】 Schedule after the 1st O/C meeting (JICE)

5. Contents

5-1. Mr. Mukhitdinov A.A., MHSSE, opened 1st O/C Meeting with Opening Remarks, introducing the member from Uzbek side.

5-2. Mr. Koike, Minister- Counsellor of EOJ returned a compliment on behalf of Japanese side with introduction of attendants from Japan.

<Proposal of Draft Agenda>

5-3. JICE proposed agenda as described above, and the Operating Committee members approved the draft of agenda.

<Report>

5-4. Results of field survey on the target ministries/organizations

Mr. Kotaki from JICE, made a report according to the summary table on the result of filed survey on target organizations, which are to nominate their candidates. Total number of organizations is 35. JICE visited 15 org out of them and collect 22 answers to the questionnaires. All details are available in Appendix 1. The main points of the report:

- a) The seven key ministries/organizations we visited during JICA survey group showed positive interests to JDS program and seemed to have a great number of appropriate candidates to nominate. These ministries are Ministry of Foreign Affairs, Ministry of Finance, MFERIT and Central Bank and so on;
- b) Almost all organizations give permission for academic leave;
- c) Because of its small scale of org and a number of engineers trained in Russian, few organizations listed for “Improvement of infrastructure management” seemed to have sufficient number of applicants without English language problems. Nevertheless, totally, all organizations are interested in JDS program
- d) State Customs Committee would suit “Improvement of Financial management” better than “Improvement of business environment” because their main roles are concerned with national budget.
- e) Center for social and economic research expressed its a desire to be added to “Management of Public Finance” as well as “Improvement of or the development of private sectors” for their specialty.
- f) State Statistics Committee declined participation to JDS.
- g) In terms of organization which haven’t submitted questioner, JICE will make efforts to receive it after the meeting.

<Q&A on Report>

Mr. Mukhitdinov A.A., MHSSE: How were these 35 organizations selected?

Mr. Kotaki A., JICE: On the basis of its knowledge, Japanese side has elaborated its plan and presented it to Uzbek side at the discussion on minutes of meeting.

Mr. Mukhitdinov A.A.: What is the purpose of new changes in JDS project this year?

Mr. Kotaki A.: Main point is the shift from fostering/focusing on individuals under open requiruitment to capacity building to ministries/public organizations targeted. This reform has been introduced to not only Uzbekistan, but also Laos and Mongolia this year. Next year, another three or four countries will face the same reform.

Mr Mukhitdinov A.A.: So, in this connection, are JDS fellows obliged to work after their return?

Mr. Kotaki: We’ve included paragraph in A/G, which states JDS fellows have obligations to work in Uzbekistan for 2 years after return.

Mr. Mukhitdinov A.A.: What is the principle of choosing target organizations? We would like to ask the possibility to review it. From our side, we’d like to add MHSSE on the list as one of the target ministries.

Mr.Yamazaki: Due to the time limitation we had at the discussion on Minutes, there seems possibility of minor changes when we find it appropriate. However, as out line of the project has been agreed with minutes signed last week, we are supposed to proceed with the outline for four year in principle.

<Basic design paper of the project>

5-5. Mr. Nishimiya N., JICA, explained basic design of the project as follows,

- ✓ They will be used as base for evaluation when we evaluate project effect in four years.
- ✓ They shall be finalized by the 3rd field survey in November through consultation of accepting universities from their specialized view point.
- ✓ Followings are university allocation to each development issue. Waseda for “Business environment”, Ritsumeikan for “Financial management”, International University of Japan for “Infrastructure management”. University for “International relations” will be decided later.

<Q&A on design paper of the project>

Mr. Irgashev Ya.: Are these universities fixed? It is regrettable for me that universities which accepted Uzbek fellows for a long time such as Hitotsubashi, Kyusyu, Toyohashi university of Technology cannot be seen on the list.

Mr. Kotaki A.: This year, we requested proposals from respective universities on what kind of program/curriculum they can provide for Uzbek fellows to each development issues. We have chosen some of them, as you see on the list, that presented best offer to us. Because of this process we’ve taken, you can be assured that JDS fellows can study in best academic environment.

In addition, with the condition that once they receive Uzbek fellows this year, they can receive Uzbek fellows for another three years in a row, it is expected that accepting universities become easier to provide program/curriculum specialized to Uzbekistan fellows with its continuity.

<Target organizations>

5-6. Mr. Irgashev Ya, MHSSE mentioned that the minutes (JICA mission) have already been signed, but MHSSE hold some reservations about the list and would like to raise proposals as follows.

1. MHSSE should be included on the list, where they could nominate researchers/professors from different higher education institutes, not from the central body.
2. Institute of strategic and regional studies should be added on the list for “International Relations”
3. Academy of Science – as one of higher educational institute – should be added, rather than just putting Institute of Economics as a branch of the Academy.
4. Subprogram 3 could be entitled as “Public administration” rather than “International Relations”, so that the field could be wider and could engulf more target organizations.
5. To include the following paragraph – “List of target organizations is not completed. It could be amended by enlarging or shortening if necessary” – in the minutes or today’s OC minutes.

Mr. Suleymanov from MFRIT suggested;

1. To exclude the word “legal departments” of Ministry of Finance and MFERIT because it is strange to line up different category in the same line. It is for sure that they will nominate appropriate candidates with legal knowledge even if the words of department are deleted.

Mr. Nishimiya N., JICA, from Japanese side has proposed:

1. Official minutes signed last week can’t be amended. However, we can accommodate request from Uzbek side onto the today’s OC minutes. Japanese side agrees with your request.
2. We shall proceed with existing target org in order not to delay this year’s schedule anymore.
3. In terms of including MHSSE, it is necessary to prove that MHSSE fit the development issues. It requires much more discussion.
4. Uzbek side should raise specific name of higher educational institutions first. Then, both parties can begin a discussion toward 2nd batch. The list of target org may be changed according to the expected discussion

Mr. Yamazaki J., JICA, reconfirmed partly change of target org list as below:

1. Replace State Customs Committee from “Improvement of business environment for the development

- of private sectors” to “Management of public finance”;
2. Include Center for social and economic research to “Improvement of business environment for the development of private sectors” and “Management of public finance”;
 3. Leave State Statistics Committee out of the list;
 4. Delete the word of its departments of MOF and MFERIT, remaining organizations themselves.

Both parties came to a conclusion in the end that the existing list was approved with some change reconfirmed by Mr.Yamazaki so that upcoming schedule can proceed without delay. At the same time, the list could be changed through the discussion to be followed about whether MHSEE or higher educational institutions are included. Possibility to change the list is noted in the minutes herewith.

<Composition of Operating Committee>

5-7. Mr. Koike T., Embassy of Japan, asked one question as follows:

JDS project are facing significant changes. In this connection, accordingly, both parties need to discuss/ think them over together. As a rule, it requires us lots of efforts. We can not come to one decision at once but sometimes we are required to make a decision promptly. During the last discussion between JICA-led-mission and Uzbek side, both sides might have faced difficulty in drawing conclusion smoothly. It was probably just because of inexperience of both sides in such procedure.

I would like to ask Uzbek side what kind of composition/members would be better for smoother implementation of JDS. Of course, we are expecting that MHSSE continue to play important role as key ministry as you have done since the beginning of this project.

MHSSE responded to his question

We think the Operating Committee of Uzbek side consisting of existing three organizations is appropriate. Therefore we would like to keep the existing three organizations. The reason making decisions took time more than usual was significant reform this year. I consider that Cabinet of Ministries, MHSSE and MFERIT could all remain in O/C. No problem will appear from uzbek side, if everything is prepared beforehand. It is for sure that we continue to do our best for the smooth implementation of JDS.

<Schedule after the 1st O/C>

5-8. Mr. Kotaki reconfirmed further schedule as follows and approved.

- ✓ 1st week July: Distributing Application Guideline and form to all target org
- ✓ July 25th : Submission deadline
- ✓ August: Document screening and English proficiency test
- ✓ September: University interview
- ✓ Early October: Comprehensive interview
- ✓ Summer 2009 : Arrive in Japan and start academic life

<Other>

5-9. Mr.Kotaki informed attendants of declination of Mr.Jalilov Sh. from his scholarship, who was supposed to study at Tokyo University of Agriculture and Technology due to the personal reasons. His cancelation was accepted.

Decisions

- We approved the list of target organizations;
- The list of target org could be changed through the discussion to be followed toward 2nd batch;
- We decided to replace State Customs Committee from “Improvement of business environment for the development of private sectors” to “Management of public finance”;
- We decided to include Center for social and economic research to “Improvement of business environment for the development of private sectors” and “Management of public finance”;
- We decided to leave State Statistics Committee out of the list of target organizations;
- We decided to delete the words of its departments of Ministry of Finance and MFERIT, remaining organizations;
- We confirmed the schedule after 1st O/C meeting;
- We accepted declination of Mr.Jalilov Sh.

End of Paper

対ウズベキスタンの国別援助計画・JICA 事業実施計画及び JDS 事業のサブプログラム

援助目標	援助重点分野	開発課題（重点分野別援助方針）	協力プログラム	JDS サブプログラム/ コンポーネント
①市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援（市場経済化の取り組み自体の支援、WTO 加盟の支援）	①経済発展のための制度整備および人材育成	①民間セクターの活性化に資する行政・法基盤の整備	①民間セクター活性化プログラム	ビジネス環境整備 (SP1-①)
		②民間セクター実務人材の育成		財政運営管理 (SP1-②)
		③国際経済への統合支援		法体系整備 (SP1-③)
②社会セクターの再構築支援	②農業改革・地域開発	④農業改革・地域開発	②農業改革・地域開発プログラム	
	③公共サービス改善	⑤教育改革	③職業教育拡充プログラム	
		⑥保健改革	④保健改革プログラム	
		⑦環境保全、防災マネジメント	⑤環境・防災プログラム	
③経済インフラの更新・整備	④インフラ整備	⑧公共事業の経営改善	⑥輸送インフラプログラム	経済インフラの更新・整備 (SP2)
		⑨インフラ設備の効率的利用促進		
④地域内協力の促進	⑤地域内協力の促進	⑩地域内協力の促進	⑦地域内協力促進	国際関係 (SP3)

ウズベキスタン							
	コンポーネント	大学名	教育の基本方針	JDS事業での受入実績 (分野・人)			大学への改善申し入れ事項
				分野	‘06	‘07	
市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援 (サブプログラム1)	ビジネス環境の整備	早稲田大学大学院 商学研究科	国際社会に通じるビジネス感覚を要する人材育成を基本方針とする。 官民いずれの市場においてもウズベキスタンでは未だ顧客満足度が十分満たされぬ対応が見られる。 10年先に当該国が国際社会の一員となる日に備え、国際ビジネス感覚を体得することが急務である。 空港税関の対応、顧客対応におけるシステム利用、国立百貨店(ツム)の接客態度、地下鉄の運用、金融機関での現地通貨の不足対応など、当該国においてはビジネスの仕組みを変革し、国内外の顧客への待遇を早急に改善する必要がある。 当該国からの留学生には日本経済や日本社会に接することで、システムの「あるべき姿」について学習することを望む。	経営	2	2	(論文指導) 留学生数が多いため、留学生からの教員への積極的アプローチが必要。教員数の充実を期待。
	財政運営管理	立命館大学大学院 経済学研究科 (博士課程前期課程)	ウズベキスタンは市場経済への移行と民間部門を中心とする経済発展のための制度改革が他のCIS諸国に比べて遅れており、急速に進む世界のグローバル化にこれ以上の遅れをとらないため、市場経済化の一層の促進と民間セクターの活性化が急務である。このため同国では行政手続きの簡素化など公的部門の効率化や、貿易振興の前提となる国際標準に沿った制度・手続きの改革、ビジネス人材の育成など、広義のインフラの整備を進めようとしている。しかしそうした制度改革のためにも、マクロ経済の安定的発展が前提条件になる。本プログラムは、財政運営をはじめとするマクロ経済政策、および市場経済化推進のための政策立案・実施能力を持った、政策と実務の高度な専門家を育成することを目的とする。 当該分野の専門家は、単に財政、金融、各種の市場・産業など、特定の業務分野の知識経験を磨けばよいというものではなく、経済全体に及ぶ視野、複雑に相互関連する経済事象の理解、海外機関も含む関係機関との調整などの、経済に関する総合的知識・能力を持つことが不可欠である。このため、本プログラムは、経済学の論理や分析手法をしっかりと学ばせた上で、その応用として、展開科目や修士論文指導により、各分野の具体的問題の解明と対応戦略の策定などに実践的に取り組ませるものである。	-		-	(論文指導) 金融分野の教員数の充実を期待
	法体系整備	名古屋大学 法学研究科	本研究科は、2000年からJDS留学生として法曹人材を毎年2名程度受け入れ、市場経済移行を促進する法整備を担う法曹人材を官民を問わず幅広く養成し、ウズベキスタン法曹界の高い評価を得てきた。本プロジェクトにおいては、この間、JICA法整備支援プロジェクトや本研究科との研究・教育交流の実績を有する4機関(司法省、最高経済裁判所、タシケント法科大学、世界経済外交大学)をカウンターパートとして、引き続き、広く法曹養成に当たる。民間法曹についても、例えば、所管の司法省を通して弁護士等を受け入れる。 JICAは、この間、中小企業育成のための法整備支援や倒産法コンメンタール作成の支援等のプロジェクトを実施している。本プロジェクトでは、こうした法整備支援プロジェクトの成果を踏まえて、JICAが支援した法制度の実際の執行を担ったり、その前提となるより高度な理論を探求したりできる法曹人材の養成に当たる。	法律	3	2	(カリキュラム・講義) ・知的財産関連、仲裁・調停の英語コースの充実
経済インフラの更新・整備 (サブプログラム2)		国際大学 国際経営学研究科	ソビエト連邦崩壊後のウズベキスタンにおいては、「企業の民営化」、「市場の近代化」、「経済インフラの更新と整備」が今後の近代化と改革の主要課題として挙げられている。特に今回JDS事業としてウズベキスタンは「公共事業の経営改善、インフラ設備の効率的利用促進」を対象課題の一つとしている。これに対して弊学は以下の基本方針を立てる。 第一に、公企業の管理運営の効率化には、西側先進国で発達かつ実践されている私企業に対する経営管理技法が効果的に応用できる。第二に、運輸・エネルギー等の社会インフラの更新・管理においては技術・工学的側面(インフラ管理のハード側)に加え経済・経営的側面(インフラ管理のソフト側)の知識と訓練を併せて習得している必要がある。しかるに、国際経営学研究科における経営管理の教育を中心とし、国際関係学研究科の経済開発の教育を加味する事によって、社会基盤の管理運営の社会科学的側面、つまりインフラ管理のソフト側に精通し、かつ公企業の効率化を実践できる人材を育成することを基本方針とする。	-	-	-	(カリキュラム・講義) ・人材開発論に関する教員の充実。 ・学生が評価した教員・講義に対するフィードバックを期待 ・教員による講義内容の均質化
国際関係 (サブプログラム3)		早稲田大学 アジア太平洋研究科	アジア太平洋研究科国際関係学専攻の基本理念は「アジア太平洋を中心とする地域の歴史、政治、経済、産業、経営、社会、文化および国際間の諸問題を、グローバルかつ地域的な観点から学際的に研究」し、「躍動するアジア太平洋地域を理解し、この地域の未来を担う専門家、研究者を育てていくこと」することにある。個々の学問的領域の自立性を基本としつつ、学外諸アクターとの連携を基とした研究・教育活動の革新を行うことにより、アジア太平洋地域の将来展望を戦略的に予測し、これまで累積した諸事象の記録を客観的に省察し問題解決の糸口を導出することのできる、実践的研究者および高度専門職業人の育成を進めて、早稲田大学におけるアジア連携のハブ的機能を果たしてきている。	-	-	-	(論文指導) 留学生数が多いため、留学生からの教員への積極的アプローチが必要。教員数の充実を期待。

受入大学(研究科) プロポーザル

大学名(和):

1 指導の基本方針	調査結果(添付資料)の内容を踏まえ、関係省庁の中核的人材の政策立案・実施、事業管理等の能力を向上させる観点から、貴研究科における取り組みの基本方針について記述をお願いします。
2 プログラム内容・カリキュラム等	調査結果(添付資料)の内容を踏まえ、貴研究科にてご提供いただける具体的プログラム内容・カリキュラム構成、修了のための標準的な授業履修例等について記述をお願いします(記入欄が不足する場合には別紙添付にてご対応をお願いします)。 プログラム概要 カリキュラム構成 コース内容 標準的な履修例
3 JDS生の研究に資する追加的な提案	上記2に加え、JDS生に対して追加的にご提供いただけるプログラムのご提案をお願いします。 (例: 社外講師を招聘して、ワークショップを開催、等)
上記提案実施に係る概算経費	(例)講師招聘(交通費、宿泊費、謝金)、ワークショップ会場費、資料作成費、合計約100万円、等

4 想定される対象者(資格要件)	(例)財務省:公共投資計画の審査・予算化・実施管理、マクロ経済分析等での実務経験3年以上、等			
5 現地での面接に際して、特に重視すべき事項				
6 来日前の入学予定者に対して提案可能な支援	(例)研究上、事前に読んでおくべき参考文献・論文等の情報提供、等			
7 帰国後の留学生に対して実施可能なフォロー	(例)修了生の対象国での共同セミナーの実施、等			
8 語学(日本語・英語)教育に関して可能な支援	(例)留学生を対象とした日本語講座への優先的な参加等			
9 対象となる開発課題に関する指導が可能な教員	論文指導等主たる指導を行うことが可能な教員が	[]	名在籍しており、そのうち	[] 名が英語による指導が可能である。
	教員の指導専門分野、論文・著作等、当該国に関する実績(例:JICAプロジェクト専門家等)、過去指導した留学生の論文タイトル等を にご記入ください(特に指導教員となることが想定される教員の方に○を記入してください)。			
10 「サブプログラム基本計画」(案)に対する専門的見地からの意見				
11 当該課題に対して受入可能な人数	[]	名/年	4期分 計	[] 名
12 その他	選考・受入にあたっての留意事項等がございましたらご記入ください。			

人材育成支援無償(JDS)事業 サブ・プログラム基本計画

サブ・プログラムの基本情報

1. 国名：ウズベキスタン
2. サブ・プログラム名（援助重点分野）：市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援
3. 運営委員会：閣僚会議、高等中等専門教育省、対外経済関係投資貿易省、日本大使館、JICA ウズベキスタン事務所、ウズベキスタン日本人材開発センター

個表 1

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

（1）基本情報

1. サブ・プログラム名（援助重点分野名）：市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援
2. コンポーネント名（開発課題名）：ビジネス環境整備
3. 主管省庁：対外経済関係投資貿易省
4. 対象機関：対外経済関係投資貿易省、国家非独占化委員会、商工会議所、科学アカデミー経済研究所、マクロ経済予測研究所（*）、国家資産委員会、証券市場管理調整センター、経済省

（*）社会経済研究センターが大統領令により組織改編され、2008年7月30日に名称変更

（2）背景

ウ国では1991年の独立以降、旧ソ連の社会主義体制から脱却するため、1997年10月に「国家人材育成構想」が発表され、教育制度の根本的な改革、旧来の思考体系の破棄、市場経済化に対応できる高度な人材育成を行うことが可能な国家教育制度の確立が目標とされており、市場経済化の促進に不可欠な人材の蓄積が重要課題となっている。また、同国の包括的な国家開発計画であるI-WISP(Interim Welfare Improvement Strategy Paper)が2005年3月に発表され、その後2007年にはWISPの最終版(Full strategy paper 2008-2010)が策定され、同国の貧困削減戦略ペーパー(PRSP)として位置づけられている。右計画によれば、国民の所得向上と貧困削減のためには、経済成長を加速させる経済政策が必要であり、それを実現させるための手段として、減税措置や経済プロセスの中への政府の直接介入の制限、規制や法的枠組みの簡素化、国家金融資産の効果的な運用方法や国際基準に合致した適切な財政管理、WTO加盟のための諸条件の達成等、民間セクター活性化に必要な項目が多数あげられている。

また、日本の国別援助計画においても「市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」は4つの重点項目の一つとして位置づけられている。右計画によれば、ウ国の持続的経済成長のためには、貿易振興が不可欠であり、国際経済への統合を視野に入れた国際ルールに基づく各種制度の確立が必要としている。特にWTO加盟は国際経済関

係構築の意義を持つことから、ウ国の金融・銀行システム改善、民商法改革及び経済改革の側面支援をはじめ、ウ国政府の加盟努力を多面的に支援し、加盟後の WTO 体制に順応できる経済貿易体制整備を支援していくとされている。

我が国では、「ウ日本人材開発センター」におけるビジネスコースを始め実務面でのビジネス人材の育成支援を行っているが、政策・制度面での民間セクター活性化に資する行政官の人材育成を行うことで、行政官・民間人材育成の両面で民間セクター発展の基盤作りに繋がることが期待されている。

また、対象機関においては、全般的な職員のキャパシティビルディングとともに、市場経済化促進のための海外投資促進、民間企業の登記簿管理、証券市場の発展と強化等の課題が挙げられており、留学による職員の能力向上に対する対象機関側のニーズも十分に高い。

（３）我が国の援助との関係

対ウ国援助の基調として「着実な経済行政改革の実施と民主化の推進、持続的な経済成長の基盤造り」の下、援助重点課題として「市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」が重点支援分野の一つとされており、本コンポーネントはその一部を構成する。

これまで、「ウズベキスタン日本人材開発センター」におけるビジネスコースを始め、経営・金融分野でのシニアボランティア派遣を行い、実務面でのビジネス人材の育成支援を行っているが、本コンポーネントでは、高度かつ政策立案レベルでの職員能力の向上が期待される。

２．協力の枠組み

（１）案件目標

（１）上位目標

市場経済発展に資する民間セクター活性化のためのビジネス環境整備に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関等の能力が帰国留学生により向上する。

（２）プロジェクト目標：

対象機関における経済・産業振興に携わる人材が、民間セクター活性化のためのビジネス環境整備に係る政策策定・制度構築に関する知識を習得する。

（２）目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

（３）活動

目標	学習内容
①来日前	検討中

②留学中	
論文作成を通じた課題に対する解決策の考察	留学生が設定した研究計画に対し、当該分野を専門とする指導教員による指導及び海外現地調査を通じて、具体的な研究を進め、論文を作成する。
	MBA（経営管理のスペシャリスト育成）と MOT（技術・経営の連携を図るプロフェッショナルの育成）の 2 つの専修を設け、産学連携を重視した教育・研究を基本に高度専門職業人育成のための教育体系を具現化し、ウ国のビジネス環境整備に必要な指導を行う。
③帰国後	検討中

（４）－１ 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ③留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ④留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

（４）－２ 投入期間・人数

1 バッチ 4 名 × 4 カ年 = 16 名
 2009 年（～2012 年修了）：4 名
 2010 年（～2013 年修了）：4 名
 2011 年（～2014 年修了）：4 名
 2012 年（～2015 年修了）：4 名

（５）相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）
- ③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

（６）資格要件

- ①職務経験等
 - ・対象機関においてビジネス環境整備に関する業務に従事する正職員
 - ・ビジネス環境整備に関する業務に 2 年以上の専門的（*）な実務経験を有すること（3 年以上が望ましい）
- （*：マーケティング、経済性分析、経営戦略、ファイナンス等）
- ②その他：
 - ・修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること
 - ・ウ国籍を持つこと

- ・ 22 歳以上 40 歳未満
- ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
- ・ 過去にウ国政府または他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

実施体制

(1) 留学生の受入大学

早稲田大学大学院 商学研究科

(2) 受入大学の国際協力事業の実績

- ・ ウズベキスタン日本人材開発センター ビジネスコース講師派遣
- ・ JICA 長期研修員受入事業
- ・ 貿易分野における社会的能力の形成とその支援のあり方 (JICA 評価事業)
- ・ SAARC 学生インターンシッププログラム (大学研修プログラム)

(3) プログラム概要

国際社会に通じるビジネス感覚を要する人材育成を基本方針とする。

官民いずれの市場においてもウズベキスタンでは未だ顧客満足度が十分満たされぬ対応が見られる。10 年先に当該国が国際社会の一員となる日に備え、国際ビジネス感覚を体得することが急務である。空港税関の対応、顧客対応におけるシステム利用、国立百貨店 (ツム) の接客態度、地下鉄の運用、金融機関での現地通貨の不足対応など、当該国においてはビジネスの仕組みを変革し、国内外の顧客への待遇を早急に改善する必要がある。

ウ国 JDS 留学生には日本経済や日本社会に接することで、システムの「あるべき姿」について学習することを望む。

授業科目として、「共通基礎科目」、「専門科目」および「プロジェクト研究」を設定している。「共通基礎科目」は、基礎知識の獲得および基礎技術の修得、練成を主たる目的として設定している。例) マーケティング、経済性分析、財務会計、管理会計、ファイナンス、企業の経済学、人材・組織、経営戦略、アントレプレヌールシップ、経営と技術

「専門科目」は、より高度な知識の修得および応用能力の練成を主たる目的として設定している。「ストラテジック・マネジメント専修」と「アントレプレヌールシップ・マネジメント専修」の2つの研究領域で『金融・情報』『組織・人事』『戦略・競争』『ベンチャー』『マーケティング』『会計・ファイナンス』の6つのテーマを専門的に学ぶ。

「プロジェクト研究」では、学生が教員の組織する研究プロジェクトの一角に参画し、トライアングル・メソッドをもって、そこでの実体験を通じて、優れた問題解決能力の練成を目指す。その手法の特徴は、現実の社会で発生している問題、課題に対し、解決策を導出するための研究活動のプロセスおよび成果を、直接教育活動のコアとして採用するところにある。

教員の指導のもと、大学院生は能動的に研究プロジェクトの遂行に必要な知識や方法論

を撮取り、自ら課した課題の解決案を修士論文に帰結させることとなり、この活動を通じて、学生の現実問題に対する鋭い関心を研ぎすまし、かつ合理的な問題解決能力を向上させることが期待される。この科目は演習形式で実施され、併せて研究指導（論文指導）を行う。

なお、本研究科においては、現地で行った主管省庁との協議結果、専門面接等の経験を踏まえ、ウ国本コンポーネントに対応する指導を行う予定。また、ウ国におけるビジネス環境整備に携わる行政官の育成に貢献できる特別プログラムの設定については、大学教員による現地での協議結果や面接等を踏まえて検討中である。

個表 2**1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要****(1) 基本情報**

1. サブ・プログラム名（援助重点分野名）：市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援
2. コンポーネント名（開発課題名）：財政運営管理
3. 主管省庁：財務省
4. 対象機関：財務省、中央銀行、国立海外経済活動銀行、金融財政アカデミー、国家税務委員会、国家税関委員会、マクロ経済予測研究所（＊）

（＊）社会経済研究センターが大統領令により組織改編され、2008年7月30日に名称変更

(2) 背景

ウ国では1991年の独立以降、旧ソ連の社会主義体制から脱却するため、1997年10月に「国家人材育成構想」が発表され、教育制度の根本的な改革、旧来の思考体系の破棄、市場経済化に対応できる高度な人材育成を行うことが可能な国家教育制度の確立が目標とされており、市場経済化の促進に不可欠な人材の蓄積が重要課題となっている。また、同国の包括的な国家開発計画であるI-WISP(Interim Welfare Improvement Strategy Paper)が2005年3月に発表され、その後2007年にはWISPの最終版(Full strategy paper 2008-2010)が策定され、同国の貧困削減戦略ペーパー(PRSP)として位置づけられている。右計画によると、国民の所得向上と貧困削減のためには、経済成長を加速させる経済政策が必要であり、それを実現させるための手段として、減税措置や経済プロセスの中への政府の直接介入の制限、規制や法的枠組みの簡素化、国家金融資産の効果的な運用方法や国際基準に合致した適切な財政管理、WTO加盟のための諸条件の達成等、民間セクター活性化に必要な項目が多数あげられている。

ウ国では「漸進的市場経済移行」と「一国経済の樹立」とに基調をおいた経済政策を展開し、1991年の独立後マイナス成長であった経済成長は96年に初めてプラスに転化した。独立当初のマイナス成長の理由としては、計画経済下での通貨の過剰供給、社会主義体制下の所得配布分機能の崩壊と、市場経済に対応した課税システムが確立できなかったことが大きな要因であったとされる。しかし、現在もわずかなプラス成長を続けているとはいえ、独立当初には成功した斬新的市場経済移行政策は、世界のグローバル経済下の現在ではあまりにも変革が遅く、政策変更も含めた大きな舵きりが求められているが、それに対応できる財政・金融部門の人材が不足している。

かかる背景のもと、ウ国における経済発展のため、とりわけ歳出管理、公共財政管理、国際金融市場との関係等を視野に入れた貿易管理等に関し、経済政策、経済改革面で実践的な方法を習得し、確実な経済成長へと繋げられる人材育成を行うことで、民間セクター発展の基盤作りに繋がることが期待されている。

また、対象機関においては、全般的な職員のキャパシティビルディングとともに、市場経済化促進のための国庫制度の改善、自国通貨の安定化政策、税務手続きの円滑化等、税

財政に関する課題が挙げられており、留学による職員の能力向上に対する対象機関側のニーズも十分に高い。

（３）我が国の援助との関係

対ウ国援助の基調として「着実な経済行政改革の実施と民主化の推進、持続的な経済成長の基盤造り」の下、援助重点課題として「市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」が重点支援分野の一つとされており、本コンポーネントはその一部を構成する。

これまで、「ウ日本人材開発センター」におけるビジネスコースを始め、経営・金融分野でのシニアボランティア派遣を行い、実務面でのビジネス人材の育成支援を行っているが、本コンポーネントでは、財政や金融、経済学を中心とした高度かつ政策立案レベルでの職員能力の向上が期待される。

２．協力の枠組み

（１）案件目標

（１）上位目標

マクロ経済政策や民間セクター活性化の基盤作りに資する財政運営管理に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関等の能力が帰国留学生により向上する。

（２）プロジェクト目標：

対象機関における財政・金融等にかかる政策立案・管理に携わる人材が、マクロ経済政策や民間セクター活性化の基盤作りに資する財政運営管理に係る政策策定・制度構築に関する知識を習得する。

（２）目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

（３）活動

目標	学習内容
① 来日前 来日後の円滑な研究のために十分な事前準備/指導を実施する	基幹３科目（計量経済学、ミクロ経済学、マクロ経済学）について、各留学生の大学時代の経済学履修の程度を把握した上で、学部中上級程度の教科書を送付し、留学前の計画的な履修を義務付ける。
	指導教官をウ国に派遣し、来日前の留学生との面談を通じた、研究テーマ設定に係るアドバイス、研究計画作成の指導等を実施することを検討中。
②留学中	

論文作成を通じた課題に対する解決策の考察	留学生が設定した研究計画に対し、当該分野を専門とする指導教員による指導及び海外現地調査を通じて、具体的な研究を進め、論文を作成する。
外部講師によるセミナーや実務現場の経験を通じて、習得した知識の実践的な活用方法を知り、理解を深める。	日本政府および地方公共団体等の財政・税制・産業政策当局者等を招聘してのセミナーを実施する。また、学内における講義や研究に留まらず、修学中の学習効果をより高めることを目的として、政府機関や企業へのフィールドトリップ、専門書籍の提供やアカデミックライティング等の指導を実施する
③帰国後 知識のブラッシュアップ	本研究科講師の講師を現地に派遣し、帰国生を対象としたセミナーを行うとともに、主管省庁を中心とした関係機関を訪問し、本コンポーネントにおける人材育成等に関する一層の連携強化を図る。

(4) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ③留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ④留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(4) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 3 名 × 4 カ年 = 12 名
 2009 年（～2012 年修了）：3 名
 2010 年（～2013 年修了）：3 名
 2011 年（～2014 年修了）：3 名
 2012 年（～2015 年修了）：3 名

(5) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）
- ③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(6) 資格要件

- ①職務経験等
 - ・対象機関において財政運営に関連する業務に従事する正職員
 - ・財政運営管理に関する 2 年以上の専門的（*）な実務経験を有すること（*：財政・税制政策、金融政策、経済分析・予測等）
- ②その他：

- ・ 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること
- ・ ウ国籍を持つこと
- ・ 22 歳以上 40 歳未満
- ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
- ・ 過去にウ国政府または他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

実施体制

（１）留学生の受入大学

立命館大学大学院 経済学研究科

（２）受入大学の国際協力事業の実績

- ・ JICA 長期研修員受入事業
- ・ マレーシアツイニングプログラム（JBIC 円借款留学生事業）
- ・ ベトナム IT 高度教育人材育成事業（JBIC 円借款留学生事業）
- ・ ベトナム国立大学幹部特別研修（JICA 研修員受入事業） 他

（３）プログラム概要

ウズベキスタンは市場経済への移行と民間部門を中心とする経済発展のための制度改革が他の C I S 諸国に比べて遅れており、急速に進む世界のグローバル化にこれ以上の遅れをとらないため、市場経済化の一層の促進と、民間セクター活性化が急務である。このため、同国では行政手続きの簡素化など、公的部門の効率化や貿易振興の前提となる国際標準に沿った制度、手続きの改革、ビジネス人材の育成など、広義のインフラ整備を進めようとしているが、そうした制度改革のためにも、マクロ経済の安定的発展が前提条件になる。本プログラムは、財政運営をはじめとするマクロ経済政策及び市場経済化推進のための政策立案、実施能力をもった、政策と実務の高度な専門家を育成することを目的とする。

当該分野の専門家は、単に財政、金融、各種の市場・産業など、特定の業務分野の知識経験を磨けばよいというものではなく、経済全般に及ぶ視野、複雑に相互関連する経済事象の理解、海外機関も含む関係機関との調整などの、経済に関する総合的知識・能力を持つことが不可欠である。

なお、現地対象機関関係者との協議の結果、留学生の課題解決能力強化のための活動として、通常のカリキュラムに加えて研究を支援する活動が提案されている（「2. （3）活動」内に記載）。

個表 3

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

(1) 基本情報

1. サブ・プログラム名（援助重点分野名）：市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援
2. コンポーネント名（開発課題名）：法体系整備
3. 主管省庁：司法省
4. 対象機関：司法省、最高経済裁判所、財務省、対経省、タシケント法科大学、弁護士協会、国家非独占化委員会

(2) 背景

ウ国では 1991 年の独立以降、旧ソ連の社会主義体制から脱却するため、1997 年 10 月に「国家人材育成構想」が発表され、教育制度の根本的な改革、旧来の思考体系の破棄、市場経済化に対応できる高度な人材育成を行うことが可能な国家教育制度の確立が目標とされており、市場経済化の促進に不可欠な人材の蓄積が重要課題となっている。また、同国の包括的な国家開発計画である I-WISP (Interim Welfare Improvement Strategy Paper) が 2005 年 3 月に発表され、その後 2007 年には WISP の最終版 (Full strategy paper 2008-2010) が策定され、同国の貧困削減戦略ペーパー (PRSP) として位置づけられている。右計画によれば、国民の所得向上と貧困削減のためには、経済成長を加速させる経済政策が必要であり、それを実現させるための手段として、減税措置や経済プロセスの中への政府の直接介入の制限、規制や法的枠組みの簡素化、国家金融資産の効果的な運用方法や国際基準に合致した適切な財政管理、WTO 加盟のための諸条件の達成等、民間セクター活性化に必要な項目が多数あげられている。

また、日本の国別援助計画においても「市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」は 4 つの重点項目の一つとして位置づけられている。右計画によれば、ウ国の持続的経済成長のためには、貿易振興が不可欠であり、国際経済への統合を視野に入れた国際ルールに基づく各種制度の確立が必要としている。特に WTO 加盟は国際経済関係構築の意義を持つことから、ウ国の金融・銀行システム改善、民商法改革及び経済改革の側面支援をはじめ、ウ国政府の加盟努力を多面的に支援し、加盟後の WTO 体制に順応できる経済貿易体制整備を支援していくとされている。

これらの課題に対して、ウ国政府は、日本政府の支援のもと、倒産法、企業活動発展のための民事法令や行政法令の改善等、社会経済変化に応じた新たな法律の策定や改定の実施を試みているが、市場経済化や投資促進、民間企業育成に法的安定性や法制度に対する内外からの信頼は低く、法制度整備、司法機能の強化は急務である。

また、対象機関においては、全般的な職員のキャパシティビルディングとともに、市場経済化促進のための国際経済法、国際調停法、民法等に関する法整備に対する課題が挙げられており、留学による職員の能力向上に対する対象機関側のニーズも十分に高い。

（３）我が国の援助との関係

対ウ国援助の基調として「着実な経済行政改革の実施と民主化の推進、持続的な経済成長の基盤造り」の下、援助重点課題として「市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」が重点支援分野の一つとされており、本コンポーネントはその一部を構成する。

これまで、「倒産法注釈書起草支援プロジェクト」、「税務行政改善プロジェクト」、「企業活動発展のための民事法令、行政法令の改善プロジェクト」等の各種プロジェクトで各種行政手続きの法制化・合理化支援を行われ、司法関連機関の組織力強化が図られているが、本コンポーネントでは、高度かつ実務レベルでの職員能力の向上が期待される。

２．協力の枠組み

（１）案件目標

（１）上位目標

民間セクター活性化の基盤作りと国際経済統合に係る法整備に関する関係行政機関等の能力が帰国留学生により向上する。

（２）プロジェクト目標：

対象機関における法体系整備に携わる人材が、民間セクター活性化の基盤作りと国際経済統合に資する法体系整備に関する知識を習得する。

（２）目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

（３）活動

目標	学習内容
① 来日前 来日後の円滑な研究のために十分な事前準備/指導を実施する	指導教官をウ国に派遣し、来日前の留学生との面談を通じた、研究テーマ設定に係るアドバイス、研究計画作成の指導等を実施する。 上記と類似の指導を、1名の教員のみでなく複数の関係者で行うことを目的として、インターネット（Web カメラ）を活用し、来日前留学生と名古屋大学法学研究科関係者間でのディスカッションや教員による指導等を実施する。
②留学中 論文作成を通じた課題に対する解決策の考察	留学生が設定した研究計画に対し、当該分野を専門とする指導教員による指導及び海外現地調査を通じて、具体的な研究を進め、論文を作成する。
外部講師によるセミナー等を通じて、習得した知識の実践	日本の法制度にかかる基礎理論を学ぶだけでなく、自国の法整備・経済発展の課題等に関する知識を深めることを通

的な活用方法を知り、理解を深める。	じて研究効果を高めることを目的として、ウ国の有力な法曹実務家を母国より招聘しセミナーを開催する。また、国内で開かれる国際シンポジウムにも積極的に参加を促し、日本以外の市場経済導入国における法整備を学ぶ場も提供する。
③帰国後 知識のブラッシュアップ	タシケント国立法科大学内に設置した名古屋大学日本法教育研究センターにて、帰国 J D S 留学生に対する最新日本法に関するリフレッシュ研修を実施することを検討中。

(4) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ③留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ④留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(4) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 2 名 × 4 カ年 = 8 名
 2009 年（～2012 年修了）：2 名
 2010 年（～2013 年修了）：2 名
 2011 年（～2014 年修了）：2 名
 2012 年（～2015 年修了）：2 名

(5) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）
- ③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(6) 資格要件

- ①職務経験等
 - ・ 対象機関において市場経済化に資する法体系整備に関する業務に従事する正職員
- 市場経済化に関する法体系整備において、2 年以上の専門的な（*）実務経験を有すること
 （*：国際経済法、商法、民法等）
- ②その他：
 - ・ 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること
 - ・ ウ国籍を持つこと
 - ・ 22 歳以上 40 歳未満
 - ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
 - ・ 過去にウ国政府または他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

実施体制

(1) 留学生の受入大学

名古屋大学大学院 法学研究科

(2) 受入大学の国際協力事業の実績

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 長期研修員受入事業 ・ ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト
(JICA ウズベキスタン事務所：2005. 11～2008. 9) ・ アジア法整備支援（タシケント国立法科大学内に日本法教育研究センターを設立：2005 年 9 月） |
|--|

(3) プログラム概要

市場経済移行を促進する法制度、例えば、JICA が支援した行政手続法、抵当法および倒産法の法制度は、ウズベキスタンの法曹にとっては、ほとんど未知のものであり、執行の経験もない。そこで、これらの法制度の基礎にある理論やその執行の実務について、当該分野を専門とする教員の指導のもとで、基礎から応用まで系統的に研究する課題対応型のカリキュラムを用意する。

また、留学生が設定した課題の研究と並んで、日本法の基礎を幅広く学ぶカリキュラムも用意する。また、修士論文の作成・提出についても、設定された課題の種類、内容およびそのためのカリキュラムの達成度に応じて個別具体的に運用し、場合によっては、実務レポート等に代える弾力的で、課題内容および履修学生の能力に対応したものとする。

なお、現地対象機関関係者との協議の結果、留学生の課題解決能力強化のための活動として、通常のカリキュラムに加えて研究を支援する活動が提案されている（「2. (3) 活動」内に記載）。

人材育成支援無償（JDS）事業 サブ・プログラム基本計画

1. サブ・プログラムの基本情報

（１）基本情報

1. 国名 : ウズベキスタン
2. サブ・プログラム名（援助重点分野） : 経済インフラの更新・整備
3. 運営委員会 : 閣僚会議、高等中等専門教育省、対外経済関係投資貿易省
日本大使館、JICA ウズベキスタン事務所、ウズベキスタン日本人材開発センター
4. 主管省庁 : 国家資産委員会
5. 対象機関 : 国家資産委員会、ウズ公共サービス公社、ウズベクエネルゴ（電力公社）、ウズ鉄道公社、自動車・河川輸送機構、ウズ自動車産業公社、ウズ化学産業公社、ウズ道路公社

（２）背景

ウ国では 1991 年の独立以降、旧ソ連の社会主義体制から脱却するため、1997 年 10 月に「国家人材育成構想」が発表され、教育制度の根本的な改革、旧来の思考体系の破棄、市場経済化に対応できる高度な人材育成を行うことが可能な国家教育制度の確立が目標とされており、市場経済化の促進に不可欠な人材の蓄積が重要課題となっている。また、同国の包括的な国家開発計画である I-WISP (Interim Welfare Improvement Strategy Paper) が 2005 年 3 月に発表され、その後 2007 年には WISP の最終版 (Full strategy paper 2008-2010) が策定され、同国の貧困削減戦略ペーパー (PRSP) として位置づけられている。右開発計画第 5 章の「目的達成のための経済方針及びセクター別優先課題」によると、従来の原材料生産型から付加価値のついた工業製品生産型産業への移行、国内及び国際市場における国内商品の競争力強化、都市部のみならず地方での労働集約型産業の育成等の必要性があげられている。

特に産業発展の基盤となる経済インフラ、特にエネルギー分野に関しては、前払い方式による料金徴収システムの改善や、近代的なガスや電気メーターの取り付け、公共料金設定にかかる方針等の課題があげられている。また、道路や鉄道等の運輸インフラについても、地方の生産拠点から国内やカザフスタンやアフガニスタンといった近隣諸国への輸送網整備は、ウ国の産業発展に欠かせないとされている。

日本の国別援助計画においても、「経済インフラの更新・整備」は重点支援分野の 4 項目の一つにあげられており、同計画によると、ソ連時代に整備されたインフラとそのシステムは、基本的な機能を備えているが、老朽化と技術者の流出によるメンテナンス技術の低下等により、持てるポテンシャルが著しく低下している。そして、経済成長のボトルネックとなっている老朽化したインフラ更新のための資金協力と、管理、運営面での技術協力との効果的な連携を考慮しつつ、経済成長に向けた基盤造りの支援を実施していくとされている。ウ国政府は、独立後しばらくは省庁に含まれていたこれらインフラの運営を、ウズベクエネルゴ（電力公社）やウズアフトユール（道路公社）などを国営公社化し、経営をスリム化する等の改革を行っている。し

かし、これら公社は運転資金を含めいかに市場経済の中で効率的に組織を運営・経営していくかが、大きな課題となっており、本プロジェクトを通じた人材育成が期待されている。

(3) 我が国の援助との関係

対ウ国援助の基調として「着実な経済行政改革の実施と民主化の推進、持続的な経済成長の基盤造り」の下、援助重点課題として「経済インフラの整備・更新」が重点支援分野の一つとされており、本サブ・プログラムはその一部を構成する。

これまで、インフラ関係では円借款案件として「タシクザール・クルグムガン鉄道新線建設事業」及び「タシケント火力発電所近代化事業」の下、主にハード面での運輸・エネルギー分野の支援が行われている。

本サブ・プログラムにおいては、上述の他の日本の支援とソフト面でも有機的に連携されることも念頭に、経済インフラに携わる政府関連部門や国営公社の人材育成が期待されている。

2. 協力の枠組み

(1) 案件目標

(1) 上位目標

経済インフラの民営化に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関及び同インフラに関わる国営公社等の能力が帰国留学生により向上する。

(2) プロジェクト目標：

対象機関における経済インフラの更新・整備に携わる人材が、同インフラの民営化に係る政策策定・制度構築及び同インフラに関わる国営公社等の経営改善に関する知識を習得する。

(2) 目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

(3) 活動

目標	学習内容
①来日前	
来日後の円滑な研究のために十分な事前準備を実施する	来日後の学業及び留學生活の円滑な滑り出しを目的として、統計学、ミクロ及びマクロ経済学等といった経済学の基幹科目の復習を行う。
	指導教官をウ国に派遣し、来日前の留学生との面談を通じた、研究テーマ設定に係るアドバイス、研究計画作成の指導等を実施することを検討中。
②留學中	

経済インフラの近代化計画や効率的な管理・運営にとって必要なジェネラル・マネジメント教育学を習得する	欧米や日本のビジネススクールで行われている企業組織への経営管理技法の教育と、経済学の一分野として確立されている国家レベルでの経済開発と経済発展の理論と教育とを有機的に組み合わせた教育を受け、理論的かつ実践的に学ぶ。
論文作成を通じた課題に対する解決策の考察	留学生が設定した研究計画に対し、当該分野を専門とする指導教員による指導及び海外現地調査を通じて、具体的な研究を進め、論文を作成する。
実務現場の経験を通じて、習得した知識の実践的な活用方法を知り、理解を深める。	学内における講義や研究に留まらず、修学中の学習効果をより高めることを目的として、専門書籍の提供や、フィールドトリップ、研究発表会等に参加する。
③帰国後 知識のブラッシュアップ	国際大学の同窓会のメンバーとして全世界に広がる卒業生ネットワークに加入し、研究科の修了生向けに実施するフォローアップ事業への参加を通じて、当該分野に関する最新情報を獲得する。

(4) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ③留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ④留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(4) - 2 投入期間・人数

5 名 × 1 カ年 + 4 名 × 3 カ年 = 17 名 2 年間の修士課程
 2009 年（～2011 年修了）：5 名
 2010 年（～2012 年修了）：4 名
 2011 年（～2013 年修了）：4 名
 2012 年（～2014 年修了）：4 名

(5) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）
- ③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(6) 資格要件

- ①職務経験等
 - ・対象機関において経済インフラに関する業務に従事する正職員
 - ・経済インフラの運営管理において 2 年以上の専門的（*）な実務経験を有すること。

(*) マーケティング、経営戦略、投資分析、オペレーションズマネジメント等

③その他：

- ・ 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること
- ・ ウ国籍を持つこと
- ・ 22 歳以上 40 歳未満
- ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
- ・ 過去にウ国政府または他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

3. 実施体制

(1) 留学生の受入大学

国際大学大学院 国際経営研究科

(2) 受入大学の国際協力事業の実績

- ・ JICA 長期研修事業（2000 年～）
- ・ 国際通貨基金（IMF）奨学金プログラム（2001 年～）

(3) プログラム概要

ウズベキスタンの経済インフラの近代化と公共事業の管理運営の効率化を行える人材育成に関して、①ミクロの視点から公共事業と社会基盤の管理と運営の訓練、つまり欧米そして日本のビジネススクールで行われている企業組織への経営管理技法の教育と、②マクロの視点からの公共事業と社会基盤の理解、つまり経済学の一分野として確立されている国家レベルでの経済開発と経済発展の理論と教育とを有機的に組み合わせる。

具体的なカリキュラムとしては、国際経営学研究科における組織行動論、経営戦略、投資分析、マーケティング、オペレーションズマネジメント（生産管理論を含む）、IT 戦略と政策立案（IT インフラ論含む）などの MBA 科目をプログラムの中心とし、同時に国際開発学プログラムにおける開発経済学、開発計画論、更には、各 JDS 留学生はプラットフォームセミナーと呼ばれる個別研究プロジェクトに参加する。そこでは、各人が選択した管理運営課題を自ら分析し、その分析結果を報告させる事でより実践的な管理技法の研修を行う。また実際の経営現場を研究するフィールドトリップや財界トップを招くセミナーも企画し、現実のマネジメントを直接体験する機会も学生に与える。

なお、現地対象機関関係者との協議の結果、留学生の課題解決能力強化のための活動として、通常のカリキュラムに加えて研究を支援する活動が提案されている（「2. (3) 活動」内に記載）。

人材育成支援無償（JDS）事業 サブ・プログラム基本計画（案）

1. サブ・プログラムの基本情報

（1）基本情報

1. 国名：ウズベキスタン
2. サブ・プログラム名（援助重点分野）：国際関係
3. 運営委員会：閣僚会議、高等中等専門教育省、対外経済関係投資貿易省
日本大使館、JICA ウズベキスタン事務所、ウズベキスタン日本人材開発センター
4. 主管省庁：外務省
5. 対象機関：外務省、世界経済外交大学、対外経済投資貿易省

（2）背景

中央アジアの域内各国は、過去 70 年に及ぶソ連時代の歴史を共有し、ソ連時代の分業体制に由来する多様性に欠ける産業構造やインフラの老朽化等、互いに共通した問題を抱えている。また、市場経済化や民主化といった基本的な方向性を共有しながらも、具体的な改革や域内の協調政策について相互に利益の調整が困難であったため、域内協力の動きはこれまで鈍かったといわざるを得ない。

中央アジア各国は、それぞれ一国でみれば、その人口や経済規模は小規模であり、諸外国との貿易促進等の経済関係の発展を考えた時、域内の経済統合や市場としての一体性は極めて重要である。また、経済問題以外においても、中央アジア地域の主要国として、また地政学上の重要な地域として、当該地域内におけるテロ・麻薬対策、対人地雷除去、貧困削減、エネルギー/水分野、保健医療等、様々な分野における地域協力の推進や良好な外交関係の維持が求められている。

また、ウ国では、1991 年の独立以降、旧ソ連の社会主義体制から脱却するため、1997 年 10 月に「国家人材育成構想」が発表され、教育制度の根本的な改革、旧来の思考体系の破棄、市場経済化に対応できる高度な人材育成を行うことが可能な国家教育制度の確立が目標とされており、市場経済化の促進に不可欠な人材の蓄積が重要課題となっている。2004 年に提唱された「中央アジア＋日本」対話は、2006 年 6 月には第 2 回外相会合が行われ、上述の課題に対する「行動計画」が採択されており、日本を中心とした地域内協力の促進が今後ますます期待されている。かかる取り組みを国際的な視点から牽引するウズベキスタン側の政策実務人材の養成が必要となっており、JDS 事業による人材育成の支援が期待されている。

（3）我が国の援助との関係

対ウ国援助の基調として「着実な経済行政改革の実施と民主化の推進、持続的な経済成長の基盤造り」の下、援助重点課題として「地域内協力」が重点支援分野の一つとされており、本サブ・プログラムはその一部を構成する。

これまで、当該分野において具体的な支援は特に行われておらず、本サブ・プログラムにおいて、地域内協力の携わる政府関連部門の人材育成が期待されている。

2. 協力の枠組み

(1) 案件目標

- (1) 上位目標
地域内協力に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関の能力が帰国留学生により向上する。
- (2) プロジェクト目標：
対象機関における国際関係に携わる人材が、地域内協力に係る政策策定・制度構築に関する知識を習得する。

(2) 目標の指標

- ① 帰国留学生の修士号取得
② 帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

(3) 活動

目標	学習内容
① 来日前	検討中
② 留学中	
論文作成を通じた課題に対する解決策の考察	留学生が設定した研究計画に対し、当該分野を専門とする指導教員による指導及び海外現地調査を通じて、具体的な研究を進め、論文を作成する。
多種多様な国際社会の関連性やつながりを、多角的な視点から観察・分析することのできる人材育成や指導	「地域研究」「国際関係」「国際社会」の3つの領域を設け、学生は一つの領域に中心を置きながら、他の領域の科目も履修することにより、躍動するアジア太平洋地域を多様な角度から観察・分析することのできる専門性を体系的に習得する。
③ 帰国後	検討中

(4) - 1 日本側の投入

- ① 受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
③ 留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
④ 留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(4) - 2 投入期間・人数

1 名×1 カ年 + 2 名×3 カ年 = 7 名 2 年間の修士課程
 2009 年（～2011 年修了）：1 名
 2010 年（～2012 年修了）：2 名
 2011 年（～2013 年修了）：2 名

2012 年（～2014 年修了）：2 名

（５）相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）
- ③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

（６）資格要件

- ①職務経験等
 - ・ 対象機関において国際関係分野の業務に従事する正職員
 - ・ 国際関係分野において 2 年以上の専門的（*）な実務経験を有すること
（*）地域協力の推進・世界経済への統合（国際政治、国際経済等）
- ②その他：
 - ・ 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること
 - ・ ウ国籍を持つこと
 - ・ 22 歳以上 40 歳未満
 - ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
 - ・ 過去にウ国政府または他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

実施体制

（１）留学生の受入大学

早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科

（２）受入大学の国際協力事業の実績

- ・ 貿易分野における社会的能力の形成とその支援のあり方（JICA 評価事業）
- ・ SAARC 学生インターンシッププログラム（大学研修プログラム）
- ・ JICA 長期研修員受入事業

（３）プログラム概要

本研究科修士課程では「地域研究」「国際関係」「国際社会」の 3 つの領域を設け、学生は一つの領域に中心を置きながら、他の領域の科目も履修することにより、躍動するアジア太平洋地域を多様な角度から観察・分析することのできる専門性を体系的に習得できるよう工夫されている。また、1998 年の修士課程発足以来、教員、学生、学外アクターの三者が研究プロジェクトを通じて協働する問題発見・解決型の研究・教育手法として「トライアングル・メソッド」を導入してきた。事実これまでに、インターンシップ制度や海外提携大学との研究交流に加えて、18 のプロジェクト研究（研究指導演習の単位）ごとに教員と学生が共同で実施する国外諸機関との共同調査・研究や、外国人学生を主対象とする日本国内で

のフィールド調査などを積極的に展開している。プロジェクト研究は、演習方式を取り、本研究科教員が「トライアングル・メソッド」の理念に基づいて、実社会の様々な問題に対して、教員、大学院生、そして学外諸アクター（国内外の企業、官公庁、地方自治体、国際機関、研究機関、NPO／NGO、市民など）の3者が、異分野、異文化、異業種の交流を図りながら、具体的な解決代替案を設計してゆくように研究・教育システムがデザインされている。

なお、本研究科においては、現地で行った主管省庁との協議結果、専門面接等の経験を踏まえ、ウ国本コンポーネントに対応する指導を行う予定。また、ウ国の本コンポーネントに特化したプログラムの設定については、大学教員による現地での協議結果や面接等を踏まえて検討中である。

人材育成支援無償（JDS）事業 計画策定調査（ウズベキスタン国）

第一次現地調査 対象機関訪問リスト

1. 対象機関訪問等

日時	面会者	備考
6月11日（水） 10:00-10:45	外務省 Head of human resource dept. Mr. Khodjaev Erkin Mr. Azizov Siroi Mr. Dalimov Kakhramon Mr. Umurzamov Sardorber	
15:30-16:10	財務省 Deputy Chief of human resource dept. Mr. Peretolchin Sergey Mr. Nuriev Shamshimuhamed	
16:35-17:10	対外経済関係・貿易投資省 Head of Asia Pacific countries dept Mr. Sulaimanov Shokhrukh Mr. Bulashov Dier Mr. Alisher Takhilov	
17:30-18:20	ウズベクエネルギー Fist deputy chairman Mr. Abdurakhmanov Bahodir Mr. Mamasidikov Shukhrat Ms. Isahanova Roza Ms. Korneva Elena Mr. Norbekov Nodir	
6月12日（木） 11:30-12:15	国家資産委員会 Chairman Mr. MUSAEV Dilshod Mr. KUDRATOV Ismat Mr. IBRAGIMOV Fazlidyln Ms. OSMANOVA Nuriya	
15:00-15:45	中央銀行 Head of personal dept. Mr. Bekmirzayev Navruz Ms. Mukhitdinova Dildora Mr. Ismailov Shakhzod	
16:30-17:30	司法省 Head of international law dept Mr. Norgitov Mr. Zhuraev Mr. Moyanubov Ms. Tillaeva Ms. Abbasova Mr. Musrmanov	
6月19日（木） 10:00-10:45	弁護士協会 Consultant Mr. Khursanov Abdugaffar	

6 月 20 日 (金) 10:00-11:00 16:00-17:00	商工会議所 Chairperson, Ambassador Dr. Alisher Shaykhov Ms. Davletova Dilshoda 国家関税委員会 Head customs cooperation department Mr.Yunusov Bakhodir Tulkunovich Mr. Suyunov Abdunor Ms. Khabieva Gulfiya	
6 月 23 日 (月) 11:00-12:00 15:00-16:00 15:00-16:00	自動車河川輸送機構 Deputy Head Mr. Shavakhabov Shaalim Shamansurovich Mr. Adilov Bakhtiyor 国家税務委員会 Ms. Rano Khamidovna Mr. Saydaliev Fazliddin 社会経済研究センター Deputy head of the center Mr. Sadikov Avazbek Madaminovich Mr. Akhmedov Tursun Mukhitovich	
6 月 24 日 (火) 10:30-11:30	ウズ道路公社 Head of foreign economic relations division Mr. Makhmatov Umidjon Ms. Bozorova Gulrukh	
6 月 25 日 (水) 10:00-11:00	国家建築建設委員会 Head of project work department Mr. Akhrorkhodjaev Amil Akbarovich Ms. Melieva Lola Kazimovna	

ウズベキスタン国JDS事業 対象機関調査結果一覧

	開発課題	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	休職許可	帰国後の制約	毎年、推薦可能な人数 (資格要件含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)
					職員総数	22歳～39歳以下の割合	男女比	学士号取得人数(率)		有・無			TOEFL500 (IELTS5.5)以上	組織内の語学研修	
1	ビジネス環境整備 国際関係	対外経済省	対外経済活動、輸出促進、海外からの投資推進、自由貿易化、貿易活動の強化に係る政策作成と実施、諸外国からの投資・援助調整	課題は2005年7月26日発令、ウズベキスタン共和国大統領令PP-136号によって定められている。 1.対外経済活動分野、具体的には輸出促進、海外からの投資促進、対外貿易自由化、対外関係の拡大と強化分野での唯一の国家政策策定を行う。 2.世界市場での複合マーケティング調査、国内・国外市場の発展に関する深い分析や予測、海外パートナーとの貿易経済関係の強化。 3.確固とした経済発展や経済向上の具体的方策の実行や世界的経済システムへの統合、輸出可能性発展の計画実行、対外経済の権利や利益の確保。 4.海外政府や海外学術機関とウズ国の経済的・財政的發展に向けた協力関係の構築。 5.海外投資の呼び込みや投資計画実現へのモニタリング、海外投資家への必要不可欠な情報提供。	133人	107人	10:3	62人	1. カラカルバクスタン共和国の対経省 2. タシケントや周辺州での対外経済活動管理 3. ウズベクエクスベルチャーザ社 4. ウズベクテンダーコンサルティング社 5. ウズインコムセンター 6. ウズエクスボセンター 7. インターサービス社 8. インター建設社 9. ビジネスパートナー新聞 など	有・無	復職できる	2人	具体的人数は不明、8割が英語をよく理解する。どの部門で仕事上、英語を使う。	人材開発センターが英語研修を行う。レベルを証明するテストも行う。	N/A
2	ビジネス環境整備	経済省	経済成長及び対外経済関係の円滑な発展を目的とする経済関連機関、大臣会議との調整、地方における経済活動の振興、鉱物資源及びエネルギーの効率的・効率的な供給確保に係る政策の策定。安定した労働市場の確保。	未回収	130人					有・無					
3	ビジネス環境整備 法整備	国家非独占化競争企業活動支援委員会	非独占化委員会は、競争環境振興、独占活動規制、自然独占調整、経済活動不能企業の再編、競争・私企業活動振興・支援、消費者の権利保護、広告市場調整分野における国家政策実施機関である。	当委員会の課題は2005年5月2日発令、ウズベキスタン共和国大統領令PP-66号によって定められている。	584人	410人	4:1	435人	独占禁止政策改善センター	不明	N/A	2～4人	N/A	2008年度、職員研修の一部として英語研修が導入される。現在外国語センターの選附中。	N/A
4	ビジネス環境整備	共和国商工会議所	1. 民間企業活動発展のためのよりよい条件整備 2. ビジネス環境整備 3. 民間企業と海外パートナーとの取引関係の調整支援 4. 海外市場への国産品とサービスの積極的なプロモーション 5. ウズベキスタン共和国の経済開発、世界経済システムとの統合、諸外国企業とウ国企業との貿易・経済、科学技术関係構築に寄与するような競争力の高い完成品生産を可能にするための生産設備の技術面での再編と近代化を実現するための外国投資を広く誘致する事、経済発展の実現に結びつく競争力のある製品生産の保証 6. 商工会議所会員の団結と援助 7. 商工会議所会員である企業体の利益擁護と権利保護 8. 市場インフラの統一システム形成	1. 民間企業セクターの知識や役割を向上させる、ウズベキスタン共和国内の民間企業の速やかな発展 2. ウズベキスタン共和国内の民間企業と、海外のパートナーや投資家との接触の機会拡大 3. 民間企業活動に対し、情報入手や相談を含む幅広いサービス提供 4. ウズベキスタン共和国の海外商談のアレンジ、同様に海外企業のウズベキスタンへの招聘 5. ウズベキスタン共和国への国際基準や実践的ビジネスの導入のための法整備の準備 6. 権利保護や利益擁護の実現 7. 民間企業活動のための人材育成や教育システム発展の支援 8. 民間企業発展の基本理念に関する立案作業への参加 9. 技術的システム立ち上げへの参加 10. 経営者間の論争の調停	35人	20人	2:1	ほぼ100%	1. 14地方支部 2. S S Pエクスボコンタクト社(展示会や出張アレンジなど) 3. 多機能情報センター(S S Pマロカンド) 4. テフ/エクシム投資会社 5. 法の盾(ローシールド)社 6. マーケット技術開発センター	有・無	復職し最低3年間勤務、留学時に契約書を結び、3年間勤務しなかった場合は資金返還義務がある。	5人	20人	N/A	1. 国連開発計画 2. ドイツ商工会議所 3. E U、T A C I S 4. J I C A (ビジネスコンサルタント育成) 5. ISO9000プロジェクト
5	ビジネス環境整備	科学アカデミー経済研究所	ウズ国の市場経済移行にかかわる理論上の社会経済発展問題について調査を行う。 研究結果は行政管理組織(大臣会議や経済省など)へのアドバイスに反映される。具体的にはウズ国経済への有効的な海外投資の条件形成や労働市場の形成などの分野で。 研究所の学者による学術的アドバイスはウズ国内での市場関係形成と結びついている。海外投資、私有化、対外経済活動、銀行倒産の法律が受け入れられている。	1.自由化の下での国家経済の競争化や発展方法論プログラム 2.自由な企業発展のための、競争に基づいた推進メカニズムの形成や条件創生	78人	25人	3:5	68人	N/A	有・無	帰国後すぐに復職可能	3人	12人	なし	1. 欧州委員会、上級研究所(オーストリア)、カッセル大学(ドイツ):テンプス プロジェクトNo23030-2002 社会経済学:カリキュラム開発 大学院生のためのマクロ経済や経済一般に関する授業 2. 欧州委員会:ヨーロッパアイド No 2007/140188 税金行政改革のための研究 税金システム実現に関する現状分析やアドバイス、ビジネス環境の形成や向上、マクロ経済的規制の現実構造における、必要不可欠な税金推移や世界的経済に学んだシステムの実現。 実施予定のプロジェクト 3. 欧州委員会:税金システム実現に関するプロジェクトの継続
6	ビジネス環境整備 財政運営管理	社会・経済研究センター	大統領令によって05年8月に創設。経済省の元では効果的な経済政治センターとして、財務省の元では税金予算政治センターとして、中央銀行の元ではクレジットセンターや発展予測研究所、銀行ファイナンスシステム自由化(規制撤廃)研究所として機能している。 経済改革や自由化、マクロ経済研究、通貨、銀行ファイナンス、人口動態学や社会問題分野での主要な学術機関である。ウズベキスタン共和国閣僚会議の総合情報分析局に対し、国内経済活動や経済問題に関し報告義務がある。 センターの基本目標は国家資源と経済的潜在可能性についての深い分析や、安定しバランスのとれた社会経済発展のための予測分析基礎の形成、経済研究の実践的強化、あらゆる経済改革や自由化に関する課題解決。	1. 自然や鉱物原料、燃料エネルギー資源、地下水資源の合理的利用に関する長期的発展予測や提案 2. マクロ経済パラメーターの体系的分析やマクロ経済の中長期的予測分析、マクロ経済的安定性の確保や安定成長に関する提案の準備 3. 銀行ファイナンス改革や自由化、また流通貨幣強化、税金・予算・クレジット政治の改善、国家通貨の安定に関する傾向分析や法案立案 4. 経済再編成構造に関する立案や投資政治分野の根拠付け 5. 事実に基づく家計調査や、社会政治に関する深く根拠付けられた立案の準備、収入源の確保、住民福祉向上 6. 民主主義プロセス調査や安定雇用率の根拠付け 7. 世界の経験に学び、世界的会計システム導入に関する立案や国家会計システムの向上	102人	45人	3:2	14人	なし	有・無	最低2年間の労働義務	2～5人	15人	定期的に職員向けトレーニングを設けている	1. 国連開発計画 2. 韓国国際経済政治大学(自由経済区創設プロジェクト) 3. 全欧安保協力会議

	開発課題	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	休職許可	帰国後の制約	毎年、推薦可能な人数 (資格要件含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)
					職員総数	22歳～39歳以下の割合	男女比	学士号取得人数 (率)		有・無			TOEFL500 (IELTS5.5)以上	組織内の語学研修	
7	ビジネス環境整備 経済インフラの更新/整備	国家資産委員会	国家資産委員会の主な業務は、経済改革の一層の推進、民有化と民営化の加速、国有資産管理の組織化、民有化企業のモニタリング、市場インフラ整備の支援	1. 我が国経済における国の割合の減少や、民間セクターの役割と意義の著しい増加を目指す施策の実施 2. 省庁、その他国家機関、国営企業、国家予算が拠出されている組織、国が出資している組織の登記と登記簿管理 3. 市場原理の発展と、競争環境の形成、私有財産の増加を促進するための、民有化・民営化プログラム策定及び実施	125人	85人	7:3	29人	1. カラカルバキスタン共和国国家資産管理委員会、 2. 州国家資産管理局 3. タシケント国家資産管理局 4. 中央証券保管振替機構 5. 共和国証券取引所 6. 共和国不動産取引所 7. 共和国ビジネススクール	有・無	雇用契約において、委員会の資金で留学する場合は、復職の義務があるが、海外留学については特になし。ただし、検討の余地あり。	2人	具体手な人数は不明だが、海外留学の経験者もいるため、問題ない。自由に英語を操れるのは30人。	以前はあったが現在は行っていない。今後、ビジネススクール等に参加させることも可能。	1.MTCP(マレーシア技術協力プログラム)：資産価値評価研修所による評価業務に関する職員研修 2.イタリア国際教育コンソーシアム、伊外務省開発協力総局：企業の技術系スタッフ及び幹部研修 3.KOICA：ウズベキスタン証券市場人材開発 4.インド技術・経済協力プログラム：高等教育機関への専門家留学
8	ビジネス環境整備	国家資産委員会証券市場機能調整・管理センター	1996年3月26日発令の大統領令UP1414 同センターの構成に関して により同センターの基本課題や活動方針が定められている。 - ウズ国の証券市場の形成、発展、管理、規制分野における国家政策の実現 - 国家組織や経済団体名義での有価証券市場への参加に関する法律の管理や導入 - 法人と自然人(投資家)の権利と利益保護など	2006年9月27日の大統領令PP475 証券市場の将来発展策 に基づき、証券市場発展プログラムを行う。 - 旧国営企業や新生株式会社を利用した証券市場の長期的発展 - 証券第2市場の発展強化と規模拡大 - 証券市場の近代的インフラ形成や金銭技術的基盤の強化 - 株式会社における経営システム実践 - 証券市場のための人材の質の向上や育成 - 証券市場や証券市場参加者・団体(投資家、有価証券発行所など)の職能効率向上など	93人	84人	7:2	69人	1. 上告・控訴審査会 2. 5中央付属機関 3. 14地域機関	有・無	ウズ国の労働法に基づく	1人	6人	なし	実施中のプロジェクトなし 実施予定のプロジェクト 1. 国連開発計画：ウズベキスタン市場と世界市場の統合
9	ビジネス環境整備	農水省	1. 統一農業技術政策の実施 2. 農業製品分野での最新農業技術の普及と実行 3. 農業製品産業界の活動や農業製品提供手続きの調整業務 4. 農業セクターに関する経済改革法案の調整業務 5. 農業システム普及に関する共同研究 6. 種育や家畜、獣医学、植物検疫、家禽、養殖産業分野の国家政策の実行 7. 水資源の管理 8. 水利施設の安全管理と近代化 9. 土地開拓方法の向上 10. 農水、森林分野での投資政策に関する共同研究への参加 11. 農水産業分野での法令遵守 12. 農水、林業分野での人材育成	農林水産業、経済、MBA、公共政策 1. 近代的農業システムの導入 2. 農産物の加工・販売・品質管理 3. 水資源・灌漑の整備・管理 4. 農業分野への海外投資促進	150人	平均年齢35 - 45歳	8:2	N / A	1. 地方支所 2. 種苗研究センター等を始めとする60機関 3. タシケント農業大学他3国立大学	有・無	特になし	人	職員向けの英語コースがある	国際援助により、日本、中国、ドイツ、インドア、マレーシア、エジプト、ロシア、カザフに派遣歴あり。	

	開発課題	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	休職許可	帰国後の制約	毎年、推薦可能な人数 (資格要件含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)
					職員総数	22歳～39歳以下の割合	男女比	学士号取得人数		有・無			TOEFL500 (IELTS5.5)以上	組織内の語学研修	
	1 財政運営管理	財務省	1. 税制、関税政策、予算政策の策定と実施 2. 債務政策の実施 3. 価格政策実施への関与 4. 金融市場発展への関与	1. 予算状況の改善、予算執行制度の改善 2. 保険市場と保険業務の発展及び支援 3. 国家財政統計の改良 4. 国庫制度の改善	349人	232人	6:4	99人	1. 共和国道路基金 2. 予算外年金基金(Extra-budget pension fund) 3. 農村農業機械整備国家促進基金 4. 担保貸付支援基金 5. 共和国予算外書籍基金 6. 灌漑地土地改良基金	有・無	特になし。ただし、有期限雇用契約で一時離職する場合は、復職後3年間は勤務する制約あり。	3～5人	多くはなく英語力強化の必要性を認識している。	以前はあったが現在中止中。今後、再開の検討の余地あり。	1.ADB (財政運営改革プロジェクト) 2.ウズベキスタン財政金融アカデミー (BFA) 3.人材育成 (日本国財務省財務総合政策研究所)
	2 財政運営管理	中央銀行	1. 自国通貨の安定化 2. 金融政策及び通貨管理政策の策定、採択、実行 3. 効果的な決裁システム作り 4. 経済発展の促進とその担保、インフラの近代化	1. 自国通貨の安定を目指す金融政策実施 2. 高度経済成長の確保と輸出振興 3. 銀行制度への信頼を今後高めていくこと	499人	380人	5:4	114人	1. 中央銀行地方支部 2. 教育・研究施設 (タシケント金融大、マルギラン金融大、テルメズ金融大) 3. 証券局 4. 両替局 5. 造幣局	有・無	海外留学の際は辞令が発令され、留学期間中職位は温存される。	2～5人	63人	N/A	1. IMF、日本政府、JICA、KOICA 短期国際セミナー、研修 2. IMF、JDS (日本政府) 修士号取得事業 3. ロシア中銀 短期研修、視察、経験交流 4. CIS 各国中銀 (ユーラシア経済共同体プロジェクト) ユーラシア経済共同体内での短期研修、会議、研修旅行 5. ドイツ・ブンデス銀の専門家による研修 (中銀で年2、3回)
	3 財政運営管理	銀行業協会	銀行業協会は24の商業銀行からなる非国家、非商業組織である。 1.市場改革の国家政策実行における商業銀行の役割増大 2.協会員の権利と法的利益の保護 3.国家的銀行システムの急激な変更への商業銀行の努力の結合 4.銀行業専門家の訓練システム向上	1. 07年11月7日発令の大統領令に基いて行われている。07-10年ウズベキスタン国の銀行システムの発展や改革に伴う主要課題の実行。 2. シンガポール経営発展大学をタシケントに開学するための政策。07年9月5日発令の大統領令に基づく。 3. その他の課題に関わる政策	24人	13人	2:1	2人	1. スクス支局 2. ジザク支局 3. フェルガナ支局 4. 銀行保険会社「イションチ」 5. 格付け会社「アクボルレーティング」 6. 統一共和国プロセスセンター 7. ユニバーサルリース会社「パラカ」 8. 銀行相談サービス社 9. モリア ビノコル ヒズマツ社 10. 銀行貿易システム社 11. 銀行クレジットビューロー社	有・無	海外留学生の市職位は温存される。	N/A	5人(ただし3割が英語を自由に操ることができる)	なし	シンガポール経営発展大学:同大学のタシケントでの開学 (銀行、MBA、ビジネスITの学士や修士コース)
	4 財政運営管理	対外経済銀行	N/A	1.銀行資本や資産の財政的安定強化や利益率向上 2.ウズ国の重要部門への投資活動推進 3.新しい銀行商品の導入 4. 世界の銀行組織や財政系大学との連携活発化 5. 銀行民営化プロセスの実行 6. リーダー的地位の維持と新しい小売サービスの導入、現存する小売サービスの契約量増加と安定性向上 7.人材の効率的利用につながる人事システムの発展	6197人	5074人	2:3	2990人	N/A	有・無	復職を保证	N/A	9人	なし	1. 日本政府:ワクチン2000 子供のためのワクチン購入プロジェクト 2. 日本政府:テキスタイル2000 タシケント繊維工科大学の装備向上プロジェクト 3. 日本政府:スカラーシップ2000 人材育成プロジェクト 4. 日本政府:ミュージアム2000 美術館へのオーディオビジュアル機器や展示機器供給 5. 日本政府:プロダクション2000 食糧生産高向上プロジェクト 6. 日本政府:メディカル2001 緊急医療システム向上プロジェクト 7. 日本政府:スカラーシップ2001 人材育成プロジェクト 8. 日本政府:TV番組2001 ウズ国テレビ&ラジオ会社への日本番組提供
	5 財政運営管理	財政金融アカデミー	金融・財政アカデミーは、1996年に設立され、財政・金融及び税務部門の上級職員に対する世界レベルの教育を実施し、修士号を付与している。アカデミーの目的は、高度な専門性を有した国際財務研究所等、国内外の専門家による最新の国際的教育プログラムを利用し、有意義な教育の実施である。大臣会議令により、アカデミーでの研究活動中に蓄積した理論の強化のため、1996年より、海外での修士課程にも人員が派遣されている。時代が求める世界の財務、銀行、税務システム構築のため、世界銀行、IMF、日本国財務省、JBIC、ERBD、ADB、TACIS、ルクセンブルグ財務技術移転機構等による様々な国際機関のセミナーが実施されている。	1. 高度な専門性を有した国際財務研究所等、国内外の専門家による最新の国際的教育プログラムを利用した修士課程での教育の実施 2. 外国の研究業績データ蓄積 3. 諸外国援助機関等との金融・財政分野における協力 4. 外国機関とのパートナーシップ構築	97人	51人	4:5	9人	N/A	N/A	N/A	選考を通過した人数	15%	N/A	1. 日本国財務省:金融アカデミー支援夏期セミナー 2. ルクセンブルグ財務技術移転機構:アカデミー対象夏期講習 3. 韓国技術大学:夏期講習、韓国語講座 実施予定のプロジェクト 1.エジプト外務省:エジプト銀行大学の銀行オペレーションに関するセミナー

	開発課題	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	休職許可	帰国後の制約	毎年、推薦可能な人数 (資格要件含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)
					職員総数	22歳～39歳以下の割合	男女比	学士号取得人数		有・無			TOEFL500 (IELTS5.5)以上	組織内の語学研修	
	6 財政運営管理	国家税関委員会	1. 国際間商取引における国家経済の安全と利益の保護 2. 企業家及び経済活性化のための環境創出 3. 国内市場保護と国家の財政的利益の擁護 4. 国境での安全と社会保護における効果的協力 5. 税関敷地内での効果的な通関業務、物流調整 6. 関税法違反の防止、発見、阻止	1. 時代に適った業務方法導入 2. 税関申告手続きの円滑化 3. IT技術利用 4. リスク分析・管理 5. 国際協力 6. 他省庁との協力 7. 高度な専門性を身につけた、モチベーションの高い、道徳心の高い職員の育成	4000人	2100人	7:1	2807人 70%	1. カラカルバクスタン共和国関税委員会 2. 12州の関税委員会 3. タシケント市関税委員会 4. タシケント・アエロ 5. 国家関税委員会本部は4主局、13局、5課で構成 6. 高等軍事関税大 7. 国立検疫センター(麻薬探知犬など育成)	有・無	契約書や合意書などは結んだことはないが、海外に留学した職員は、復職することになる。つまり辞職することはない。研修期間は、職務経歴に計算される。	2人	約120人(はっきりしたレベルは分らず)	N/A	1. ウズベキスタン税関業務改革と近代化:EU委員会 2. ウズベキスタンにおける関税行政改善:国連開発計画 3. BOMKA/KADAP:国連開発計画 4. 関税行政とテクノロジー:KOICA 5. パイロットプロジェクトXAC/197:国連麻薬犯罪事務所 実施予定のプロジェクト 1. ウズベク・アフガニスタン国境テルメズ川港税関業務強化:国連麻薬犯罪事務所 2. インド政府技術協力 (ITEC):インド政府、インド外務省
	7 財政運営管理	クレジット協会	信用組合協会の活動目的は、信用組合の統合と各組合の権利、利益の擁護と代弁、信用組合同盟発展に向けた一連の措置の採択である。当協会は、2010年を目標年度としたウズベキスタン共和国におけるマイクロファイナンス整備国家計画の実施機関の一つである。また、信用組合の制度的発展や国民からの信用組合への資金投入における保障制度導入に係るプログラム策定と実施を行い、協会の一員である信用組合に支払能力と流動資産換金能力を持たせるために活動する機関である。	1. 信用組合の活動を定める現行法の問題と欠点の発見 2. 信用組合の制度的整備、教育、マーケティング、コンサルティング他のサービス実施 3. 信用組合の資金導入に係る保障システム管理、信用組合の支払能力と流動資金換金能力支援のための措置の採択。	6人	5人	1:1	N/A	子会社 Alyans Grant Service	N/A	復職規則なし。長期休暇については、状況に依る。	2人	N/A	N/A	ウズベキスタン共和国信用組合協会制度整備、資金導入及びファイナンスサービス保障システム導入、職員技能向上プロジェクト: (WOCCU)
	8 財政運営管理	マイクロファイナンス協会	信用組合・マイクロクレジット組織協会は、マイクロファイナンス機関に世界の先進の業務を導入し、コンサルティングを実施し、研修・セミナーを開催し、諸機関の業務を改善し、より厳しい基準を設けることによって、特に運営システムと活動の透明性という点におけるプロフェッショナリズムの確立と成長を目指している。	1. 質の高い研修内容を提供することで、協会会員企業の技術水準を高める。 2. 社会的責任のある事業に係る基準を設けることで、協会会員によるクライアントの社会的保護状況を改善する。 3. 監査法人との協力を計ることで、協会会員向け監査業務の利便性を高め監査業務の質を向上させる。	4人	4人	1:1	4人	1. タシケント市 マイクロファイナンス協会 a) 協会に関する情報の提供 b) コンサルティング業務の実施 2. サマルカンド市マイクロファイナンス協会 活動内容はタシケント市に準ずる 3. アンディジャン市マイクロファイナンス協会 活動内容はタシケント市に準ずる 4. プハラ市マイクロファイナンス協会 活動内容はタシケント市に準ずる	有・無	休暇許可:2年間	1人	0人	N/A	USAID:マイクロファイナンス協会支援プロジェクト
	9 財政運営管理	国家税務委員会	国家予算の確保、納税者の援助	1. 税金行政の実行 2. 税金機関で働く職員のプロフェッショナルな能力と知識	12029人	8135人	7:1	4959人	1. カラカルバクスタンや各州、タシケント市の国家税金機関。国家予算に当たる税金徴収を行う。 2. 各都市や地区の税金査察局 3. 税金アカデミー 4. 税金カレッジ	有・無	ウズベク法に基づく	7～8人	不明。ただし、中級レベルは5%	N/A	N/A
	10 財政運営管理 ビジネス環境整備	社会・経済研究センター	大統領令によって05年8月に創設。経済省の元では効果的な経済政治センターとして、財務省の元では税金予算政治センターとして、中央銀行の元ではクレジットセンターや発展予測研究所、銀行ファイナンスシステム自由化(規制撤廃)研究所として機能している。 経済改革や自由化、マクロ経済研究、通貨、銀行ファイナンス、人口動態学や社会問題分野での主要な学術機関である。ウズベキスタン共和国閣僚会議の総合情報分析局に対し、国内経済活動や経済問題に関し報告義務がある。 センターの基本目標は国家資源と経済的潜在可能性についての深い分析や、安定しバランスのとれた社会経済発展のための予測分析基礎の形成、経済研究の実践的強化、あらゆる経済改革や自由化に関する課題解決。	1. 自然や鉱物原料、燃料エネルギー資源、地下水資源の合理的利用に関する長期的発展予測や提案 2. マクロ経済パラメーターの体系的分析やマクロ経済の中長期的予測分析、マクロ経済的安定性の確保や安定成長に関する提案の準備 3. 銀行ファイナンス改革や自由化、また流通貨幣強化、税金・予算・クレジット政治の改善、国家通貨の安定に関する傾向分析や法案立案 4. 経済再編成構造に関する立案や投資政治分野の根拠付け 5. 事実に基づく家計調査や、社会政治に関する深く根拠付けられた立案の準備、収入源の確保、住民福祉向上 6. 民主主義プロセス調査や安定雇用率の根拠付け 7. 世界の経験に学び、世界的会計システム導入に関する立案や国家会計システムの向上	102人	45人	3:2	14人	なし	有・無	最低2年間の労働義務	2～5人	15人	定期的に職員向けトレーニングを設けている	1. 国連開発計画 2. 韓国国際経済政治大学(自由経済区創設プロジェクト) 3. 全欧安保協力会議 実施予定のプロジェクト 1.イスラム開発銀行:社会経済分野の国家機関で働く人向けのセミナーや訓練の実施

	開発課題	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	休職許可	帰国後の制約	毎年、推薦可能な人数 (資格要件含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)
					職員総数	22歳～39歳以下の割合	男女比	学士号取得人数		有・無			TOEFL500 (IELTS5.5)以上	組織内の語学研修	
	1 法整備	司法省	社会・政治生活の自由化、司法分野を含む国家機構の自由化、人権と自由の保障を目指す各種法律、大統領令、政令を実現するための業務を行う。	行政法、国際経済法、民法、国際調停法、国際社会人道法、経済法全般	184人	3割以上	8：2	170人	1. タシケント法科大 2. 法曹技能向上センター 3. 法務情報センター 4. 法規執行状況モニタリングセンター 5. 地方局 等	有・無	ウ国の資金で留学する場合は、復職の義務があるが、海外留学については特になし。ただ、海外分についても制約は検討の余地あり。	N/A	データなし。ただし約20人が高いレベルの英語能力	N/A	JICA：法整備支援
	2 法整備	最高経済裁判所	ウズベキスタン共和国最高経済裁判所は憲法、法律、国際的規則に則り、裁判における国民の権利・自由を保障し、企業、組織、団体の権利・利益を保障する。最高経済裁判所の活動は、法律の優位性、社会正義、国民平和、国民統一を目的とする。憲法により、経済裁判所には、最高会議立法院での議案提出権が付与されている。経済最高経済裁判所は、経済裁判における最高司法機関である。最高経済裁判所は、カラカルバクスタン共和国経済裁判所、州（地方）及びタシケント市の経済経済裁判所の活動を監督する権利を有している。最高経済裁判所は、その第一審、控訴審に関して、最も権限のある裁判機関である。最高経済裁判所は、経済裁判所総会での関係経済裁判所の報告監督を実施し、監督下にある経済裁判所の活動を監査し、対象となる経済裁判所の活動の中で評価できるものについて、検討し、報告書にまとめ、通知する。最高経済裁判所の経済裁判所会議は、 ・第一審、控訴審での裁判を扱う。 ・裁判活動を研究し、分析する。 ・法律改正のための提言書を作成する。 ・裁判統計を分析する。 ・法律に則り、他の責務を全うする。	最高経済裁判所は、同裁判所に対して決定が委ねられた、経済活動分野の争い他を、裁判法他の法律に従い、正義を持って解決に導く。憲法により、最高経済裁判所には、最高会議立法院での議案提出権が付与されているため、GTZ(ドイツ)の支援によるウ国経済裁判法新版案の作成等、立法議会に提出するための法案を作成している。	183人	122人	5：1	70人	1.カラカルバクスタン共和国経済裁判所 2.アンディジャン州経済裁判所 3.ナマンガン州経済裁判所 4.フェルガナ州経済裁判所 5.タシケント州経済裁判所 6.シルダリヤ州経済裁判所 7.ジザク州経済裁判所 8.サマルカンド州経済裁判所 9.ブハラ州経済裁判所 10.ナヴォイ州経済裁判所 11.カシカダル州経済裁判所 12.スルハンダリ州経済裁判所 13.ホレズム州経済裁判所 14.タシケント市経済裁判所	有・無	国外への留学生派遣に関しては、当該期間中を無給休暇とする辞令が出され、帰国後自動的に前職に戻る。	最高経済裁判所から2人、各地方経済裁判所から1人ずつ	5人	なし	1. JICA：破産法プロジェクト 2. GTZ：中央アジア諸国における法務・裁判改革支援
	3 法整備 ビジネス環境整備	国家非独占化競争企業活動支援委員会	非独占化委員会は、競争環境振興、独占活動規制、自然独占調整、経済活動不能企業の再編、競争・私企業活動振興・支援、消費者の権利保護、広告市場調整分野における国家政策実施機関である。	当委員会の課題は2005年5月2日発令、ウズベキスタン共和国大統領令PP-66号によって定められている。	584人	410人	4：1	435人	独占禁止政策改善センター	不明	N/A	2～4人	N/A	2008年度、職員研修の一部として英語研修が導入される。現在外国語センターの選択中。	N/A
	4 法整備	タシケント法科大学	ウズベキスタン国内を代表する法科大学である。 - 昼間部には毎年520人の新入学生と200人の編入生が入学する。 - 教員数は、約200名。うち25名が法学博士、約90名が助教授である。 - 授業はウズベク語とロシア語の両方で行われ、4課程で構成されている。 1) 学士課程 2) 修士課程 3) 大学院 4) 博士課程	1.研究職員の育成(大学院生、若手研究者、法学博士の輩出) 2. ウズベク語及びロシア語での法学分野の教科書の作成と発行、研究論文発表 3. ウズベキスタンにおける法律改革問題を扱う研究・実務、教育等に係る会議、セミナー、円卓会議を実施している。	550人	329人	3：2	400人	N/A	有・無	帰国までの休職期間中は、職位が確保される。	1～5人	当該テスト参加経験なし	外国語学科の教職員のみ対象に英語研修プログラムがある	1. タシケント法科大学日本国法律・日本語研究センタープロジェクト：名古屋大学 2. 草の根無償プロジェクト：日本政府 Japan s Grant Assistance for Grass Roots Projects (GAGP) 3. 青年海外協力隊：日本政府
	5 法整備	管財人協会	未回収												

	開発課題	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	休職許可	帰国後の制約	毎年、推薦可能な人数 (資格要件含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)
					職員総数	22歳～39歳以下の割合	男女比	学士号取得人数		有・無			TOEFL500 (IELTS5.5)以上	組織内の語学研修	
	6 法整備	弁護士協会	ウズベキスタン共和国内の諸法律を基に創設された、国内で活動する弁護士のための社会団体である。	1. 民主主義・法治国家に相応しい力を有した独立した弁護士活動体制整備支援 2. 法人、個人の法的権利、自由、利益弁護の際、弁護士の職業的権利及び職業的義務行使の際の平等の達成。 3. 法律の厳守及びその履行に係る職業倫理の確立 4. 弁護士、代弁者としての弁護士活動の支援 5. 弁護士の社会的保護と支援 6. 弁護士活動の社会・経済的發展に寄与する施策及び戦略の策定 7. 国家機関及び社会団体の活動への協力 8. 弁護士活動関連、個人の権利、自由に係る法案の作成及び審議と国家機関への提案作成。 9. 法務所轄官庁や裁判所等からの弁護士活動に係る質問への回答	2000人	N/A	データなし	データなし	カラカルバクスタン共和国支部、タシケント市支部、14の州支部がある。	有・無	ウズベキスタン共和国の労働法で定められているように帰国者は契約に基づいて元の職務に復帰する。	10人	N/A	N/A	1. CONRAD ADENAUER基金：中央アジアとロシア：自国の弁護士法への国際基準導入問題(国際会議) 2. 国際弁護士協会：弁護士・国家の相互協力、弁護士活動の保障(国際会議) 3. アメリカ法律家協会弁護士・刑法鑑定機関の協力整備(国際会議) 4. 国連開発計画：人権問題担当国家機関のキャパシティー・デベロップメント(出版) 5. ユニセフ：少年法務に関する弁護士の役割と位置(国際会議)
	7 法整備	立法議会(最高会議下院)	未回収												
	8 法整備 財政運営管理	財務省	1. 税制、関税政策、予算政策の策定と実施 2. 債務政策の実施 3. 価格政策実施への関与 4. 金融市場発展への関与	1. 予算状況の改善、予算執行制度の改善 2. 保険市場と保険業務の発展及び支援 3. 国家財政統計の改良 4. 国庫制度の改善	349人	232人	6:4	99人	1. 共和国道路基金 2. 予算外年金基金(Extra-budget pension fund) 3. 農村農業機械整備国家促進基金 4. 担保貸付支援基金 5. 共和国予算外書籍基金 6. 灌漑地土地改良基金	有・無	特になし。ただし、有期限雇用契約で一時離職する場合は、復職後3年間は勤務する制約あり。	3～5人	多くはなく英語力強化の必要性を認識している。	以前はあったが現在中止中。今後、再開の検討の余地あり。	1.ADB(財政運営改革プロジェクト) 2.ウズベキスタン財政金融アカデミー(BFA) 3.人材育成(日本国財務省財務総合政策研究所)
	9 法整備 ビジネス環境整備 国際関係	対外経済省	対外経済活動、輸出促進、海外からの投資推進、自由貿易化、貿易活動の強化に係る政策作成と実施。諸外国からの投資・援助調整	課題は2005年7月26日発令、ウズベキスタン共和国大統領令PP-136号によって定められている。 1.対外経済活動分野、具体的には輸出促進、海外からの投資促進、対外貿易自由化、対外関係の拡大と強化分野での唯一の国家政策策定を行う。 2.世界市場での複合マーケティング調査、国内・国外市場の発展に関する深い分析や予測、海外パートナーとの貿易経済関係の強化。 3.確固とした経済発展や経済向上の具体的方策の実行や世界的経済システムへの統合、輸出可能性発展の計画実行、対外経済の権利や利益の確保。 4.海外政府や海外学術機関とウズ国の経済的・財政的發展に向けた協力関係の構築。 5.海外投資の呼び込みや投資計画実現へのモニタリング、海外投資家への必要不可欠な情報提供。	133人	107人	10:3	62人	1. カラカルバクスタン共和国の対経省 2. タシケントや周辺州での対外経済活動管理 3. ウズベクエクスベルチーザ社 4. ウズベクテンダーコンサルティング社 5. ウズインコムセンター 6. ウズエクスポセンター 7. インターサービス社 8. インター建設社 9. ビジネスパートナー新聞など	有・無	復職できる	2人	具体的人数は不明。8割が英語をよく理解する。どの部門で仕事上、英語を使う。	人材開発センターが英語研修を行う。レベルを証明するテストも行う。	N/A

	開発課題	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	休職許可	帰国後の制約	毎年、推薦可能な人数 (資格要件含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)
					職員総数	22歳～39歳以下の割合	男女比	学士号取得人数		有・無			TOEFL500 (IELTS5.5)以上	組織内の語学研修	
	1 経済インフラの更新/ 整備 ビジネス環境整備	国家資産委員会	国家資産管理委員会の主な業務は、経済改革の一層の推進、民有化と民営化の加速、国有資産管理の組織化、民有化企業のモニタリング、市場インフラ整備の支援	1. 我が国経済における国の割合の減少や、民間セクターの役割と意義の著しい増加を目指す施策の実施 2. 省庁、其他国家機関、国営企業、国家予算が拠出されている組織、国が出資している組織の登記と登記簿管理 3. 市場原理の発展と、競争環境の形成、私有財産の増加を促進するための、民有化・民営化プログラム策定及び実施	125人	85人	7:3	29人	1. カラカルパキスタン共和国国家資産管理委員会 2. 州国家資産管理局 3. タシケント国家資産管理局 4. 中央証券保管振替機構 5. 共和国証券取引所 6. 共和国不動産取引所 7. 共和国ビジネススクール	有・無	雇用契約において、委員会の資金で留学する場合は、復職の義務があるが、海外留学については特になし。ただし、検討の余地あり。	2人	具体手な人数は不明だが、海外留学の経験者もいるため、問題ない。自由に英語を操れるのは30人。	以前はあったが現在は行っていない。今後、ビジネススクール等に参加させることも可能。	1.MTCP(マレーシア技術協力プログラム):資産価値評価研修所による評価業務に関する職員研修 2.イタリア国際教育コンソーシアム、伊外務省開発協力総局:企業の技術系スタッフ及び幹部研修 3.KOICA:ウズベキスタン証券市場人材開発 4.インド技術・経済協力プログラム:高等教育機関への専門家留学
	2 経済インフラの更新/ 整備	国家建築・建設委員会	国家機関であり、都市改革や都市計画活動分野での国家政策を実行する。他の国家組織と協力して活動する。活動は大臣会議に報告する。	1. 都市計画や都市計画活動の国家政策の実現。人口分布計画の学術的基礎の確保。 2. プロジェクトの質や、都市計画や都市計画基準に関する法を遵守させるための管理。 3. 都市計画分野での唯一の学術、技術政策の実施。それに伴う情報基地の創設。 4. 市場経済移行の調整やモニタリング。データシステムの作成や導入。	80人	26人	5:3	N/A	1. 情報導入センター「AQAT M」 2. 平準化と証明センター 3. 証明に関する研究所 4. 36の付属機関	有・無	復職は保証す	N/A	N/A(職員の英語レベルは中級)	N/A	国連開発計画と日本政府:学校の耐震化
	3 経済インフラの更新/ 整備	ウズベク公共サービス公社	国内企業及び国民への公共ガス及び上水道の供給・販売を行う。	1. 公共サービス部門における経済改革問題を規定する法案・規制案を作成し大臣会議に提出する。 2. 住宅・光熱部門に係る公共サービス、エンジニアリングサービス他の業務での競争環境導入を支援する。 3. 公共サービス、技術条件、技術基準関連法律の地方自治体、企業、市民による遵守状況のモニタリングを実施する。 4. 公共サービス部門における近代的技術、機器、設備の導入を検討、実施し、生産を実施し、公共部門に必要な機械、設備、機器の発注を行う。	34人	10人	8:2	100%	1. ウズベク公共サービス公社建設エンジニア社 2. 株式会社Uzbekkommunalloqqkhakurilish 3. 株式会社Kommunallizing 4. 教育・エンジニアセンターUzkommunukuvtashkilotchi	有・無	総裁名で無給休暇扱いの辞令が出される。帰国後は辞令に従い以前の部署に復職する。	2人	N/A	N/A	JICA研修:ここ2年で10人が参加
	4 経済インフラの更新/ 整備	ウズベクエネルギー公社	経済の各部門と国民に対し、中央集中的に電力を供給。国内の一部都市において産業用熱エネルギーと一般性活用熱エネルギーを供給している。	1.主要課題は電力及び熱エネルギーの生産、輸送、配分、販売。 2. エネルギー産業の人材育成強化と、近代的な省エネ技術の導入分野における人材育成強化 3. 近代的省エネ技術導入に必要な潜在的投資の模索	52人	N/A	N/A	N/A	1. 株式公開型株式会社「ウズベクウーグリ」 2. 同「ウズベクハイドロKurilish」 3. 同「エレクトロTarmok Kurilish」 4. 同「Maksus Electro Tarmok Kurilish」 5. 同「ハイドロスペッツストロイ」 6. 同「UzkishlokElectroKurilish」 7. 同「据付業務運営No.4」 8. 同「エネルギー・インベクス」 9. 同「ハイドロプロジェクト」 10. 同「火力発電プロジェクト」	有・無	職場は2年まで確保される。帰国保証。	N/A	完璧	N/A	1. JBC(タシケント火力発電所近代化プロジェクト) 2. イスラム開発銀行(グザール発電所 - スルハン発電所500 Kw 高圧線建設)
	5 経済インフラの更新/ 整備	ウズベキスタン鉄道公社	N/A	N/A	51915人	29657人	4:1	N/A	N/A	有・無	辞令により以前の職務に復帰する	N/A	N/A	N/A	N/A

	開発課題	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	休職許可	帰国後の制約	毎年、推薦可能な人数 (資格要件含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)
					職員総数	22歳～39歳以下の割合	男女比	学士号取得人数		有・無			TOEFL500 (IELTS5.5)以上	組織内の語学研修	
6	経済インフラの更新/整備	自動車・河川輸送機構	1. 自動車・河川輸送に係わる基準作成あるいは法的方面での支援 2. 輸送プログラム策定 3. 市場化支援、競争強化 4. 統一された政策の実施 5. ライセンス発行 6. 人員の技能向上 7. 国際的運営に関する課題への取り組み	1. 自動車・河川輸送会社や自動車・河川輸送実行に関わる標準化された基礎を作り上げる。 2. 経済部門や輸送人口の要求に答えた自動車・河川輸送発展のプログラム遂行や実現。 3. 自動車・河川輸送の市場サービスにおける括弧とした環境や市場関係発展のための快適な条件を提供する。 4. 自動車・河川輸送分野での唯一の技術的政策を行う。 5. 自動車や河川交通による人員や貨物輸送へのライセンス発行やライセンス保有者・団体の監督。 6. 人材の質向上のための教育の機会提供	163人	73人	N/A	N/A	1. 地方局 2. 研究センター 3. 規制及び技術センター	有・無	N/A	N/A	英語ができるものは限られている。	N/A	JICA研修 2003年1人、04年2人、05年1人
7	経済インフラの更新/整備	ウズベキスタン自動車公社	国家機関の1つであり、ウズ国の自動車産業企業活動の規制やコントロールを行う。ウズ国や海外での経済的活動や貿易活動を行う輸送関係の資材を提供する会社を管理する。 自動車公社の役割は自動車産業のモニタリングにある。中長期的視野に立ち自動車産業の安定的発展のためのプログラムや戦略を立てる。またこの部門での唯一の科学技術的投資政策を立案する。新製品やサービスのマーケティング調査を行ったり世界市場への導入調査を行う。そのほか、傘下企業の情報提供を行う。	輸送機材の生産拡大と実行、自動車製造にかかわる材料の地元調達・生産、輸出強化	53人	22人	5:4	7人	1.ウズコラム(バンパー、パネル:304人) 2.ウズトングホング(座席:512人) 3.ウズドングボン(バルク:232人) 4.ウズドングジュ(ラックや染料製品:260人) 5.ウズドングヤング(内装:421人) 6.ウズエクサイド(蓄電器:556人) 7.アフトオйна(ガラス:492人)など	有・無	復職を保証	N/A	N/A	なし	N/A
8	経済インフラの更新/整備	ウズベキスタン道路公社	道路網発展分野におけるウズベク国唯一の技術政策運営機関	1. 自動車道の建設、債権、修理、維持 2. 国際的意義をもつ自動車道の建設や修理	34人	14人	5:3	31人	N/A	有・無	特になし。帰国まで席は確保。	数人	4人	N/A	1. 日本国政府無償資金協力:幹線道路A-373 2. FRG(ドイツ):30人の技術向上への無償支援 3. 日本国政府無償資金協力:幹線道路M-39
9	経済インフラの更新/整備	ウズベキスタン化学産業公社	国営株式会社であり、化学産業発展のための共通のコンセプトを策定し、導入する。また、生産者、国家経済の確固たる前提条件を創出し、大型化学企業の生産技術開発政策、マーケティング政策を実施する。	1. 化学産業における近代化、再編、再装備や効果的省エネ技術導入、生産や組み立てのローカライゼーションに係る技術政策の実施 2. 農業部門の化成肥料、農業需要調査、他の経済部門の化学製品需要調査 3. 化学産業の安定的発展、競争性のある化学製品の生産拡大、輸出ポテンシャル拡大に向けられた中長期プログラム策定と実施 4. 農業用肥料と除草剤販売見本市の毎年の開催 5. 国内外の投資誘致による化学産業系企業的大幅改革と民営化 6. 市場経済に適応するためのエンジニア・技術系職員、経営系職員の技能向上、再教育	87人	33人	2:1	3人	1. フェルガナの2工場 2. ウズ化学産業公社ロイハ 3. キミョー交通 4. ナボイアソット 5. マハム - チルチック 6. フェルガナアソット	有・無	以前の役職かそれ以上の役職に就くことになる。	10～15人	5人	N/A	三菱商事と共に、国連京都議定書に係る案件をCBRの資金を利用し実施している。

	開発課題	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	休職許可	帰国後の制約	毎年、推薦可能な人数 (資格要件含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)
					職員総数	22歳～39歳以下の割合	男女比	学士号取得人数		有・無			TOEFL500 (IELTS5.5)以上	組織内の語学研修	
1	国際関係	外務省	1. 対外政策の戦略、外交上の利益擁護・推進、国際活動全般につき提案する。 2. 対外経済関係の発展を支援し、国際金融・経済機関やその他組織との関係作りと関係拡大を支援する。 3. 他国の然るべき国家機関や外交組織並びに国際機関と交渉し、条約や協定を締結する。 4. 我が国省庁や関係機関の対外関係業務を調整する。	1. アジア太平洋と中央アジアの国際関係 2. 国際法 3. 国際経済	N / A	71%	9:1	100%	外交サービス部 通信社「Jahon」 世界経済外交大学 世界経済外交大学付属アカデミック・リセ	有無	誓約はないが、海外留学生者は全員職場に戻り、少なくとも1、2年は働いている。(復職を義務化する)契約書の例を示してくれば、契約書を作成し、しばりをかけることも可能。	N/A	9割以上の職員が英語を理解する	世界経済外交大学による短期研修	KOICA、MTCP(マレーシア技術協力プログラム)、DAAD(German Academic Exchange Service:ドイツの教育関連機関)等
2	国際関係	世界経済外交大学	外務省の支部であり、国内経済、政治、国際法人材育成をまかなう主要学術機関である。卒業生は主要省庁(外務省、対経省、司法省など)や学術機関、国際機関、非政府組織などで活躍している。	1. 教育の質の向上、国際基準の達成 2. 最新の教育術の導入と、教授・講師陣の熟練度向上 3. 人材育成において海外の専門化をひきつけること、修士教育の向上	650人	450人	1:1	87%	N / A	有無	ウズ国法に基づく	3～6人	25～30%	N / A	1. KOICA: 電子図書館創設 2. 国連開発計画: 人類発展コース導入 3. GTZ(ドイツ技術支援): 情報・文書センター創設 実施予定のプロジェクト 1. 同大の近代化 2. 交渉プロセスの心理学に関する訓練研究所の開設
3	国際関係 ビジネス環境整備 法整備	対外経済省	対外経済活動、輸出促進、海外からの投資推進、自由貿易化、貿易活動の強化に係る政策作成と実施。諸外国からの投資・援助調整	課題は2005年7月26日発令、ウズベキスタン共和国大統領令PP-136号によって定められている。 1.対外経済活動分野、具体的には輸出促進、海外からの投資促進、対外貿易自由化、対外関係の拡大と強化分野での唯一の国家政策策定を行う。 2.世界市場での複合マーケティング調査、国内・国外市場の発展に関する深い分析や予測、海外パートナーとの貿易経済関係の強化。 3.確固とした経済発展や経済向上の具体的方策の実行や世界的経済システムへの統合、輸出可能性発展の計画実行、対外経済の権利や利益の確保。 4.海外政府や海外学術機関とウズ国の経済的・財政的発展に向けた協力関係の構築。 5.海外投資の呼び込みや投資計画実現へのモニタリング、海外投資家への必要不可欠な情報提供。	133人	107人	10:3	62人	1. カラカルバクスタン共和国の対経省 2. タシケントや周辺州での対外経済活動管理 3. ウズベクエクスベルチャーザ社 4. ウズベクテンダーコンサルティング社 5. ウズインコムセンター 6. ウズエキスポセンター 7. インターサービス社 8. インター建設社 9. ビジネスパートナー新聞 など	有無	復職できる	2人	具体的人数は不明。8割が英語をよく理解する。どの部門で仕事上、英語を使う。	人材開発センターが英語研修を行う。レベルを証明するテストも行う。	N / A

ウ国 第1バッチの候補者の選考方法

本調査では、調査の一環として、第1バッチの留学候補者の選考を実施し、その選考経過で把握された事実及び事業規模（受入人数）の検討結果をサブプログラム基本計画（第二次案）に反映した。

ウ国における第1バッチの留学候補者の選考は、以下の通り実施された。

1. 応募者の募集（2008年6月～7月）

第1回運営委員会にて了承を得た応募者資格要件、募集要項・応募書類、選考スケジュールにしたがって、第一次現地調査及び第一次国内解析期間中に対象機関に対して以下の募集支援を行った。

(1) 説明会・募集用資料等の準備の実施

応募及び調査に必要な

- ・ 募集要項、
- ・ 応募書類、
- ・ ”Let's Study in Japan!”¹
- ・ ショートリスト・ロングリストフォーム

を作成し、対象機関に対する個別ヒアリング調査実施時に配布するとともに、JDS 新方式、サブプログラム／コンポーネント、対象機関の役割、ショートリスト・ロングリスト、応募書類の記入方法、選考スケジュール等の説明を行った。

(2) 応募者選出・ロングリスト提出依頼

全対象機関に対して、前述の募集用資料一式にカバーレターを添えて配布²するとともに、応募者選出及びショートリスト・ロングリストの提出依頼を行った。

(3) 回収方法

7月25日までに各対象機関から応募書類、ショートリスト・ロングリストがJDSプロジェクト事務所³へ提出された。提出された応募書類数84通、ショートリスト記載者数（本年応募者予定者数）87名、ロングリスト記載者数176名であった。

2. 受入大学による書類選考及び結果

提出された応募書類を各受入大学に送付し、大学教員による書類選考を実施（8月25日～9月8日）。書類選考と前後して、英語及び数学の適性試験を実施（8月21日）し、書類選考の参考資料として結果を大学側に提供。9月9日までに、5受入大学から書類選考の結果を得た。

各試験・選考については、以下の通り実施した。

¹ 過去のJDS事業にて利用されていた事業紹介用パンフレット

² 要望に応じたデータでの応募書類の提供も実施

³ JDSプロジェクト事務所：JICEは1999年の事業開始当初より、タシケント市内にプロジェクト事務所を設置し、留学生の募集・選考、現地語学研修、オリエンテーション、来日手続き等を実施してきた。本調査においても同事務所を有効に活用している。

(1) ベーシックチェック

7月25日～8月7日にかけて、書類審査の事前段階として、応募時に設定された資格要件、必要な書類、応募書類上の記入間違い等に関して確認し、不明な点に関しては本人または内容によっては所属先に確認を行った。ベーシックチェックを通過した応募書類は72通（26対象機関）であった（応募対象外（12通）の主な理由は、2年間の実務経験不足や書類不備によるもの）。8月13日に応募者へ結果を通知するとともに、JICE本部を通じて受入予定大学への応募書類の発送を行った。

(2) 英語試験及び数学試験

ベーシックチェックを通過した72名に対して、書類選考の参考資料として基礎的な学力を確認するための英語及び数学試験を8月21日に実施した。英語は国際的なレベルを確認するためにBritish CouncilのIELTSを受験させ、数学は、過去のJDS事業で経済・経営分野での受入実績のある大学が、修士課程レベルに必要な数学能力を確認するために作成した問題を利用した。

いずれの試験の結果についても、選考上の可否の最低ラインは設定せず、各受入大学に対して受験者全員分の結果⁴を書類選考の参考資料として提供した。

(3) 書類選考

審査項目は、学業成績（25点）、帰国後の知識活用法（20点）、研究計画（25点）、推薦状（10点）、研究科との合致度（20点）の5項目であり、100点満点で採点を実施。可否の判定については、○×方式（「○」は面接希望の候補者、「×」は不合格）で行われた。審査得点による○×の可否ラインは設定せず、「○」のみを書類選考通過とした。英語試験及び数学試験結果の取扱については、可否判定基準の一部とするか参考程度とするか等、入学後に必要な学力、英語・数学能力の重要性等が大学ごとに異なるため、大学側の判断に委ねた。

以上の結果、3サブプログラム／5コンポーネントにおいて、23対象機関から37名が書類選考を通過した（別添10-a：対象機関の内訳付き選考結果）。

3. 受入予定の大学教員による専門面接及びその結果

その後、9月14日～9月18日にかけて大学教員による専門面接及び主管省庁を中心とした対象機関関係者と大学教員との協議が実施された（日程は表1の通り）。

⁴ 数学試験に関しては、採点結果に加えて、解答のプロセスが記載されている解答用紙の原紙も大学側に提供。

表 1 専門面接及び協議の日程

月日		日程
9月15日	月	現地着
9月16日	火	ブリーフィング・オリエンテーション
		日本関係機関表敬訪問（在ウズベキスタン日本大使館）
		高等中等専門教育省表敬訪問(同省会議室)
9月17日	水	専門面接実施【早稲田大、立命館大、名古屋大、国際大】
9月18日	木	主管省庁協議 対外経済投資貿易省【早稲田大学（商学研究科）】
		同上 財務省【立命館大学】
		同上 司法省【名古屋大学】
		同上 国家資産委員会【国際大学】
		同上 外務省【早稲田大学（アジア太平洋研究科）】
9月19日	金	運営委員会報告会
		現地発

審査項目は、学問的背景と学習能力（50点）、留学を成し遂げるための素養（30点）、ウ国の開発に寄与する可能性（20点）の3項目であり、100点満点で採点を実施。合否判定は三段階方式（「○」は積極的に受入りたい、「△」は受入可、「×」は不合格）で行われた。審査得点による合否ラインは特に設定せず、「○」及び「△」を専門面接の合格とした。その結果、37名の面接対象者のうち16対象機関23名が専門面接を合格した。

4. 運営委員会による総合面接及びその結果

総合面接に先立って、9月25日～26日にかけて専門面接合格者に対する健康診断が実施され、1名を除いた22名は留学に支障があるとされる健康上の問題は発見されなかった。

大学教員による専門面接を通過した候補者に対して、10月8日に運営委員による面接が実施された。審査項目は、当該国の開発に寄与する可能性（50点）、留学の成果を長期的に活かしていく能力（25点）、留学を成し遂げるための素養（25点）の3項目であり、100点満点で採点を実施。合否については、全サブプログラム／コンポーネントの応募者の順位づけを行い、まず、各サブプログラム／コンポーネントの高得点者から最低合格人数⁵を合格とし、他については、各応募者の全体的な能力に基づく判定を行った。その結果、表2の通り13対象機関から15名が選考された。

⁵ 事業の主旨に基づき、4ヶ年の事業サイクルにおいて、先方政府と協議の結果決定した重要なサブプログラムに対して、ある程度まとまった人数の投入を実現するため、最低合格人数を各サブプログラム／コンポーネントごとに設定（サブプログラム／コンポーネントに各2名と設定）

表 2 第1バッチ応募者の選考結果（サブプログラム別）

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	有効 応募者数		書類審査 合格者数		合格率	専門面接 合格者数		合格率	総合面接 合格者数	
1. 市場経済発展 と経済・産業振興 のための人材育 成・制度構築支援	ビジネス環境整備	早稲田	商学研究科	11	(6)	7	(6)	63.6%	6	(5)	54.5	4	(4)
	財政運営管理	立命館	経済学研究科	22	(7)	10	(6)	45.4%	5	(3)	22.7	3	(3)
	法制度整備	名古屋	法学研究科	7	(4)	4	(3)	57.1%	3	(3)	42.8	2	(2)
2. 経済インフラの更新・整備		国際	国際経営研究科	28	(6)	12	(5)	42.8%	8	(4)	28.5	5	(3)
3. 国際関係		早稲田	アジア太平洋研究科	4	(3)	4	(3)	100%	1	(1)	25%	1	(1)
合計				72	(26)	37	(23)	51.3%	23	(16)	31.9%	15	(13)

()に記載した数字は対象機関数を表す。

5. 第1バッチの受入人数の確定

第三次現地調査において、官団員より先方政府に対し、第二次現地調査の結果に基づき決定された各サブプログラム/コンポーネント2における受入人数(案)及び同人数の算出過程を説明し、先方の了承を得た。第1バッチの受入人数(案)は表3のとおりである。

表3 第1バッチの受入人数(案)

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	受入人数 (案)
1. 市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援	ビジネス環境整備	早稲田	商学研究科	4
	財政運営管理	立命館	経済学研究科	3
	法制度整備	名古屋	法学研究科	2
2. 経済インフラの更新・整備		国際	国際経営研究科	5
3. 国際関係		早稲田	アジア太平洋研究科	1
			合計	15

6. 第1バッチの選考結果の通知

2008年12月末、全ての最終選考受験者に対し、選考結果を通知した。また、主管省庁との協議結果を踏まえ、全ての対象機関に対し、当該機関より推薦のあった全ての応募者の選考結果にかかる通知を行った。

7. 来日前学習支援

2009年3月、第1バッチの合格者に対して、大学院入学後、スムーズに研究に移行できるよう、4冊の英語教材を配付し、英語能力向上にかかる自己研鑽を促した。

8. 第1回オリエンテーションの実施

2009年3月、第1バッチの合格者に対して、日本留学にかかる第1回オリエンテーションを実施した。主な説明内容は以下の通り。なお、第2回オリエンテーションについては、合格者の来日直前に実施することを検討している。

- ① JDS 事業概要、留学生支援体制、JDS 生の位置付け
- ② 来日に先立ち必要な準備事項
- ③ 来日までのスケジュール概要
- ④ その他

9. 受入大学との調整等

(1) 出願手続きに係る調査の実施

2009 年 1 月中旬に、受入大学の出願時期・方法・検定料等に関する調査を実施し、各大学より出願書類を入手した。また、前述の通り、現地プロジェクト事務所を通じて、2009 年度入学予定者に対して出願書類の作成指導及び必要書類の提出の依頼および回収を行っている。

入学予定者から提出された書類については、同書類の内容を確認の上、指定された期間内に大学に出願を行うと共に検定料の支払い手続きを実施している。

(2) 受入大学への第 1 バッチの合格者及び 4 バッチ分の受入予定人数の通知、内諾書の取り付け

2009 年 2 月中旬、2009 年度入学予定者及び 2009 年度から 2012 年度までの 4 バッチの受入予定人数に関する、受入大学宛の通知文案を作成し、JICA 了承の後、JICA 国内事業部長名で同通知文を発出した。また、各受入大学に対して、内諾書の取り付けを行った。

(3) 受入大学への出願手続きの支援

2009 年 3 月、第 1 バッチの合格者（2009 年度入学予定者）に対して、大学出願書類の作成指導及び同書類の回収を行った。また、名古屋大学法学研究科および立命館大学経済学研究科に対して、回収後の同書類を提出した。また、大学出願書類の提出期日が 2009 年 4 月以降であった早稲田大学（商学研究科、アジア太平洋研究科）及び国際大学国際経営学研究科の第 1 バッチ合格者（2009 年度入学予定者）に対して、大学出願書類の作成指導及び同書類の回収を行い、同書類を大学に提出した。

(4) 辞退対応について

2009 年 6 月、ウズベキスタン自動車公社より、同機関傘下の GM ウズベキスタン所属の最終候補者（Mr. HASANOV Bahromjon）の辞退申請文書が提出されたため、運営委員会での決議に基づき、「経済インフラの更新・整備」サブプログラムの第 1 位次点候補者（ウズベキスタン自動車公社所属、Mr. KHUSANOV Dilshod）が繰り上げ合格となった。

また、2009 年 7 月、弁護士協会より、同機関所属の最終候補者（Ms. YAKUBOVA Iroda Bakhramovna）の辞退申請文書が提出されたため、運営委員会での決議に基づき、「法整備」コンポーネントの第 1 位次点候補者（司法省所属、Mr. SUVONOV Umid）の繰り上げが検討されたが、受入大学である名古屋大学法学研究科に確認したところ、9 月の入学直前の時期であり、次点候補者の繰り上げへの対応は出来ない旨回答があり、同コンポーネントは 1 名欠員となり、第 1 バッチ留学生は 1 名となった。

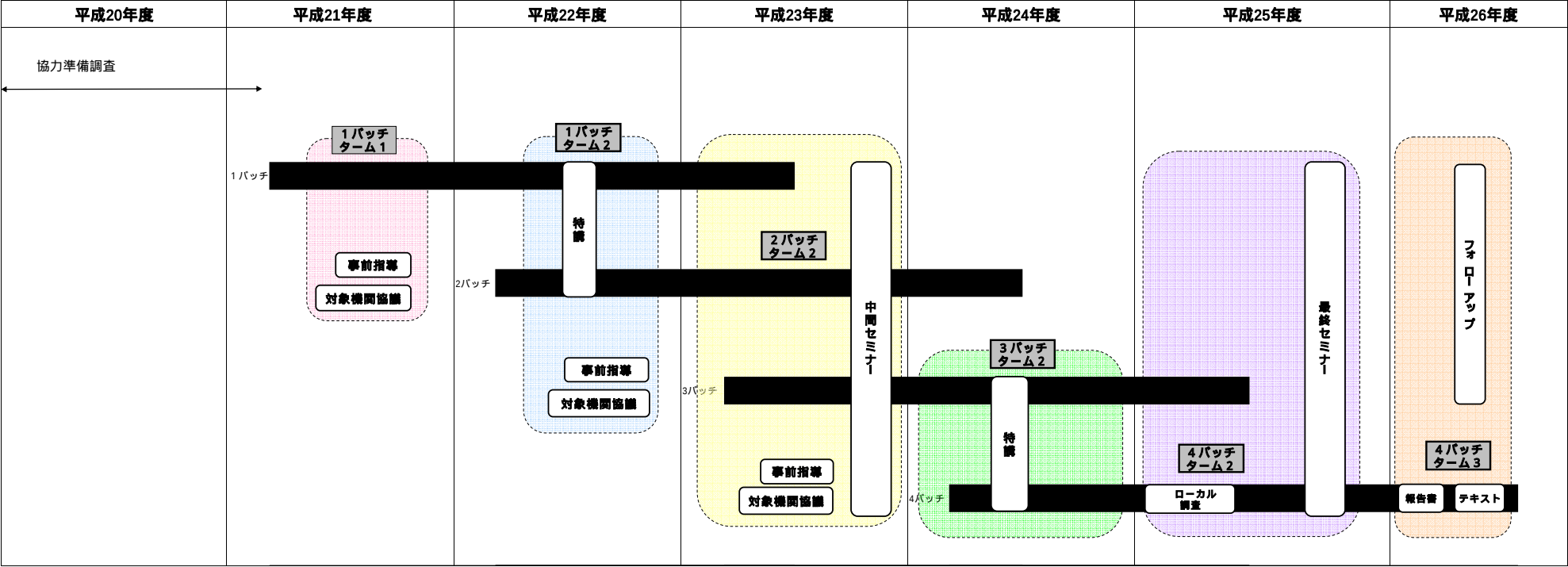
なお、今バッチに 2 名の辞退者が発生したことを踏まえ、今後、現地運営委員会等の場において、現地事業関係者と辞退者対策に関し、協議する予定である。

ウ国第1バッチ選考結果(対象機関別)

サブ・プログラム	コンポーネント	大学		対象機関	第1バッチ		第1バッチの 選考結果	
		大学名	受入可能 人数		A/F数	コンポーネント別	大学別	対象機関別
市場経済発展と経済・産業振興の ための人材育成・制度構築支援	ビジネス環境整備	早稲田大学商学研究科	4	対外経済省	2	15	4	1
				経済省				0
				国家非独占化競争企業活動支援委員会	3			1
				科学アカデミー経済研究所				0
				共和国商工会議所	3			1
				社会・経済調査センター	5			0
				国家資産委員会	1			0
				国家資産委員会証券市場機能調整・管理 センター	1			1
				農水省				0
				財務省	4			1
	財政運営管理	立命館大学経済学研究科	3	中央銀行	4	24	3	1
				銀行業協会				0
				対外経済銀行	4			1
				金融財政アカデミー	1			0
				国家税関委員会	3			0
				社会・経済調査センター	1			0
				クレジット協会				0
				マイクロファイナンス協会				0
				国家税務委員会	7			0
				法整備	名古屋大学法学研究科			2
	最高経済裁判所	2	1					
	国家非独占化競争企業活動支援委員会		0					
	弁護士協会	3	1					
	タシケント法科大		0					
	管財人協会		0					
	立法議会		0					
	財務省		0					
	対外経済省	1	0					
	経済インフラの更新・整備	国際大学国際経営学研究科	6			国家資産委員会		
				国家建築建設委員会		0		
				ウズベキスタン公共サービス公社	2	0		
				ウズベクエネルゴ	10	1		
				ウズベキスタン国営鉄道公社	9	0		
				自動車・河川輸送公社	1	0		
				ウズベキスタン自動車公社	9	3		
				ウズベキスタン道路公社		0		
				ウズベキスタン化学産業公社	1	1		
国際関係				早稲田大学アジア太平洋研究科	3	外務省	2	5
	世界経済外交大学	2	0					
	対外経済省	1	0					
計					84	84	15	15

: 主管省庁

受入大学からの提案による活動(モデルプラン)



JDS事業計画総表（ウズベキスタン国）

サブプログラム	コンポーネント	主管省庁	対象機関	大学	研究科	4バッチの受入人数(案)				
						第1バッチ	第2バッチ	第3バッチ	第4バッチ	計
1. 市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援	ビジネス環境整備	対外経済関係投資貿易省	対外経済関係投資貿易省、国家非独占化委員会、商工会議所、科学アカデミー経済研究所、マクロ経済予測研究所、国家資産委員会、証券市場管理調整センター	早稲田大学	商学研究科	4	4	4	4	16
	財政運営管理	財務省	財務省、中央銀行、国立海外経済活動銀行、金融財政アカデミー、国家税務委員会、国家税関委員会、マクロ経済予測研究所	立命館大学	経済学研究科	3	3	3	3	12
	法整備	司法省	司法省、最高経済裁判所、財務省、対経省、タシケント法科大学、弁護士協会	名古屋大学	法学研究科	1	2	2	2	8
2. 経済インフラの更新・整備		国家資産委員会	国家資産委員会、ウズ公共サービス公社、ウズベクエネルギー、ウズ鉄道公社、自動車・河川輸送機構、ウズ自動車産業公社、ウズ化学産業公社	国際大学	国際経営学研究科	5	4	4	4	17
3. 国際関係		外務省	外務省、世界経済外交大学、対外経済投資貿易省	早稲田大学	アジア太平洋研究科	1	2	2	2	7
計						14	15	15	15	60

JDS事業(ウズベキスタン)事業規模検討表

サブ・プログラム	コンポーネント	大学		対象機関	潜在的候補者 (年齢・学士取得等)	
		大学名	受入可能 人数		対象機関別	コンポーネント 別
市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援	ビジネス環境整備	早稲田大学商学研究科	4	対外経済省	60	700
				経済省		
				国家非独占化競争企業活動支援委員会	430	
				科学アカデミー経済研究所	65	
				商工会議所	30	
				マクロ経済予測研究所	15	
				国家資産委員会	30	
				証券市場管理調整センター	70	
				農水省		
	財政運営管理	立命館大学経済学研究科	3	財務省	90	10,000
				中央銀行	104	
				銀行業協会	2	
				国立海外経済活動銀行	2,720	
				金融財政アカデミー	8	
				国家税関委員会	2,550	
				マクロ経済予測研究所	12	
				クレジット協会		
				マイクロファイナンス協会	4	
	法整備	名古屋大学法学研究科	2	国家税務委員会	4,510	1,100
				司法省	150	
				最高経済裁判所	60	
				国家非独占化競争企業活動支援委員会	390	
				弁護士協会		
				タシケント法科大	350	
				管財人協会		
				立法議会		
				財務省	90	
	経済インフラの更新・整備	国際大学国際経営学研究科	6	対外経済省	60	1,600
				国家資産委員会	30	
国家建築建設委員会						
公共サービス公社				30		
ウズベクエネルギー						
鉄道公社				1,500		
自動車・河川輸送公社						
自動車公社				7		
道路公社				30		
国際関係	早稲田大学アジア太平洋研究科	3	化学産業公社	3	600	
			外務省			
			世界経済外交大学	545		
計					14,000	14,000

:主管省厅

4バッチの応募候補者							
第1バッチ		第2バッチ		第3-4バッチ		応募候補者計	
対象機関別 応募数	コンポー ネット別	S/L	コンポー ネット別	L/L	コンポー ネット別	対象機関別	コンポー ネット別
2	15	1	11		29	3	55
						0	
3						3	
						0	
3		3		10		16	
5		5		10		20	
1				4		5	
1		2		5		8	
					0		
4	24	4	11	8	18	16	53
4						4	
						0	
4		2				6	
1						1	
3						3	
1		5		10		16	
						0	
					0		
7					7		
2	8	2	10	3	33	7	51
2		2		8		12	
						0	
3		4		22		29	
						0	
						0	
						0	
						0	
1		2			3		
	32	3	21	4	41	7	94
						0	
2		2		4		8	
10						10	
9		8		16		33	
1		3		10		14	
9		2		4		15	
						0	
1		3	3		7		
2	5		2		0	2	7
2				2			
1		2		3			
84	84	55	55	121	121	260	260

第1バッチの選考					
応募者		専門面接		総合面接	
対象機関別応募数	コンポーネント別	対象機関別応募数	コンポーネント別	対象機関別応募数	コンポーネント別
2	15	2	6	1	4
3		1		1	
3		1		1	
5		1			
1					
1		1		1	
4	24	1	5	1	3
4		3		1	
4		1		1	
1					
3					
1					
7					
2	8	1	3		2
2		1		1	
3		1		1	
1					
	32		8		5
2					
10		1		1	
9					
1		1			
9		5		3	
1					
2	5	1	1	1	1
2					
1					
84	84	23	23	15	15

第2バッチ応募候補者との面談結果 (大学受入可能人数)	4	3	2	6	3	18
--------------------------------	---	---	---	---	---	----

第1バッチの 選考結果		受入人数				
大学別	対象機 関別	第1B	第2B	第3B	第4B	計
4	1	4	4	4	4	16
	0					
	1					
	0					
	1					
	0					
	0					
	1					
3	0	3	3	3	3	12
	1					
	1					
	0					
	1					
	0					
	0					
	0					
2	0	2	2	2	2	8
	1					
	0					
	1					
	0					
	0					
	0					
	0					
5	0	5	4	4	4	17
	0					
	0					
	0					
	1					
	0					
	0					
	3					
1	0	1	2	2	2	7
	1					
	0					
15	15	15	15	15	15	60